

平成 2 6 年

# 第 1 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 6 年 3 月 1 1 日 開 会

平成 2 6 年 3 月 1 9 日 閉 会

三川町議会事務局





予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	……………	1 2 3
議第 1 3 号	三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 2 6
議第 1 4 号	三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定について	…………… 1 2 7
議第 1 5 号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 2
議第 1 6 号	三川町税条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 4
議第 1 7 号	三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 5
議第 1 8 号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 7
議第 1 9 号	三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 3 9
議第 2 0 号	三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	…………… 1 4 0
議第 2 1 号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 1 4 1
三川町議会議員の派遣について	……………	1 4 2

平成26年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年3月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長 教育次長兼公民館長併	宮野淳一建設環境課長
成田弘農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
五十嵐礼子総務課長補佐 (総務担当)	鈴木亨危機管理係長
本間明総務課長補佐 (財政担当)	齋藤仁志企画調整課長補佐
中條一之企画調整主査兼 企画調整係長	高橋真利子住民係長
加藤善幸税務主査兼税務係長	本間純納税係長

菅原和子	国保係長	丸山誠司	健康福祉課長補佐
菅原勲	福祉係長	糸尚美	介護支援係長兼 地域包括支援センター係長
黒田浩	産業振興課長補佐	高橋誠一	農政主査
齋藤茂義	建設環境課長補佐	加藤直吉	建設主査兼建設係長
須藤輝一	環境整備主査 兼環境整備係長	齋藤いつ	出納係長
佐藤亮	学校教育主査 兼学校教育係長	本多由紀	保育園係長併 学校教育係長
鈴木武仁	社会教育係長	菅原洋輔	農業委員会事務局長補佐
今野徹	農業委員会総務係長		
和田勉	監査委員	青木桂	教育委員会委員長
庄司正廣	農業委員会会長		

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉	議会事務局長	高橋朋子	書記	五十嵐章浩	書記
齋藤哲	書記				

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            3月11日（火）          午前9時30分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・ 三川町振興審議会報告                                 |
| 日程第 4 | 施政方針<br>・ 三川町施政方針<br>・ 教育委員会行政方針<br>・ 農業委員会行政方針      |
| 日程第 5 | 請願第 1 号    T P P（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める<br>意見書提出を求める請願 |
| 日程第 6 | 請願第 2 号    安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願                   |
| 日程第 7 | 議第 1 号      平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）                   |
| 日程第 8 | 議第 2 号      平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第1号）         |
| 日程第 9 | 議第 3 号      平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算<br>（第1号）        |
| 日程第10 | 議第 4 号      平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算<br>（第3号）           |
| 日程第11 | 議第 5 号      平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正<br>予算（第1号）       |
| 日程第12 | 議第 6 号      平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算<br>（第1号）          |
| 日程第13 | 議第 7 号      平成26年度三川町一般会計予算                          |
| 日程第14 | 議第 8 号      平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算                    |
| 日程第15 | 議第 9 号      平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 日程第16 | 議第10号      平成26年度三川町介護保険特別会計予算                       |
| 日程第17 | 議第11号      平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算                   |
| 日程第18 | 議第12号      平成26年度三川町下水道事業特別会計予算                      |

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成26年第1回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 成田元一議員、2番 志田徳久議員、以上、2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る3月6日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として平成25年度各会計補正予算6件、平成26年度各会計予算6件、条例の設定及び改正9件、以上21件があり、この他に諸般報告1件、施政方針3件、一般質問5名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日11日から19日までの9日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に三川町施政方針、教育委員会委員長並びに農業委員会会長の行政方針が示されます。なお、この際は補佐・主査・係長も出席となります。次に、請願2件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に審査付託されます。

次に、平成25年度の各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成26年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。

その後に、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の12日は、本会議は休会となりますが、請願審査委員会が開催され、付託された請願の審査を行います。

第3日目の13日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行い、その後、追加議事日程として請願審査委員会報告が予定されており、これで散会となります。

第4日目の14日と第7日目の17日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないことといたします。



なお、第5日目の15日と第6日目の16日は、土曜日、日曜日のため、及び第8日目の18日は本会議が休会となります。

第9日目の最終日19日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。

この後、町長提案の条例の設定及び改正9件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

なお、この後、追加議事日程として、請願採択の場合は意見書提出2件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの9日間に決定しました。

- 議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。工藤副町長。

- 説明員（工藤秀敏副町長） 三川町振興審議会に関する報告について申し上げます。

お手元に配付の別紙報告書をご参照願います。

去る2月19日、三川町振興審議会に第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について諮問し、答申を求めたところであります。

答申の経過について申し上げます。

### 三川町振興審議会に関する報告書

#### 1. 諮問事件

- (1) 第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について

#### 2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

### 3. 答申の経過

- (1) 平成26年2月19日、午後1時30分、三川町役場講堂において、平成25年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員15名と代理出席1名、当局から町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育次長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 委員の交替により新たに2名の委員の任命を行った。
- (4) 五十嵐慶一会長、町長の挨拶後、議事録署名委員に坂 義若委員、大滝勝弥委員を指名した。
- (5) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (6) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時に閉会した。

### 4. 答申の内容

- (1) 第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について：原案のとおり

### 5. 少数意見の留保の有無

- (1) 第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について：無し

第3次三川町総合計画に係る平成26年度・27年度・28年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成26年3月11日

三川町長 阿 部 誠

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長等が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時36分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。

(午前 9時46分)

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成26年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成26年度の

町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

私にとりまして、町政執行の重責を担わせていただいてから11年が経過し、平成26年度は3期目の最終年であります。この間、総合計画に沿った施策の実現と、町民の皆さまとの協働のまちづくりを目指し、安全安心で住みよい町、町民福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業の振興に、積極果敢に取り組んできたところであります。今年度におきましても、第3次総合計画の一層の推進を図り、「みんなで創り育む「いのち、自然、豊かさ」人輝くまち みかわ」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日本の経済は緩やかな回復基調にあり、円安や株価上昇による資産効果や、消費者マインドの改善を背景とする個人消費が景気をけん引し、企業収益の改善もあいまって、支出、生産、所得の循環が好転してきていると言われております。こうした状況の中において、政府は社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、予算を聖域なく抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図ることを基本とした、平成26年度政府予算案を閣議決定したところであります。このような基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、平成25年度の当初予算比で3.5%増の95兆8,823億円となったところであります。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税収入を35兆127億円、前年度比2.9%増と見込み、一般財源総額では60兆3,577億円で前年度比1.0%の増となっておりますが、地方交付税は16兆8,855億円で1.0%の減、地方債は10兆5,570億円で5.3%の減となっております。

このような状況の中、本町の財政運営におきましても引き続き厳しい状況が見込まれるところではありますが、重要事業である公共施設の耐震化及び長寿命化に取り組むとともに、町民の健康と生活支援、子育て支援対策の充実及び防犯対策の強化、さらには基幹産業である農業をはじめとする地域産業の育成と振興を図ることを基本とし、平成26年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、国の地方財政計画に基づき地方交付税及び臨時財政対策債の減額を見込んでおりますが、町税につきましては町民税や固定資産税などの伸びが見込まれるとともに、国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、教育施設整備基金の取り崩しなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行政経費の抑制に努めることを根底とし、行財政改革を一層推進することとしながらも、地域の活性化を図るための第3次総合計画事業費を最大限確保し、まちづくりの諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成26年度の一般会計予算は36億円となり、対前年度比6.3%の増額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成26年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

三川町総合計画の基本理念である『一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり』を目指し、行政の各種施策や事業を展開していくためには、多くの町民の声を町政に反映させることが最も重要であり、同時に情報の透明性を確保することにより町民と行政が課題を共有し合い、互いに連携・協力しながら活力ある地域社会の実現に取り組んでいくことが必要であります。

このようなことから、今年度においてもパブリックコメントや行政評価を的確に実施し、行政の施策などの実施状況を周知するとともに、町民と直にひざを交えコミュニケーションを図る「町長と語る会」を精力的に開催するなど、広報広聴活動に力を注いでまいります。さらには、町民や団体等の特色ある活動を支援することによって地域コミュニティ活動の活発化を促し、協働のまちづくりを進めるための「協働事業提案制度」を継続して実施してまいります。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、進学や雇用状況から若者の町外、県外への転出などを背景に、本町でもいわゆる「空き家等」と呼ばれる管理者不在の土地、建物が増加している状況にあります。所有者等による空き家等の適正管理が行われ、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、安全な生活環境の確保と地域づくりに繋げる必要があります。このようなことから、所有者、地域住民、そして行政が適切な役割分担を行うための基本となる「空き家等の適正管理に関する条例」を本定例会において提案し、問題解決に向けた適切な対応に努めてまいります。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てできることを目的とした次世代育成対策行動計画の現計画が、平成26年度をもって終了することから、その後継計画として、国の子ども・子育て支援法に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、健やかに産み育てられる環境の整備を図りながら、子育てを社会全体で理解し支えあう地域づくりを推進してまいります。

東日本大震災以降、本町でも災害に強いまちづくりを進めておりますが、昨年度に引き続き、国・県等の支援を活用し、再生可能エネルギーを利用しながら防災機能の強化を図るため、避難所に指定している公共施設に太陽光発電の外灯を設置してまいります。

広域行政の推進につきましては、町民生活の広域化や少子高齢化の進展に伴って、生活に必要な機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏域を形成するため、鶴岡市との協定に基づく庄内南部定住自立圏域として具体的な連携事業に取り組み、1年が経過いたしました。今年度におきましては、これまで実施した事業を評価するとともに、共生ビジョン懇談会の意見も取り入れながら、2年目に繋げていく考えであります。

また、庄内北部につきましても、酒田市と三川町、庄内町及び遊佐町が新たに定住自立圏としての圏域を形成し、具体的な「共生ビジョン」による広域連携施策を展開することとしていることから、事業の円滑な推進に努めてまいります。

高速交通網ネットワークの形成として、日本海国土軸に最も重要な日本海沿岸東北自動車道の新潟・山形・秋田三県を繋ぐ各県境部分が昨年事業採択されたところではありますが、供用開始までには相当の期間を要することから、今後も引き続き庄内及び県外の沿線市町村と

の地域間連携を深めながら、庄内地域一丸となって早期の完成に向け取り組んでまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

国におきましては、T P P交渉の先行きが依然不透明な中、「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として推進し、農業・農村の課題の解決に向けた取り組みをスタートすることとしております。

特に、農政の根幹にかかわる米政策につきましては、米の直接支払交付金の大幅な減額も含まれ、大きな不安が生じているところでありますが、本町の基本的な姿勢としては、行政と農業者、農業関係機関・団体等が一体となってこの大きな転換期に前向きに取り組む、本町農業の振興・発展に繋げていく必要があると考えております。

農地中間管理機構制度につきましては、農業者の高齢化などに伴い、地域の担い手への農地の集積・集約化を加速化することで、耕作放棄地の発生防止と早期解消を図り、農業の構造を改善して生産性を高めることをねらいとしております。このため、この制度の推進に当たっては、昨年度全集落で策定された「人・農地プラン」を基本に、機構制度の持つ農地の貸し借りにおけるメリットを最大限活用できるようにその取り組みを推進するとともに、将来の地域農業のあり方に向けた積極的な話し合い活動を支援してまいります。なお、機構業務につきましては、その一部が町に委託され、さらに農業委員会と連携した業務や、農地利用集積円滑化団体との調整等が必要となることから、県をはじめ、関係機関等と密接に連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。

また、米政策につきましては、5年後を目途に、米の直接支払交付金の廃止と行政による生産数量目標の配分によらず、需要に応じた米の需給調整を生産者や集荷業者・団体が、自ら決められるように見直しされたところであります。

このような中、本町における平成26年産米の生産数量目標面積の配分は、対前年比70haの減少で、率にして4.77%の減少となり、米農家の経営にあっては、今年度はさらに厳しい状況になることも想定されるため、町といたしましても需要に応じた良質米の生産を基本に、魅力ある産地づくりと、産地交付金等の有効利用並びに将来に繋がる地域農業の確立に向けた取り組みを、一層推進してまいりたいと考えております。

さらに、日本型直接支払制度における多面的機能支払につきましては、これまでの農地・水保全管理支払が「資源向上支払」に組替・名称変更されることから、引き続き事業主体における活動の支援を継続してまいります。

新たに創設された「農地維持支払」につきましては、集落の生産組合による農地、水路、農道の維持保全活動についても事業の対象となることから、町といたしましては、全集落の生産組合にかかる取り組みとして事業を推進してまいります。

次に、土地改良施設等の整備・改修につきましては、近年のゲリラ豪雨の影響を受け、押切地区の農地、公共施設、家屋等への浸水被害の未然防止と安定水利の確保並びに地域住民の安全安心に資するための「京田川地区農村地域防災減災事業」や、既存の用排水設備の長寿命化を図るための「青龍寺川地区水利施設整備事業」、「沖堰地区農村防災減災事業」に

ついて、今年度から平成30年までを事業期間として実施してまいります。

生産基盤の整備につきましては、排水対策の改良・強化を図る「水田畑地化基盤強化対策事業」により、水田の畑地化利用を促進し、畑作物・園芸作物の安定的生産と品質の向上に繋げることで、作物の産地化形成と農業所得の向上を推進してまいります。

また、「環境保全型農業直接支援対策事業」により、環境保全効果の高い取り組みを支援してまいります。

いよいよ今年度は、農政改革元年としてスタートするわけではありますが、農業経営の将来を見据えた農家個々の営農ビジョンの構築に向け、既存の事業も加味しながら、農業関係機関・団体と一体となり進めてまいります。

次に、商工業並びに観光行政について申し上げます。

我が国の経済は、デフレからの脱却と経済の再生を目指すアベノミクスの推進により、景気は緩やかながらも回復の傾向にあると報道されておりますが、中小・零細企業における業績の改善までは実感できない状況であり、景気回復の動きが地方に波及してくることを強く期待するものであります。

商工業振興対策につきましては、4月からの消費税増税による年度当初の買い控えにより、消費低迷の長期化が懸念されていることから、今年度においても、出羽商工会三川支所独自の事業である「プレミアム付商品券」の発行事業を支援することにより、地域経済の循環を図り、商業者等の経営安定に寄与してまいります。

現下の厳しい経済環境の中で、地域産業の振興と事業者の経営安定、雇用の確保を図るために商工会が果たす役割は重要であるため、出羽商工会三川支所に対する支援を継続してまいります。また、商工業者の創造的で自発的な活動を促進するための「産業連携推進プロジェクト事業」により、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配を行う「新サービス創出支援事業」や新商品開発や情報発信事業などを行う「地域産業活性化支援事業」を、今年度も継続して展開してまいります。

さらに、商工業者の経営の円滑化や労働者の生活の安定を図るため、各種制度資金の活用支援や信用保証料補給制度を継続実施するとともに、関係機関等との連携により雇用の促進に努めてまいります。

消費者行政につきましては、近年ますます巧妙化している悪質商法等に対応していくため、引き続き町民の意識高揚を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、観光振興につきましては、本町の「いろり火の里」周辺を拠点に観光協会が行うイベント等を引き続き支援し、賑わいの創出と交流人口の拡大並びに地場産品の販路拡大による地域経済の活性化を図ってまいります。また、今年6月から9月にわたり、「山形destinationキャンペーン」が予定されており、山形県全体が全国に向け事業を展開することになります。庄内は、庄内観光コンベンション協会が中心になりながら、本町もその一員として庄内の魅力を発信するとともに、町の観光PR、なの花温泉田田並びに宿泊施設及び飲食店や産直施設などの食に関わる発信等、積極的に取り組んでまいります。

産業連携の推進につきましては、町内産業の総合的な振興を図る観点から、農業者向けの

「がんばる農家支援事業」と商工業者向けの「地域産業活性化支援事業」との相乗効果により、異業種間の交流事例が現れ始めたところであり、6次産業化や特産品開発を誘起する取り組みを今後とも積極的に支援してまいります。また、グリーンツーリズムなどによる都市との交流事業や産直出前便事業などは、継続することで交流人口の拡大と農産加工品等の販路拡大に繋がることから、引き続き民間組織の活動を支援してまいります。

「食のまちづくり推進事業」につきましては、学校給食への食材提供支援等による地産地消の推進をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら、食農・食育を継続的に推進してまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、指定管理者であるみかわ振興公社が、積極的なサービス企画や経費節減等に取り組み、収益の改善に努めていることから、経営収支の状況は若干改善したところであります。しかしながら、経常経費の増嵩等により依然厳しい経営状況が続くことが予想されることから、さらに営業力を活かし「いろり火の里」施設の魅力について情報発信を行ってまいります。また、町としても交流機能の強化を図るための施設整備を実施し、集客施設の展開と施設の適正な管理に努めてまいります。なお、2ヵ年事業で実施しているなの花ホール東側の「かっぱつ広場」の改修整備を昨年度に引き続き実施し、芝の養生期間を設けながら利用促進に繋げてまいる考えであります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

すべての町民が、健康でいきいきと暮らせる町をめざし、町民の主体的な活動と、町内会をはじめとする各種機関・団体等との協働による取り組みを基に、保健、医療、福祉、介護等各般にわたる施策の充実に引き続き努力してまいります。

地域福祉の推進につきましては、超高齢社会を迎えるとともに、人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加する環境にあって、一人ひとりが生きがいと尊厳を持ち、住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう、本町の地域福祉計画に基づいた活動の実践に努めてまいります。また、今般、国の施策として、消費税率の引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和することを目的とした暫定的・臨時的な給付措置について計画されていることから、生活の安定と消費の下支えに資するよう円滑な事務執行を図ってまいります。

子育て支援施策についてであります。次代を担う子どもの出産を祝い、健やかな成長に資する「出産祝金事業」を継続して実施するなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進してまいります。また、予防接種事業につきましては、定期接種に位置付けられた乳幼児に対するヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、中学生を対象とする子宮頸がんワクチン接種事業について、引き続き無料化により実施することといたしますが、子宮頸がんワクチン接種につきましては、積極的に接種することを一時差し控える旨の国の指示があったことから、今後とも、国の指導により対応してまいりたいと考えております。

心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的とした「子育て支援医療給付事業」につきましては、今年度、山形県の補助基準が一部改正され、通院治療の負担軽減対象が、就学前乳幼児から小学3年生までに拡大されることから、これまで本町独自の施策として実施

してきた小・中学生の入院並びに通院治療費の支援については、さらに子育て世帯の負担軽減を図るため、今年度から完全無料化に踏み切ることとしたものであります。

高齢者保健福祉につきましては、高齢者の健康づくりや生きがいを進め、健康寿命の延伸を目指すとともに、地域での交流活動の活発化を図るため、団体活動や町内会の敬老事業を支援してまいります。これまで培ってきた技術や経験を生かした社会参加を促進するために、「高年齢者就業機会確保事業」により引き続き支援してまいります。また、災害時要援護者避難支援プランに基づき、家庭や町内会、民生委員等関係者と連携し、緊急時への対応に備えるとともに、介護予防や閉じこもり、認知症対策など、地域全体での支え合い活動の推進に引き続き努力してまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、「障害者計画」及び「障害者総合支援法」などに基づき、それぞれの障害の多様な特性その他心身の状態に応じたサービスの給付や情報提供、相談などのきめ細かな対応に努めてまいります。さらに、通院支援や交通費助成などを引き続き実施し、生活支援の充実と社会参加の促進を図ってまいります。

保健衛生施策につきましては、町の活力の基盤となる町民の健康づくりのために、各種検診の受診率の向上、検診後の健康相談や健康教室、さらには生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導などにより、適切な保健指導に取り組んでまいります。

予防医療の観点からは、疾病の早期発見、早期治療、生活習慣改善指導に繋げ、町民の健康の保持増進に取り組むとともに、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業、こころの健康づくりや食育事業、ミニ健康まつりの実施など、町内会をはじめ、各種機関・団体等と連携しながら、町民の健康づくりを一層推進してまいります。

母子保健事業につきましては、各成長段階における健診事業をはじめとして、母子の健康増進の取り組みを充実するとともに、出産や育児に対する支援を計画的に推進し、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境づくりに努めてまいります。

また、食を通じて、親子や家族との関わり、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして、教育機関や食生活改善推進協議会などと連携し、引き続き食育事業に取り組んでまいります。さらに、不妊に悩む方への経済的負担の軽減を図る特定不妊治療費助成事業や、風しん予防接種費用助成事業について、今年度も引き続き実施してまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国の社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえた、いわゆる「プログラム法案」が昨年12月に成立し、平成29年度までに運営主体を都道府県に移管するものとなったところであります。国保制度は、被用者保険制度に比べて高齢者を多く抱え、被保険者も減少傾向が続くという構造的な課題に加え、医療費等の増嵩も予想されることから、引き続き慎重な財政運営が求められてくるものと考えております。

こうしたことから、保険給付費の適正化を目指し、国民健康保険連合会等との連携による各種施策に取り組むほか、町民各位の自主的な健康づくり活動の支援と、生活習慣の改善による疾病予防の推進等を継続的に展開してまいります。



後期高齢者医療制度の事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合では、今年度から2ヵ年分の保険料を改定したところであり、今後の高齢者医療制度につきましても、国民健康保険制度同様、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

なお、これら制度改正に関する周知活動並びに生活困窮者からの保険料納付相談などにつきましては、これまでと同様にきめ細かな対応を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、「第5期介護保険事業計画」に基づき、介護予防事業を積極的に進めておりますが、高齢者世帯や介護を必要とする人、認知症高齢者の増加など、高齢者の健康施策を考えるうえで大変重要な時期を迎えております。今年度におきましても、地域包括支援センターを核として、多職種協働による予防事業の充実、地域における見守りや生活支援等の取り組みを重点に行うなど、施策の一層の充実を図ってまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが可能となるような社会を目指して、介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、さらには、本制度を堅持し適正に運営していくため、給付と負担の展望に立ち、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた平成27年度からの「第6期高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本整備につきましては、地域住民の命と暮らしを守るため、老朽化する道路施設等を適切に維持管理できるよう、安全性の調査・総点検、老朽化対策を重点的に推し進めながら、安全で安心な社会基盤の整備に努めてまいります。

道路行政における町道整備につきましては、必要性、緊急性及び費用対効果等を十分精査するとともに、「選択と集中」、「コスト削減」、「既存ストックの有効活用」などに取り組みながら、地域住民の利便性や安全性に配慮した道路整備と、適切な維持管理に努めてまいります。今年度は、舗装劣化が著しい幹線的な町道の舗装改修や、浸水対策と道路幅員の確保を図るための側溝整備及び通学路における防護柵の整備に努めるとともに、冬期の地吹雪等により交通障害をきたしている路線の道路交通を確保するため、引き続き防雪柵を設置し、より安全性の高い道路整備を促進してまいります。

さらには、地域における安全かつ円滑な道路交通の確保と効率的な維持管理の推進を図るため、橋梁の性能診断の結果を踏まえながら、猪子地内と対馬地内の橋梁について平成25年度補正予算を活用し、良好な品質確保による長寿命化対策を推し進めてまいります。

また、県道につきましては、両田川橋架け替え事業の推進をはじめ、余目加茂線、藤島由良線への防雪柵及び自転車歩行者道の設置、さらには、東沼長沼余目線の東側延伸工事等について、隣接市町と連携を図りながら、早期実現に向けて引き続き強く要望してまいります。

国直轄河川につきましては、現在、赤川の治水安全度の向上を図るとともに、湿地の再生など自然環境面にも配慮した赤川中流部河道掘削事業の整備が計画的に進められているところでありますが、今後は、横山、助川地区等の右岸地域の整備についても、早期の事業推進

が図られるよう強く要望してまいります。なお、県管理河川につきましても、治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など適切な河川管理が図られるよう、引き続き要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、まちづくりと一体化した良好な水辺空間の形成を図るため、憩いやふれあい、健康志向に配慮した赤川河川緑地の整備に向け、「かわまちづくり推進事業」として用地調査業務に着手する考えであります。

住宅政策につきましては、住環境の整備と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化、さらには、定住人口の増加を図るため、住宅の建設や取得、リフォーム工事等に対する助成事業を「住まいづくり支援事業」として実施してきたことから、町民をはじめ地域住民や建築関連業界の皆さまからも、高い評価をいただいているところであります。

また、災害に強い住宅づくりを推進するため、今年度においても引き続き、木造住宅の耐震改修工事への支援事業を展開することにより、住宅のさらなる安全性の向上を図ってまいります。さらには、本町における再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するため、引き続き、「住宅用太陽光発電システム設置補助金」を活用し、環境にも配慮した良質な住宅の整備を支援してまいりたいと考えているところであります。

下水道事業につきましては、袖東地区の雨水排水機能の円滑化を図るため、計画的に整備を進めているところでありますが、昨年度に着手いたしました袖東ポンプ場建設工事に係る機械設備工事や、電気設備工事を継続して実施する予定であり、さらには、ポンプ場建設工事の最終年度として外構工事を実施し、事業全体の完了を目指してまいります。また、下水道はより多くの皆さまから利用していただくことにより整備効果が発揮されることから、適正な施設管理と効率化により、経費の削減に努めるとともに、水洗化の普及啓発による接続率の向上、さらには、料金改定による使用料水準の適正化により、下水道事業経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生分野におきましては、美しいふるさとの自然を次代に継承するため、町内会や家庭、学校等にごみ処理に関する学習の機会を提供し、ごみの適正処理や減量化に対する普及・啓発活動を積極的に展開してまいります。また、衛生組織連合会や各種機関・団体との連携をさらに深めるとともに、地域住民に分かりやすい情報提供に努めながら、資源回収、不法投棄防止対策及びノーレジ袋運動を引き続き推進してまいります。さらに、家庭系一般廃棄物の排出抑制を図るため、廃棄物処理業務を委託している鶴岡市との連携により、経済的手法の導入についても検討してまいります。

また、資源循環型社会の構築を図るため、廃食用油の集団回収とその活用を積極的に推進するとともに、廃プラスチック卓上油化装置を用いた学校や町内会などにおける出前講座の実施や、さらには、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体とした普及啓発活動及び支援活動を展開し、温室効果ガスの排出抑制とごみ減量化の取り組みを強化してまいります。

地球温暖化対策につきましては、役場庁舎や学校等の公共施設にグリーンカーテンを設置し、温暖化防止の啓発活動を行っているところでありますが、この取り組みを全町的な運動として推進するとともに、地球環境に対する負荷の低減を図るため、温室効果ガスの削減や

省資源・省エネルギー対策等に関する意識の醸成についても、町民、企業、学校及び関係機関・団体等との連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まちづくりの根幹は人づくりであり、言い換えれば教育は町の活力や発展の基盤であります。これからの三川町を支える教育は、地域の発展に主体的に貢献できる人材を育成することが何よりも重要であります。このような基本的な考えのもと、教育施策の充実に努めながら、教育の町「三川」を着実に推進してまいります。

まず、保育・幼児教育につきましては、就労形態の変化や核家族化などから、保育に欠ける幼児の増加や、住宅地開発による乳幼児の転入増加などにより、保育需要は年々高まる傾向にあります。本町では、待機児童を出さないため、町立施設における職員体制の整備を図る一方、民間保育施設との連携を密にしながら、その対応に万全を期しているところであります。今後とも、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、早朝保育、延長保育及び一時保育などの特別保育を行いながら、地域や家庭、保護者の方々から信頼される幼保一体施設の運営に努めてまいります。

また、学童保育所につきましては、「みかわ学童保育所運営協議会」への支援を今年度も継続するとともに、今後の施設整備などについて、より具体的に検討したいと考えております。さらに、今年度は、昨年度新設された「三川町子ども・子育て会議」において、学童保育所並びに子育て支援センターの将来計画などについて、町の方向性を示し、協議してまいります。

教育の中核ともいべき学校教育につきましては、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むことが極めて重要であります。このため、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むバランスのとれた教育を展開してまいります。

学力向上対策につきましては、中学校への電子黒板の導入をはじめ学習機器の整備を推進するとともに、学習をサポートする人材として、ALT、英語指導員及び学校教育支援員を引き続き配置し、充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、2ヵ年事業である横山小学校の大規模改修を、昨年度の給食棟、屋内運動場に続いて、校舎棟を改修いたします。また、児童・生徒の安全・安心に配慮し、防犯用監視カメラが未設置である横山小学校及び押切小学校に整備を図るとともに、各小・中学校体育館における天井等落下防止対策事業を計画的に進めてまいります。

生涯学習・社会教育につきましては、町民の学習ニーズに対応し、学習意欲が高まるような学習機会を積極的に提供することが重要であります。生涯学習の拠点であります三川町公民館では、子どもから高齢者まで参加しやすく、学習成果の感動や達成感が得られるよう多様な学習機会に努めてまいります。

三川町公民館として利用している農村環境改善センターのホールにつきましては、耐震化を図る必要性と、町民をはじめ多くの団体等が使用している現状などに鑑み、改築事業を計画的に進めることにしたところであり、今年度はその事業推進のため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択に向けて、活性化計画の策定に取り組んでまいります。

社会体育につきましては、体育協会やスポーツ少年団等の団体育成と組織の強化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ「みかわスポーツクラブ」が、地域の生涯スポーツ活動の核となり、地域のニーズに沿って安定的に運営されるよう、今後も活動内容の周知や会員の確保について支援してまいります。

社会体育の拠点施設である町民体育館につきましては、今年度からの改修工事により、耐震化及び長寿命化を図ってまいります。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育委員長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行政運営にあたりましては、厳しい財政環境が続いていることから、「三川町行財政改革推進プラン」及び「三川町定員適正化計画」に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営に努めてまいる考えであります。また、地域主権改革の進展に伴う行政事務の多様化や高度化に柔軟に対応するため、職員数を抑制しつつも、適正な人員配置に努めながら、職員の資質向上と能力形成に努めることとし、今年度においても、昨年度から実施している定住自立圏連携事業による合同研修や、町独自の研修などに取り組み、職員の研修機会の充実を図ってまいります。また、今年度は、役場庁舎の耐震補強のための実施設計に着手してまいります。

次に、消防・防災関係について申し上げます。

災害から町民の生命と財産を守ることは、行政としての基本的な役割であることを強く認識し、さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて、消防、警察、町内会等との連携を図りながら、積極的な取り組みを展開してまいります。特に、近年は集中豪雨に伴う水防活動の機会が増えているところであり、今後とも、地域や各職場の理解をいただきながら団員確保に努めるとともに、団員の教育訓練並びに研修機会の充実など、引き続き消防三川分署との連携を基に、消防団活動の強化を図ってまいります。また、消防防災設備の整備では、小型動力ポンプ付軽積載車の更新及び防災行政無線のデジタル化に向けた実施設計等を予定し、消防防災力の強化を目指してまいります。

さらに、常備消防業務につきましては、老朽化が進んでいる三川分署改築の実実施設計業務を行うこととしております。

次に、交通安全対策であります。平成25年度中の県全体での交通事故発生件数は、事故件数及び負傷者数ともに減少傾向にある中、本町では逆に増加している状況にあり、これは、大規模商業施設内での事故件数の増が大きな要因となっております。

また、昨年は、県内での死亡事故が増加した年であり、残念ながら本町においても1件発生したところであります。さらに、飲酒運転検挙者数が再び増加傾向にあることから、今年度におきましても、警察署をはじめとする関係機関及び団体等と一体となって、幼児から高齢者まで各層にわたる交通安全教育に努め、交通モラルの向上、法令遵守の一層の徹底に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、大規模商業施設などにおける犯罪の抑止が課題であります。

警察署及び事業所、防犯協会等との連携を図りながら、啓発活動を実施するとともに、防災行政無線や防犯パトロール車を活用しながら、防犯活動の強化に努めてまいります。また、危険な空き家等につきましては、町内会などとの連携とともに、条例に則り適切に対応してまいります。さらに、今年度から、町内会が維持管理する防犯灯につきましても、LED化に対する補助制度を設け、老朽化した防犯灯の改修を促進してまいります。

さらに、平成27年1月は、三川町が誕生して60周年を迎えることから、記念式典の開催と記念誌の発行を計画しているところであります。

最後に、市町村を取り巻く環境は、地方分権の進展、少子高齢化の急速な進行、行政ニーズの多様化など、大きく、かつ急速に変化している状況にあります。このような中、市町村は、これらの環境変化を踏まえ、自らの責任と判断により、質の高い行政サービスを提供していくための体制整備が求められております。このような観点から、私は、行財政改革のさらなる推進とともに、町民との対話を重視し、町民の目線に立った施策を協働の理念の基に展開し、安全安心で住みよいまちづくりを積極的に推進してまいります。

結びに、平成27年が三川町誕生60周年という節目の年であり、さらなる町政の発展と町民の福祉向上のため、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会委員長の説明を求めます。青木教育委員会委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 平成26年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

今、日本の教育界では、土曜日授業の再開、小学校英語の強化、全国学力テストの公開、そして教育委員会のあり方など、多くの改革に取り組んでおります。本町教育委員会につきましては、実態と改革の流れを確実に捉え、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えておりますが、教育の真に重要なことは、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とする教育基本法の教育の目的として、明確に示されており、一部の課題に捕らわれることなく、常にこの理念を念頭に本町の教育を推進してまいることだと考えております。

近年、「いじめ」が社会問題化しており、残念なことに本県においても「いじめ」による大きな事件が起きてしまいました。「いじめ」の未然防止、そして早期発見、「いじめ」への対処は早急に取り組まなければならない課題であります。

このことを踏まえ、次代を担う子どもたちには、知識や技能に加え、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決するための「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」などを包括した「生きる力」を身につけさせることが重要であると、強く思っております。

本町教育委員会は、学校、家庭、地域と連携を図りながら、未来を担う児童・生徒の安全・安心に配慮し、町民一人ひとりが充実した人生を送ることができる教育の実現に向け、保育・幼児教育、学校教育、社会教育、社会体育が連携し、各般にわたりその施策を展開してまいります。

はじめに、保育・幼児教育について申し上げます。

本町の幼児教育、保育事業については、子どもたちが様々な場での人間関係や社会体験を通じて、自分と他者との関係認識、集団の一員としての関わり方や協調性、行動規範など人間的基礎が構築されるよう、遊びを通じた総合的指導を展開しております。

みかわ保育園・幼稚園につきましては、保育園・幼稚園の連携を密にし、相互の機能を活かして、子育て環境の充実を図る一体化施設として、家庭・地域・学校と連携しながら、一貫性のある幼児教育の研究に努め、指導の充実を図るとともに、遊ぶ楽しさと学びが共有する体験活動の充実、道徳性の芽生えを助長する教育の実践に取り組んでおります。また、特別な支援を必要とする園児に対しては、引き続き職員体制の整備を図り、園児一人ひとりに対する適切な指導や必要な支援の充実に努めてまいります。

さらに、町教育研究所を活性化し、本町の教育のレベルアップを図るため、保・幼・小・中の一貫教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、今年度は、未就園児に対応する子育て支援センターについて、その活動計画や施設整備も含め、昨年度新設された「三川町子ども・子育て会議」の意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を推進することが重要であります。

本町の各小中学校では、引き続き「生きる力」を育むことを明確にし、「学力の水準」を引き上げることを目指した新学習指導要領に対応しながら、主体性を発揮し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた指導や、創意工夫を生かした特色ある取り組みを積極的に行ってまいります。

また、基礎学力の定着と軽度の発達障害を抱える児童の自立支援を含め、個に応じた指導を充実するため、引き続き各小学校に学校教育支援員を配置するとともに、個別的な支援を必要とする児童・生徒に対応するため、今年度から新たに個別指導支援員の配置、並びに学校支援員の巡回指導の実施や個別介助支援員についても引き続き配置し、特別支援教育の充実・強化に努めてまいります。

さらに、全小学校に導入した電子黒板については、本年2月の教育フォーラムにおいて、「電子黒板の活用による児童の学習へのかかわりを深める取り組み」というテーマで発表を行い、活用方法や効果だけでなく、課題についても共有化が図られたものと考えております。今年度は新たに中学校へも導入を図り、児童・生徒の学んでいくことへの興味と関心を引き出し、学力向上に繋がりたいと考えております。

学力向上対策事業については、昨年度、学習習慣の確立と学力向上を目的とした小学6年生、中学3年生を対象とする「学力向上学習会」を開催いたしました。また、「全国学力・学習状況調査」に対応するため、過去に出題された問題の冊子を作成し、活用を図ったところでもあります。今年度も事業の検証を行い、より実効性のある事業にするために、学校と連携しながら継続してまいります。

文部科学省は、小学校の英語教育の開始時期を、現行の5年生から3年生に引き下げるとともに、5年生からは正式な教科にする方針を決定いたしました。今後ますます英語教育の充実が求められると考えております。本町では、質の高い学習環境の整備を図る観点と、世界で活躍し信頼される人材を育成するため、ALT及び英語指導員を引き続き配置し、各学校の考えを尊重しながら、国際理解教育や英語によるコミュニケーション学習のさらなる充実を図ってまいります。

生徒指導面では、教職員と子どもたちの人間的ふれあいが大切であります。しかし、教員個人が一人で課題を抱え込まないよう、組織で分担することも必要であると考えております。今年度も引き続き特別支援教育等支援員を中学校に配置するとともに、「生徒指導研究部会」を核に、個に応じた適切な指導や支援を保護者と連携しながら進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちが学ぶ意欲を高め、学校生活に夢と潤いを与え、逞しく生きる力を育む教育活動を支えるために、安全で快適な教育環境の整備が必要です。昨年度から着手いたしました横山小学校の公共施設等長寿命化対策事業については、今年度、校舎棟の改修を実施し、完成を目指します。また、校内における安全対策として、横山小学校及び押切小学校に未設置であった防犯用監視カメラの整備を図り、犯罪の抑止力を高めてまいります。さらに、各小・中学校の体育館の安全を図るため、天井等落下防止対策事業を計画的に進めてまいります。今後も、年次計画的に修繕等を行いながら良質な教育環境の維持・整備に努めてまいります。

次に、学校給食についてであります。小学校の学校給食調理業務は、民間委託の3年間の長期継続契約が平成26年度で終了いたします。今年度は、これまでの業務を検証・改善し、さらなる充実に努めるとともに、平成27年度を目標とする中学校の民間委託について、準備等に取り掛かることといたします。なお、逞しく生きるための「健やかな体」をつくるため、自校調理法式を堅持しながら、地元の安全・安心なおいしい農産物を学校給食に取り入れ「地産地消」や「食育」を推進するなど、町の特長を生かした取り組みを展開してまいります。

次に社会教育について申し上げます。

誰もが生涯のいつでも自由に学び、その成果を適切に評価される生涯学習社会を目指すためには、幅広い学習機会を提供していくことに加え、自らが地域づくりの主体となり、社会の形成に参画するという意識を助長する事業展開が重要であります。

本町の生涯学習運営の拠点施設であります三川町公民館は、町民憲章や総合計画、また、本町教育の基本目標の具現化に向け、町民の自主的な学習活動や団体活動の支援施設として位置付けるとともに、家庭教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育などの各種教室や講座

を積極的に開設し、幼児から高齢者に至るまでの生涯の各時期に応じた学習機会の提供と、図書館機能をはじめとする誰もが利用しやすい学習環境の整備に努めているところであります。

放課後子ども教室推進事業では、近年の児童のライフスタイルなどの多様化に対応し、より参加しやすくするため、「ちびっこ元気塾」及び「元気っ子まなび隊」に変えて「わくわく体験塾」として実施いたします。また、子どもたちが自然や文化、地域の方々とふれあいを安全・安心に体験できるよう引き続きコーディネーターを配置し、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを進めてまいります。さらに、今年度は、家庭教育連携事業の充実を図るため、幼児とその保護者に絵本を開く楽しい体験と、各家庭で絵本にふれあうきっかけづくりとして、ブックスタート事業に取り組んでまいります。

公民館図書活動につきましては、生涯学習の面で欠くことのできない基礎的な学習活動であります。利用者のニーズを把握しながら、希望図書の購入を図るとともに、より快適で、親しまれる図書室を実現するため、季節に合わせた本のレイアウトを行うなど、環境づくりに努めてまいります。また、親子読書との連携や図書室だよりの発行、さらには読み聞かせ講習会の開催を通して、読書活動や図書事業の一層の充実を図ってまいります。

芸術・文化活動は、感動や生きる喜びをもたらす、豊かで潤いある人生を送る上で大きな力となります。町民の文化の向上を目指して、町民との協働により開催する「秋まつり」など、多様な芸術文化活動の場や機会を提供してまいります。

文化交流館「アトク先生の館」を町民の芸術・文化の発信拠点として位置付け、芸術文化団体等と連携を図りながら、町民が芸術や文化に触れる機会を創出してまいります。今年度は、音楽鑑賞事業として「芸術の夕べ」の開催や子どもたちを対象とする「礼儀・作法教室」を実施し、文化交流館のさらなる活用を図りたいと考えております。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより豊かで充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の文化であります。

昨年秋には、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決まり、国民のスポーツへの関心が高まっております。本町の子どもたちが、オリンピック選手として世界の舞台上で活躍することを期待しているところであります。なお、今年度は、児童・生徒に対して、安全かつ公正なスポーツ指導の充実を図るため、「指導者講習会」を町体育協会等と連携し、開催したいと考えております。

総合型地域スポーツクラブ「みかわスポーツクラブ」につきましては、「いつでも、どこでも、いつまでも」安全にスポーツを親しむことができる地域のスポーツ活動の場であり、今後も、運営などについて積極的に支援してまいります。

競技スポーツの推進につきましては、競技者における知識・技能の習得並びに指導者の資格取得のための研修会等への参加を支援してまいります。また、町体育協会及びスポーツ少年団等の育成と組織強化を図ってまいります。



なお、今年度は、町民体育館の耐震化及び長寿命化を図るため、町民体育館の改修工事に着手いたします。

以上、平成26年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、児童・生徒たちが、教師を信頼し、学校を楽しんでいるために、常に念頭におかなければならないことは、「体罰」「いじめ」への対応であります。「体罰」には、強固な意志を持ち、力を結集し、根絶を図ります。また、「いじめ」には、教員一人ひとりがいじめに対する感性を高めた上で、組織をあげて防止に取り組んでまいります。

教育行政の推進にあたりましては、自らが先頭に立って、未来を担う子どもたちの育成と、町民が豊かな人生を送ることができる環境づくりに、全身全霊を傾けて努力してまいり所存であります。

町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成26年度三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

昨年から政府により進められたアベノミクス効果で、国内における経済状況は徐々に明るい兆しが見え始めている状況ではありますが、依然として世界経済の中においては株価の乱高下に見舞われるなど不安定要素も懸念されております。そのような中、農業に対する政策においては、農業を成長産業にするための「攻めの農林水産業」の政策が示され、地域の活動プランの具現化に向けた取り組みが始まろうとしております。

しかしながら、米政策については、5年後を目途に、米の直接支払交付金の廃止や40年以上続いてきた米の受給調整の見直しなど、農業に取り組む農業者に対して、将来の経営不安を引き起こしているところです。

対外政策においては、食料自給率50%の政策目標を掲げる中、環太平洋連携協定（TPP）の交渉を行っており、昨年内の締結を目標に参加国の間で議論を重ねていたところですが、未だに関税撤廃に対する日米間の交渉は、具体的提案まで到達していない状況にあります。さらに、国内の消費税に関しては今年4月から8%に引き上げることが決定され、農業者個々の経営努力だけでは克服し得ない経営環境が作り出されようとしております。

このような状況の中、昨年12月に「和食」が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されました。このことは日本人として改めて「和食」について見直しの機会を与えられたと同時に、日本食文化の海外進出へと期待が膨らむものであり、農産物の消費拡大及び輸出産品の増加に繋がることを期待するところでもあります。

農政における大転換期である今こそ、我々農業者一人ひとりが将来に向けた夢と希望の持てる地域農業の推進と、経済的に自立できる農家の確立を真剣に考えていかなければなりません。本町においても、農業の担い手の確保・育成、農地の集積・集約は重要かつ大きな課

題となっており、平成24年度から各集落で取り組んでいる「人・農地プラン」もその解決策の一つと位置付け、農業委員会でもそのプラン作りを推進してきたところであり、結果、平成25年度中に全集落で「人・農地プラン」が策定されたところであり、今後はこのプランをもとに将来の地域農業のあり方に向けた話し合い活動に対し、農業委員会としても集落への助言等、積極的に取り組んでまいる考えであります。

女性農業委員については、女性ならではの感性を活かした事業展開を実施し、より良い農家生活の実現、安全・安心な農産物の生産や食育活動、婚活事業など女性農業者や若い担い手に向けた情報の収集と発信に努める活動を展開してまいります。

農業者の老後の生活安定と福祉の向上の一助となる農業者年金については、特に若い世代に対し保険料の一部助成など有利な制度を活用し、少ない負担で豊かな老後が迎えられるよう農業者年金への加入を働きかけてまいります。

農地の流動化については、国では今後10年間で全農地の8割を担い手に集積することを目標に、今年度から新たに農地中間管理機構を設立し、農地の集積・集約を図ろうとしております。農業委員会の役割といたしましては、町と連携し機構業務を積極的に推進するとともに、農地管理システムを活用した農地情報の提供により、適切な農地利用とその維持に努めてまいります。また本町内において耕作放棄地が発生しないよう農地の適正管理と優良農地の確保を図るべく今後も農地の利用状況を調査する農地パトロールを徹底し適切な指導を実践してまいります。

我が国の農業は、農政改革実行元年として大きな節目を迎えようとしております。この時期にあたり農業委員会といたしましては、農業委員会広報などにより、委員の活動や農業情勢等の情報提供に努めるとともに、現場の声を聞き入れながらより良い政策の実現に向け、委員一丸となり本町の農業を推進する取り組みを積極的に展開する考えであります。町、関係機関、関係団体、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしまして、平成26年度三川町農業委員会の行政方針といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時05分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前11時25分)

日程第5、請願第1号「TPP（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める意見書提出を求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています請願受理番号1、「TPP（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める請願」について、簡潔に趣旨説明を申し上げます。

直近、シンガポールにて12カ国が参加し、開催してきたTPP交渉閣僚会合は、関税、知的財産権、国有企業などの分野で各国の対立が解消できず、合意先送りとなっています。交渉の対立点はアメリカが多国籍企業の利益を最大化することにあり、各国の経済主権を踏みじり、競争原理を押し付けるところにあります。TPPは完全非関税、障壁の撤廃が大原則であり、交渉に参加している限り要求されます。アメリカは日本に対して、農産物を含

む全品目の関税撤廃が原則だと主張を変えず、日本政府が妥結を目指せば聖域の一層の譲歩が迫られ、守られる保障がありません。

TPP締結による関税撤廃で、山形県において農産物の影響額が約68億円と試算されており、地域農業経済の崩壊に繋がります。

TPPは農林漁業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。これまで40道府県や、全市町村の8割余に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対しています。国益を守る保障がなく、情報すら公開できないTPPは百害あって一利なしです。

これらのことから、TPP交渉からの撤退を求めることに賛成の立場から政府へ意見書を提出するものであります。議会での審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第6、請願第2号「安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています請願受理番号2、「安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願」について、簡潔に趣旨説明申し上げます。

2012年8月に成立した社会保障制度改革推進法は、社会保障の給付を受益とみなし、受ける利益に見合う負担をさせることを基本方針としていますが、社会保障は一人ひとりの必要に応じて給付するものであり、負担は受益に応じてではなく、能力に応じて課されなければならないことは社会保障の大原則であり、社会保障制度改革推進法は、この原則から逸脱しています。この法の下、保険料や患者利用者の負担が引き上げられ、医療や介護に対する国民の不満と不安は膨らみ、もはや我慢も限界です。憲法を活かし、国の責任ですべての人に安心の医療・介護を保障すべく、以下のことを請願しています。

一つ、70歳以上の窓口負担1割を継続し、医療・介護の保険料と自己負担を引き下げる。また、低所得者などへの減免制度を拡充すること。

二つ目として、「要支援」などの保険外しをやめ、所得によって施設入所を差別したり、利用料負担引き上げをやめて、医療・介護を営利企業の金儲けの場に変えないこと。国の責任と公的保障ですべての人に安心の医療・介護を保障すること。

三つ目として、社会保障の公的責任を放棄し、個人の責任に変える「社会保障制度改革推進法」を廃止すること。消費税の増税でなく、大企業や富裕層に応分の負担を求め、必要な財源を確保すること。

以上の内容で政府へ意見書を提出するものであります。議会での審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第7から日程第12までの以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7から日程第12までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、議第1号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）」、日程第8、議第2号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第9、議第3号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第10、議第4号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第11、議第5号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12、議第6号「平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」以上、6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第1号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）」、並びに議第2号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第3号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第4号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第5号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、議第6号「平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上6件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第1号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,622万4,000円を追加し、補正後の予算総額を37億6,250万円といたすものであります。

まず、歳出につきましては、事務事業の執行状況等を精査し、各款にわたり所要の補正を行うものであります。その主なものを申し上げますと、2款総務費については、財産管理費に係る修繕料・作業手数料及び財政調整基金利子積立金等の追加、及び減額補正、子ども子育て支援システム構築事業の追加補正であり、行政事務システム化推進事業については、使用料及び賃借料の減額補正であります。

3款民生費につきましては、国保会計財政安定化支援事業繰出金、障害者自立支援等事業、後期高齢者医療事業費及び保育園費の追加補正、並びに、国民健康保険事業に係る保険基盤安定及び事務費繰出金、介護保険特別会計繰出金の減額補正であり、4款衛生費については、環境保全費に係る機械器具購入費の追加補正であります。

6款農林水産業費につきましては、経営体育成支援事業を追加補正し、強い農業づくり交付金事業、土地改良施設緊急対策事業、農道整備事業及び農業集落排水事業費の減額補正であり、7款商工費については、みかわ再生可能エネルギー導入促進事業の減額補正であります。

8款土木費につきましては、土木総務費、道路安全施設整備事業、橋梁長寿命化対策事業、除雪対策費、河川総務費及び公園費をそれぞれ追加補正し、防雪対策事業及び下水道事業費を減額補正するものであります。

10款教育費につきましては、育英奨学資金造成事業、教育施設整備基金造成事業、体育施設費及び学校給食費をそれぞれ追加補正し、小学校施設等整備事業を減額補正するものであります。

12款公債費については、長期債元金償還金の追加補正と長期債利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。1款町税においては収納見込み等により、個人町民税を追加補正するとともに、額の確定や歳出の補正費目に伴い、9款地方交付税、13款国庫支出金、14款県支出金、15款財産収入、16款寄附金、17款繰入金、18款繰越金、19款諸収入、及び20款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、国の補正予算に伴い計上いたしました子ども子育て支援システム構築事業、道路安全施設整備事業、橋梁長寿命化対策事業及び公共施設等長寿命化対策事業について、平成26年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正及び確定見込み等により、既定の限度額2億6,130万円を2億4,390万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第2号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

まず、歳出であります。2款保険給付費につきましては、医療費等の給付実績と今後の給付見込みを推計し、一般分について、減額補正をいたすものであり、同様に7款共同事業拠出金につきましても、確定見込み等により所要額を減額補正し、11款諸支出金につつま

しては、平成24年度療養給付費等負担金の精算分を国庫へ返納するものであります。

なお、2款2項高額療養費、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金につきましては、歳入の国庫支出金及び県支出金の減額によります財源構成の変更に伴うものでありますので、いずれも補正額はございません。

次に、歳入であります。1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、6款県支出金、7款共同事業交付金及び9款繰入金につきましては、本年度の確定見込み等によりまして、それぞれ所要額を補正し、10款繰越金については、確定額により追加補正するものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ635万3,000円を減額し、補正後の予算総額を7億4,504万7,000円といたすものであります。

続きまして、議第3号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度分の保険料を推計し、減額補正いたすものであり、4款諸支出金につきましては、平成24年度負担金の精算による一般会計への繰出金を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込み等により、また、4款繰越金については、額の確定により所要額を追加補正し、5款諸収入につきましては、平成24年度分の後期高齢者医療広域連合事務費負担金の精算に係る追加補正であります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ46万3,000円を追加し、補正後の予算総額を7,806万3,000円といたすものであります。

続きまして、議第4号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

まず、歳出についてであります。1款総務費につきましては、介護保険システム機器支援等業務に係る減額補正、2款介護給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増嵩に伴う追加補正、及び施設介護サービス給付費の減少に伴う減額補正並びに特定入所者介護サービス費等の増嵩に伴う追加補正、4款地域支援事業費におきましては、二次予防事業に係る委託料、及び任意事業に係る扶助費の減額補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。まず1款保険料の増加見込みに伴う追加、さらに、歳出の1款総務費、2款介護給付費、4款地域支援事業費の補正に伴い、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金について、介護給付費等の負担ルールに従い、所要の額を計上し、9款諸収入におきましては、介護予防事業利用料及び任意事業利用料について減額補正を行うものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ702万4,000円を減額し、補正後の予算総額を7億7,361万6,000円といたすものであります。

続きまして、議第5号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

まず、歳出の1款総務費につきましては、処理施設及び中継ポンプに係る電気料を追加補正するとともに、当該施設の外灯等に係る修繕費を追加補正いたすものであります。

2款公債費については、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正を行うものであります。

次に、歳入につきましては、財源調整及び事業精査により、3款繰入金、4款繰越金及び5款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,390万1,000円とするものであります。

続きまして、議第6号「平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

まず、歳出の1款総務費につきましては、一般管理費を財源調整いたすものであり、2款事業費については、袖東ポンプ場建設工事に係る機械設備工事・電気設備工事の設計業務委託料及び工事請負費を減額補正するとともに、最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金の額の確定に伴い、減額補正するものであります。

3款公債費については、長期債元金償還金及び長期債利子償還金の減額補正を行うものであります。

次に、歳入につきましては、歳出の補正費目に伴い、3款国庫支出金、4款繰入金、5款繰越金、及び7款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,218万5,000円を減額し、補正後の予算総額を3億9,591万5,000円とするものであります。

また、第2表の繰越明許費につきましては、袖東ポンプ場建設工事に係る事業の促進を図るため、事業費3,910万円を平成26年度に明許繰越するものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、下水道事業債の減額及び資本費平準化債の追加により、借入限度額を1億980万円に減額補正いたすものであります。

以上、議第1号から議第6号まで、一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前11時49分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 7ページ、歳入のことですが、このたびの課税の分、2,200万円ほどございますが、この課税につきまして、要因とか、説明お願いしたいと思います。

それから13ページ、衛生費でございますが、ここに備品購入がございます。機械器具購入ということになっておりますが、機械とはどういうものかお聞かせください。

それから、農林水産業の方ですが、工事の請負、全部減額となっております。これは仕事ができないから減額になっているのだらうと思いますが、請負費の減額について、どうい

意味でこういうふうには減額になったのか、予算を立てたわけでございますので、そういうところをお知らせしてもらいたいと思います。

次の商工費も然りでございます。

それから、土木費もそうですが、これも説明をお願いしたいと思います。以上、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 今回、補正予算に提案させていただいております町税の内の個人に係ります町県民税の部分についてでございますが、24年中の所得をベースに25年度課税させていただいておるものの内、特に農業所得が大幅な伸びを示したということから、当初の見込み以上に税収が上がるという状況になったものでございまして、このたび2,200万円の追加の増額補正をお願いするというものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 衛生費の機械器具購入費の関係と土木費の関係でございます。

最初に、衛生費の機械器具の購入の内容でございますが、こちらの方につきましては、これから新年度の春先に事業なると思いますが、アメシロ防除用の動力噴霧器、こちらの方を購入したいということで50万円を計上しております。既に、24年度購入した型と同じものを購入したいということで、ある程度の高いところまで噴霧できるような形ということで予算計上したところでございます。

それから、土木費の内容でございますが、土木費につきましては、道路安全整備事業、防雪対策事業、橋梁長寿命化等、それぞれございますが、最初に、道路新設改良の部分でございますが、道路新設改良の道路安全施設整備事業、こちらの方の中身につきましては、交通安全の整備事業ということで、これから実施いたします25年度の繰越明許に基づきます防災安全交付金で実施します道路施設の点検ということで、例えば道路照明、道路標識等、そういった部分の調査設計業務、それから防雪対策事業ということで、こちらの方は減額でございますが、防雪柵の設置、当初予算計上した金額よりも交付決定額が少なかったということで、656万5,000円、工事請負費を減額しているところでございます。

さらには、橋梁の維持費の方になりますが、こちらの方についても平成25年度の繰越明許ということで、防災安全交付金、こちらの方を活用して猪子地内の橋と対馬地内の橋梁2橋についてボックスカルバートに変えるということで、交付金事業の設計委託料と工事請負費を計上しているところでございます。

それから、除雪対策の関係につきましては140万円計上しておりますが、消耗品、燃料費、修繕料ということで、燃料費につきましては、当初予算計上時より約13円ほど燃料が高騰して、その不足する燃料代、それから修繕費については使用后、約20年くらい経過するドーザ等の修理、キャビンのガラスの破損等ございますので、そういった部分の修理、それと消耗品についてもエッジ等の消耗品の購入を予定しているところでございます。

河川費につきましては、こちらの方に95万円ということで記載しておりますが、排水機



場のポンプ関係の修繕ということで予定をしているところでございます。ポンプのエンジンの修繕ということで、春先の雪解け、そういった部分に対応したいということで考えているところでございます。

それから公園費の関係でございますが、こちらの方についてはバリアフリー対策ということで、地元町内会と町長と語る会等でも要望ございましたが、通路と芝生広場との段差を解消するというようなことで予算を計上しているところでございます。

下水道の減額の部分については、これは特別会計の方の繰入金の関係、事業の部分の減額ということで繰出金を減額しておりますし、すまいづくり支援事業につきましては住宅リフォームの部分の追加、太陽光の追加ということで予定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 私の方からは、農地費の工事請負費の減額の部分についてご説明したいと思います。

最初に、土地改良施設緊急対策事業の修繕工事の関係ですが、これは7月の大雨で稼働中に故障しました尾花排水機場のポンプ修繕工事の関係でございます。この件については、当然、工事の入札をやっているわけですが、そこで生じた事業費の減額分が412万9,000円ということで、このたび減額補正させていただくという内容でございます。

それから、農道整備事業の関係でございますが、これは横山上地区の農道の舗装工事を行いまして、これも先程と同様に入札による事業費の減額から、この事業費を減額させていただくというものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 13ページ、7款商工費、いろり火の里の減額内容でございますが、電気自動車充電器設置工事につきまして入札を行ったところ、請け差が生じたので、これを減額するものでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 町税の方は分かりました。これだけあったということに対して、喜ばしいことでございます。

それから、防雪関係でございます。ここはどこからどこまでの防雪の考えだったのでしょうか。それで今、猪子から天神堂までのことについては昨年度からいろいろお願いしているわけでございますので、これだけの金額、委託料だけで終わるというのではなく、どうしてこういうふうにならなかったのか、意味があれですが、どこの路線なのか聞きたいと思いません。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 防雪柵の減額でございますが、こちらの方は町の事業での整備になりますので、町道の横川横山線ということで、現在、小尺の方から横山方面に進めております防雪柵の工事の、当初予算要求しておりました金額まで交付金の内示がありませんでしたので、それで減額をさせていただきました。

県道の猪子天神堂間につきましては、あくまでも県道の主要地方道でございますので、そちらの方に本町の事業で行うということはできませんので、あくまでも本町の横川横山線の工事の減額ということでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 一般会計の方ですが、今回の一般会計の補正に関しては全体的にみて繰越明許に表われている国の補正予算の活用、それから町民税の増額、あるいは町の繰越金の有効活用ということで、それらを先程の各事業、それから積立金、教育施設整備基金の積立てに4,000万円ほど、それから町債、公債費の前倒しの繰上償還というようなことで、この内容は非常に今後の事業運営、それから財政運営に資する非常にいい内容と認めたいと思います。

その上で2・3、確認したいことがありますので聞きたいと思いますが、一つは同じような内容になりますが、道路補修、それから橋梁の長寿命化、これはおそらく国の今回の補正予算にも表われていますが、今後の方針として国土強靱化という事業の展開の中で今後も増えてくると思います。今回出てきた補正の内容も含めて、26年度以降の話にも及ぶかもしれませんが、今まで立てられてきた道路・橋梁の改修、あるいは長寿命化計画というものの見直しをやるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

同様に、公共施設の長寿命化に関して、今回、学校関係の天井落下防止対策ということで急な話だったわけですが、出てまいりました。26年度から28年度まで取り組むということのようですが、これによって今まで過去に提示されました学校関係の長寿命化対策、この計画にどのような影響があるのか、その辺、まず伺いたいと思います。

それから、細かい話になりますが、議案書13ページ、6款農林水産業費、農業振興費になります。経営体育成支援事業321万6,000円ほど追加にしたいということでございますが、この内容について伺いたいと思います。この事業に関しては、担い手に対する機械の導入、それから後継者育成ということで、人に対する支援というものがメニューだと思いますが、今回はどのような内容なのか伺いたいと思います。

それから14ページ、先程、同僚議員からも若干ありまして、当局が回答なさっていたようですが、8款土木費の中の除雪対策費です。今年は例年よりは、この2・3年よりは随分降雪の日数は少なかったと思いますし、そういった中で、追加の補正が出てきたということで、どういった内容かと思ったのですが、先程は燃料費の高騰の部分、それから修理部分ということで出てまいりました。当初見込んでいた稼働日数と比べまして今年はどうだったのか。この計画を立てた時点での日数、その後の実績も踏まえてですが、計画に対する実績はどうだったのか、この点、伺いたいと思います。

それから最後になりますが、先程、若干触れました学校関係の天井落下防止対策事業ですが、全員協議会の中で、その経過なり、内容については概要、あるいは考え方を示してもらいまして、そのときには納得したわけでございますが、後から考えてみますと、まず、点検結果においては各小学校・中学校とも、天井については撤去、あるいは改修が必要だという診断がなされた、これは理解できるわけですが、その際に、今回は改修の方に向かうという

ことですが、例えば撤去して、天井のない状況にしたときに、どれくらいの費用がかかるのか、改修した場合にはどれくらいの費用がかかるのか、その対比というものを検討されたのかどうか、その辺、伺いたいと思います。

それから同じように、この件ですが、中学校も含めまして、耐震の強度の基準をクリアして建てたという経過がございますので、今回さらに基準そのものを引き上げたということによって改修せざるを得ない、あるいは撤去せざるを得ないという状況に持ち込まれたわけでございます。説明の中では国からいろいろな補助、あるいは後の交付税措置というものを含めまして80%以上の支援があるということではございましたが、それにしても、13.3%の実質的な町の負担があるということではございます。この件について、私の考えでは国から基準の引き上げの条件提示があった中で、なぜ地元が負担してやらなければならないのか、その点について伺いをたてたのか、検討されたのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 道路補修、それから橋梁の長寿命化の見直しを行う考えがあるのかということと、除雪対策事業費の追加補正の内容ということでございました。

最初に、道路補修、橋梁の長寿命化の関係でございますが、橋梁の長寿命化につきまして、先程お話をさせていただきましたが、国の緊急経済対策の一環としての防災安全交付金ということで繰越明許等を活用しながら超寿命化の方を図っているところでございますし、道路の補修につきましても、新年度の予算の方になります。交付金事業を使って道路の補修ということで計画をしているところでございます。

最初に、橋梁の長寿命化の方でございますが、こちらの方につきましては本町におきましては平成23年度に橋梁の長寿命化の計画策定を行ってございます。国の交付金を受けて、計画策定をしないと交付金事業が受けられないということでございましたので、県内でも早めに着手したところでございます。それを受けて、今年度は既に助川地内と青山地内で実施いたしております。

その橋梁の長寿命化に基づいた三川町に橋梁長寿命化計画、これに基づきまして本町の橋梁97橋を対象にしておりますが、そちらの方を区分1から区分3まで、大きく4分類にいたしまして、緊急に対策が必要だという橋は本町ではございませんでしたが、早期の対策が必要だという橋と、早期の補修が望ましい、それと軽微な損傷であって今後補修を行うことが望ましい、それぞれ分類しながら長寿命化の計画策定を行い、第三者である大学の教授の知見もいただいて、国から計画策定を認めていただいて事業をしているところでございます。

この計画に基づきまして、今後、計画的に町の財政計画も踏まえて取り組んでまいりたい。優先度の高い橋梁から実施してまいりたいと考えておりますし、さらには、先程お話ありました道路の補修でございますが、こちらの方につきましても、交通量が多い、それから破損の頻度が高い道路を中心に実施していきたいということで、平成25年度の予算で道路の路面性状の点検業務ということを交付金事業で実施しておりますので、その点検の結果を受けながら、こちらの方も年次計画的に補修を実施していきたいということで計画をしているところでございます。

それから、除雪対策費の追加補正でございますが、当初計画につきましては1シーズン約30日の1日3時間くらいということで、90時間の稼働を見込んでございます。現在までの実施状況につきましては、今冬の降雪量の関係で稼働日数、約1/3、それから時間等でも1/4程度の時間で経過はしているところでございますが、既に燃料費、それから修繕費等、高額に経費を必要とするところに他の節の方から既に活用しながらこれまで凌いできたところでございますが、今後、若干のこれから支払いする燃料費、それから修繕料、そういった部分に対応するため、今回、必要最低限の金額を計上させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 小中学校の天井落下防止対策事業に取り組むことになったことから生じるであろう公共施設の耐震長寿命化計画の関係でございますが、ご質問にありましたとおり、小中学校の天井の改修につきましては、最も緊急度の高い事業であるという捉え方から、26年度以降、取り組むこととしたところでございます。このことによりまして、ご質問にもありましたとおり、当然、現段階で計画しておりました事業、予定どおり実施できないということが生じております。そういったところで、現在では、一つといたしましては役場庁舎の耐震化・長寿命化の取り組みを予定しておりましたが、耐震化は予定どおり行うこととしておりますが、長寿命化については少し後年度に繰り越そうということの考え方を持っております。

さらに、三川分署の改築と同時に防災拠点の取り組みも計画しておりましたが、三川分署の改築そのものは予定どおり行いますが、防災拠点の取り組みはもう少し、役場の長寿命化同様に後年度に送ろうという考え方を持っております。

しかしながら、この計画の正式な変更につきましては、年度末に作成いたします中期財政計画、その中で正式に再度検討して、決定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 私の方からは経営体育成支援事業の追加補正の関係についてお答えしたいと思います。

この事業の今回の追加の内容等についてでございますが、国の方からも何回か機械の購入希望の調査がございました。それに併せ、こちら農家の方にその状況等について調査をまとめてきた経過がございます。そういった形で、このたびも12月も調査をやったわけですが、その中で国の方に上げたいと考えていたものが今回国の方からも追加事業として認められたものですから、今回、320万円ほど追加補正を要望しておりますが、すべて農業機械でありまして、どちらかといえば、春作業機械の分についての機械購入になりますが、トラクター、あるいはハロー、そういったものが多いようでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 天井落下防止対策事業の件でございますが、天井落下防止対策事業の26年度の設計に関しては横山と押切ということで350万円ほど、26年度の当初予

算に当然計上してしまっていて、この間説明したように、改修に関して3ヵ年で行うということでございますが、まったく設計も何もやってございませんので、改修と除去、それをどのくらいなのかという精査はまったくしてございません。あくまでもおおよそのくらいはかかるだろうということで、総合計画には概算で入れてございますが、その積算に関しては26年度の当初予算の設計でいろいろと考えていきたいと思っております。

先程、前にお話申し上げたのは、基本的な考え方といたしまして、本町としては今まで卒業式、あるいは式典等で体育館等を多目的に利用した経過がございまして、それをただ単に危険だということで天井をすべてなくして、それでいいのかという思いがございまして、やはり多目的に使えるように、前もお話したかもしれませんが、例えば幕とか、軽い素材で基本的な天井を張るというようなこと、そういうことを考えながら設計に入っていきたいと思っております。

それからもう一つは、地元の負担ということで、なぜ13%くらいの最終的な負担になるとはいいいながら、それがいいのかということで、問い質したのかというお話ですが、それに関してはまったく確認はしてございません。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 道路・橋梁の関係ですが、橋梁が主体になるのか、そちらの関係ですが、ただいまの説明で優先順位の高い順番でやっていきたいという答弁だったわけですが、計画の中では何年にどの部分をやるという出し方ではなく、優先順位を付けながら全体でこれだけやるというふうな計画ということでよろしいのかどうか、その辺の確認をしたいと思っております。それで、そうだとすれば、優先順位の高い順番から予算がつき次第、前倒しでやるのかどうか、その辺を確認したいと思っております。

それから、長寿命化の計画の見直しの件は、先程答弁あったように、最終的には中期財政計画の中で検討したいということだったわけですが、先程の答弁の中では、今回の学校関係の部分を見ながら、役場庁舎、それから分署、防災拠点、この点に触れたわけですが、学校自体の計画には、今のところは影響がないという受け止め方でいいのか、再度確認したいと思います。

それから、具体的な話の中で今後の設計によって判断したいという内容だったようでございますが、だとすれば、撤去というものも考えられるのかどうか、その辺をさらに確認したいと思っております。

3月1日に高校の卒業式に招かれて行ったのですが、どの高校も体育館で天井のない、鉄骨のむき出しの体育館でやっているという記憶がございまして。それから、町の中でいえば、なの花ホール天井、あそこも同じような形で鉄骨を出したような仕上がりになっているわけですので、それに関して設計の段階でいろいろ撤去した形、あるいは改修する形をいろいろ試算しながら決めていくのか、その決定についてどうしていくのか、その辺、また考えを伺いたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 橋梁の長寿命化の優先順位等、工事等の着手の関係でござ

いますが、先程も話をさせていただきましたが、97橋、点検して大きく区分は4区分でございましたが、その中で本町で優先的に対策が必要だという橋と、その後に対策が必要だということと、そんなに急ぐ必要がないということで、大きく3分類して、それぞれ30橋、67橋ということでやっておりますが、こういった計画に基づいて、今後実施する場合、地域のバランス、それから国の方からも当然交付金ですので、本町の方で要求しても全額つかないこともございます。それと、架橋状況によっては隣接市町村と協議が必要な橋がございます。鶴岡市との隣接の長大橋、それから庄内町との隣接の長大橋がございます。こういったものについては当然、本町だけでなく、隣接市町村との架設年次等、鶴岡市の方であれば庄内南部定住自立圏でも協定項目に入っておりますが、こういった部分を踏まえて、隣接の市町村と整備年度について双方の財政計画を踏まえて考慮していきたいと思っておりますし、国からの予算の配分、そういったものに応じながら、年間のできる橋梁の限度はございますので、優先の高いものから予算の範囲内でやっていきたいと考えておりますし、国の方で今回のように緊急経済対策ということで補正予算ございましたので、そういったものがある場合については前倒しで着手していきたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、天井の件は補正予算の中身には載っておりませんので、一応、区分外ということにさせていただきます。

それでは次に、石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 答弁漏れがございました。どうも申し訳ございません。

耐震長寿命化計画の関係で、学校の計画の変更はないのかというご質問でございますが、まず、横山小学校につきましては26年度において校舎の改修を行う予定にしておりますが、これは計画どおり新年度実施することといたしております。

また、もう一つ計画に載っておりますのが、押切小学校でございますが、押切小学校につきましては29年度、設計を行って、30年度に改修を行うという計画になっておりまして、これにつきまして、現段階で遅らせるという考え方は持っておりません。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま平成25年度の補正予算を審議しているわけですが、奇しくも今日は東日本大震災があった日であります。政府は先に東日本大震災の復興財源に充てるため、2012年・13年、国家公務員の給料を7.8%削減し、地方の公務員も13年度は引き下げるよう求めたわけですが、当町ではそれらの点を議会にも提案ならなかったわけですが、そのときの町長の考えを伺いたいと思います。

なぜかという、その給与削減に応じたところには、政府は公共事業最大4割を支援し、応じなかったところには原則3割の補助にとどめるという方針がマスコミ報道されました。それらの対応と、どうして当町は議会にも公務員の給与削減案が出てこなかったのか伺いたいと思います。

そして、13ページ、いろり火の里の電気自動車の件であります。当初230万円、12月の補正で570万円ということで、今回、請け差の53万8,000円が歳出が減ったということですが、12月補正の時点では寄附金25万円、予定があったはずで、今回、24

万円削減されております。その経緯を説明願いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 質問者に申し上げますが、最初の質問は補正予算に係わる質問になっておりますので。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 政府が25年度で減らすということでありますので、政府は5月に予定、3月31日で25年度は終わるわけですが、出納閉鎖が5月になるわけです。25年度分をこのような対応を取るということですので、今、25年度の補正予算ですので、私は該当すると思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今年度の国が示しておりました国の復興財源というようなことからの国家公務員の給与の引き下げ、これに関しましては、地方公共団体も国の減額相当分について人件費の削減をお願いしますというようなことが示されました。

しかしながら、その後、新藤総務大臣が給与削減しなかった自治体に対しましては、事業の配分、あるいはペナルティを課すといった部分についてはやらないと公言をされております。

今回の場合においても、県内において本町のように、元々の人件費、給与が国家公務員のラスパイレスに比較しますと、それよりも低かったという自治体が三つあるわけであります。小国町、遊佐町、三川町というようなことで、そういった形で国の給与削減とは歩調を合わせなかったという経緯でもありましたし、国も1年で給与削減は元に戻すというようなことになっておりますので、そういった面についての町の判断として、議会に説明なくというよりは、給与削減はしないのだというようなことで、きておりますので、そこはご理解をいただきたいと思うところであります。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 電気自動車に係わります寄附金の内容でございましたが、電気自動車に係わります15節の関係では、県の補助金、それから自動車振興協会の助成金、さらには寄附金というような財源構成でされております。

先程、工事費の請け差によります減という説明をさせていただいたところでございますが、これに伴いまして、歳入の部分が変更になったところでございますが、電気自動車の購入に係わります助成分、当初予算では諸収入の雑入に入っております市町村の防災エネルギーの助成金として見込んでおりました予算が12月の補正段階で450万円を予定しておったところでございます。

しかしながら、当初の要綱が変わりまして、これが2/3補助になったという連絡をいただいております。したがって、450万円予定されておった内容が490万円になったということでございました。その結果、寄附金につきましては、町の持ち出し分を除きまして、今回24万円減額された76万円を寄附金をお願いしたいという申し出があったところでございます。

工事に係わります町の持ち出し分としましては、2,000円ほど、町の持ち出し分がありま

すが、それ以外については県の補助、先程の諸収入、さらには寄附金という財源で賄われておりますので、これ以上いただきますと過剰になって返還というような事態になる関係から、今回、寄附金についてもマイナスの24万円減額させていただいたということでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 私の方から、下水道事業特別会計の方で質問したいと思います。

下水道特別会計の5ページ、事業費であります。三つほど、下水道事業特定環境公共下水道事業業務委託料がマイナス233万7,000円、管路布設等工事請負費6,800万円ほど請け差かなと思っていましたが、その辺は品質、性能、ちゃんと担保されているのでしょうか。最初の方の業務委託のマイナス要因、これはどういう理由だったのでしょうか。

それから、その下の最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金も738万3,000円ということで、かなりの金額がマイナスになっていますが、この要因というのは何でしょうか、教えてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 下水道事業特別会計の関係でございますが、業務委託料の減額、それから工事請負費の減額要因、それから最上川下流流域の庄内処理区の建設負担金の減額要因でございます。

最初に、13節委託料の関係でございますが、こちらの方につきましては袖東のポンプ場の管理棟の建築工事、さらには機械設備の工場の管理業務ということで管理委託料の方ですが、当初予算で見込んでいた金額より入札の結果等もありまして減額をしているところでございます。機械設備の管理、それから管理棟の建築工事の管理、そちらの方の入札の結果による減額要因でございます。

それから、15節工事請負費の関係ですが、こちらの方については一番大きい要因は機械設備の入札の結果でございます。当初の予定した金額より約1/3ということで、安く入札になっておりますが、こちらの方についても低入札価格の審査会の方で十分審査しているところでございますが、落札して契約している業者につきましては、ステンレス等、主要な鋼材についても長年納入している業者からの仕入れとか、ポンプ等、主要な部品、そういったものについても、これまでの長年の取引ということで安価に入るということでございました。さらには、当該業者につきましては製品についてISOの9001と2008を取得しているということで、官公庁、さらには土地改良区等の方からも、これまで排水ポンプ、ゲート、いろいろな実績もございますので、十分、設計で求める品質は確保できるということで判断して契約に至っているところでございます。

最上川下流流域建設負担金の関係でございますが、こちらの方につきましても、発注している庄内処理区の配水地、それから長寿命化の工事、こういった部分について、当初、見込んだ金額よりも入札の結果等で大きく減額なったということで通知を受け、確定いたしましたので、今回の減額ということでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。



○6 番（町野昌弘議員） 請負の請け差の方は、前、1回説明を受けたので、同じことを聞いたかと思いますが、その後、工事が進まれて、現場に入っているかと思いますが、その辺、工事の進捗率というか、製品の性能、もしくは工事、ちゃんも行われているか、そういう状況を教えてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 現在、袖東ポンプ場におきましては、建築工事についてはほぼ終わりに近づきまして、庄内総合支庁の建築課による確認検査もすべて終えているところでございます。

さらには、今年度と来年度の債務負担工事で実施いたします機械設備工事、電気設備工事につきましても順調に計画どおり進んでおりまして、機械設備工事につきましましては、それぞれの製品の製品検査、それから工場での製品の性能検査等も既に実施しております。26年度になりましたら、最終の完成に向けて、それぞれの中間期での確認検査、さらには最終の性能検査に向けて、今、鋭意準備を進めているところでありますし、現在のところは計画した工事予定の計画どおり、順調に進行しているところであります。幸いに今冬につきましては大きな雪もなくきておりますので、現場の方も建築の部分についてはまもなく、今月、議会が終わりましたら確認の検査を実施したいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 最初に、一般会計の11ページ、総務管理費、行政事務のシステム化の推進事業で、かなり使用料及び賃借料600万円の減額、これについては特異的な何か原因があったのでしょうか、その説明を求めたいと思います。

それから、先程の三川町の施政方針の中でも述べられておりましたが、土木費の住宅費に係わる、いわゆる住まいづくり支援事業については、大きな評価をいただいているということでした。私もそのとおり思っております。この中でお聞きしたいのは、国も阪神淡路大震災によってほとんどの6,400余名の尊い命を失ったのは家屋の倒壊、それ以来、国も防災基本計画を見直したり、それから山形県においても地域防災計画、そして我が町においても県との計画との整合性を図りながら地域防災計画を策定しているわけであります。

その中に、本町は住宅の耐震改修についての促進計画を既に24年度作っているわけです。それを見ますと、本町の住宅の状況を見ますと、大体住宅総数2,300戸を超えています。そして、昭和56年以前に建築された建物は約1,300といわれています。その中でも耐震性のない住宅は900を超えると出ているのです。それ以来、住まいづくり支援事業の中に、木造の住宅耐震改修事業費、これを例年、毎年計上してくるのですが、一向に執行されない、こういう実態があるのです。それはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

それと同時に、自治体の予算というのは、やはり住民の皆さん方に税の賦課を課しながら、そしてまた、住民に約束したとおりの予算を執行していかなければならない、これが第一の行政目的であります。やはり、計上した予算はできる限り住民のニーズに応じて使っていくのが原則だと私は思っています。満額の減額、なぜ生じているのかという原因を少し説明を求めたいと思います。

それから、先程も出ました。三川中学校改築事業のときは国からの交付金で、確か名称は安全・安心な学校づくり交付金という形で、三川中学校改築事業に活用させてもらったという経過がございます。今、この名称を見ますと、新しく名前が変わって、歳入として入っているのです。学校施設環境改善交付金1,600万円ほど入ります。国から交付金を受け取る場合に、地方公共団体としてはそれぞれの諸官庁になぜその交付金を受け取るか、一応、計画書をお出しになっていると思います。このたびの三川町農業環境改善センターのホールの部分につきましての新しい改築事業につきましても、活性化計画を出すように指示されていると同じように、この交付金、学校施設環境改善交付金をいただくときに、本町としてはどういった施設計画を国にお示ししたのかお聞きしたいと思います。

それから、国保会計を少しお聞きしたいのですが、第7款共同事業、これはご承知のとおり、レセプト80万円を超える高額医療費についての交付金、それからレセプト1件あたり30万円を超える医療費についての二つの交付金というものがございまして、それを国保連合会が実施主体として運営しているわけでありますが、本町の場合において、この交付金と入る部分と、それから医療費に応じた拠出金、それとの相関関係を見た場合に、この共同事業が本町の国保会計運営においてどういった影響を与えているのか、その分析について担当課からお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、市町村間の財政力の均衡をとるために普通調整交付金ございますが、本町の財政と普通調整交付金の与える影響、例えば国はこの自治体にも一定率の国庫負担金、それから一部負担金もございますが、それから県の調整交付金もあります。それを除いた部分については保険料で賄うべき医療費、これについては額が普通調整金として交付されてくるわけです。本町の国保財政運営において、普通調整交付金はどのような影響を及ぼしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 行政事務システム事業費のシステム化推進事業の関係でのご質問でございました。この行政事務システムの内容につきましては、今まで議会の方にも報告をしまいたったところではありますが、昨年の11月末で総合行政システムの長期契約が切れるということから、一昨年から各業者間から聞き取りをしまして、プロポーザル方式により入札を、昨年2月に実施したところでございます。当初予算の計上につきましては、事前に業者からの見積もりをいただいていたところですが、その内容からみまして、予算を計上し、当然、プロポーザルですので、業者は代わるということも予測もありまして、業者が代わった場合に1ヵ月ほど並行稼働をしていかないと、スムーズな移行ができないということから、平行稼働も予算に計上しながら、当初予算を見積もって計上したところでございます。

しかしながら、プロポーザルによる入札によりまして、町としてもクラウド化を目指しながら入札を行ったところでございまして、それがたまたま庄内町が利用する業者と同じという業者だったところが入札した関係から、共同利用で今後クラウド化を実施するというところで、その経費が極端に減になったということで、今回、不用となりました金額について減額

させていただいたということでございます。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 住まいづくり支援事業におきます木造住宅耐震改修事業費補助金の減額ということでございます。この要因としましては、これは本町だけではないのでございますが、やはり県内でも住宅のリフォームということで、県の方で統計を取ってございますが、そういった中で、住宅のリフォームする場合も、第一義的に申請が多くなるのがバリアフリーの部分と、次に大きい部分につきましては省エネ、こちらの方で、省エネとバリアフリーではほぼ7割を超えるような需要があると。その他に克雪対応ということで、雪国ですので、雪止めとか、いろいろな対策、それから県産木材活用とか、そういった部分がそれぞれ10%前後でございます。

肝心の耐震化の部分は、わずかに2%くらいしかございません。そういったことで、本町としても耐震改修促進計画、さらには地域防災計画等で地震の備えとして住宅の安全化を図るということで補助制度を設けて、上限120万円の国からの部分が1/2ということで、最大120万円支援する方策として実施しているわけでございますが、申請がなかなか上がらないというのが、やはり一つには耐震改修を本町のような住宅、間取りが大きくて、床面積等が大きい、こういった県内の住宅事情で5・6年以前の建物を耐震改修いたしますと、ほぼ所定の安全度を満たすというのが耐震改修の補助要件として安全度を満たすということが補助要件の一つになりますので、500万円なり、1,000万円等、高額な投資が必要になってきます。そういった部分もなかなか申請が上がらない要因になっているのではないかと考えているところでございます。

こういった部分につきましては、国の方でも今後いろいろな支援の方策、耐震改修の部分、耐震改修の促進に関する法律も一部改正になりましたので、県の方でも現在、耐震改修促進計画、県の方で定めたものも今後改正するということが情報も入っておりますので、いろいろな国・県の情報も取りながら、耐震の改修に向けて支援策を進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 学校施設環境改善交付金の件でございますが、今回の学校施設環境改善交付金につきましては、町民体育館に係る交付金でございます。国の補正があった段階で、今まで学校施設環境改善交付金、三川中学校等でも使ってきたわけですが、国の補正があった段階で、町民体育館に使えるということが分かりまして、それでいろいろと協議をしてきた中で、これにつきましては当初予算の方に耐震補強の部分と長寿命化の部分で当初予算の方に計上したわけでございますが、その後、あくまでも耐震補強の分に関して、国の補正予算が使えると。つまり、学校施設環境改善交付金がいただけるということが分かりましたので、これが2月10日の段階で内示をいただきましたので、今回、3月補正に出しまして、当然、事業的には2・6年度の方に繰越をしまして、執行の段階で当然ダブルになっていますので、一部それを執行しないというようなことで考えてございます。以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） ご質問にありましたまず最初に、歳出項目でいきますと、7款共同事業拠出金、これに関連いたします歳入では、同じく7款共同事業交付金、この関係についてでございますが、当初の予算編成の段階ではどのような動きになるのか分からないというようなことから、ここに記載されておりますとおり、それぞれ高額医療費、また、その下の保険財政共同安定化事業関係費につきましては、歳入歳出とも、ほぼ同水準の数字を計上させていただいているところでございます。

その後の1年間の医療費並びに被保険者数の変動に基づきまして、先程、小林議員からご質問の中にありましたとおり、県内市町村の保険者間での相互扶助という形での拠出金の拠出並びに逆に交付を受けるという体質のものでございまして、従来、本町におきましては、県内でも一人あたりの医療費が非常に低いという状況にございます。したがって、これまでも歳入の交付金よりは、歳出での拠出金の方が、割合的には高額になってしまうという状況がございました。

25年度におきましては、質問にはございませんでしたが、歳出の保険給付費につきましても、予想以上に定額に済んだというようなことで減額補正を今回提案させていただいているところでございますが、こういった一人あたりにかかります医療費が25年度の場合は予想以上に、殊のほか低く収まったと。言うなれば、結果的には喜ばしい状況ではございますが、共同事業拠出金・交付金の関係におきましては、数字上、拠出金の方が高額になり、交付金については減額になるという関係にならざるを得ないというものでございます。

それから、2点目の国からの普通調整交付金関係につきましては、今の説明と重複することになりますが、算定方法といたしましては、療養給付費総額から自主財源であります保険税を控除いたしまして、差引不足の部分につきましては、国並びに県から財政調整の財源として交付されてくるというものでございますが、療養給付費等医療費につきましては、殊のほか低かった。一方で、国保税につきましては予想以上に税収入が上がったというようなことから、今回、大幅に国並びに県からの財政調整に係わる交付金につきましては減額にならざるを得なかったという事情がございます。

この影響というものは確かに国保財政運営上は非常に痛手ではございますが、国の一定のルールに基づきまして、本町のみならず、全国の保険者が同じルールに則っての算定の結果というようなことから、このたびそれぞれ所要額を補正させていただいているという状況でございまして、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 2時08分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時30分)

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 最初に質問いたしました情報の推進システムの件については、以前、課長の方から説明をいただいたことを再度思い出しまして、庄内町との共同利用で非常に割安というふうな結果に落ち着いたところでありました。そのとおりだと私も記憶を新たにしております。今後、システム推進事業につきましてもの当初予算も既に我々は提示されてお

ますが、非常に経費のかかかっていく事業かなと思いますが、具体的に年度間においてそれぞれの所要の事業費がかかかっていくだろうと予想されますが、当面する推進事業における留意すべき何か気づくところがありましたら、もしありましたら、説明をいただければと思います。

それから、住まいづくりの事業については、特に住宅の耐震改修事業が未だニーズがないということで、課長の答弁でありましたし、また、これは全国的にもそういう傾向にあるということでありました。うちの町の住宅、耐震改修促進計画の中では、先程申し上げました900に及ぶ住宅が耐震性のない住宅を少なくとも平成27年度までには90%、そうした改修計画、目的として計画上はそういう目的をもって、数値は示されていたのですが、まったく一歩も前に進まないということでありました。これは国の示す補助もございましょうし、これは全国的にそうであれば、地域、地方の自治体がどんどんこの事業について国の補助を強く求めていくことが必要かなと思います。そうしたことも是非やるべきだなと思います。

また、住まいづくり全体についてですが、この事業については非常に町民の皆さん方も、また、それに関係する事業者の皆さんも大変喜んでいただいているわけですが、本町の快適な住まい環境を築く、そしてまた、安全、災害に強いまちづくりを目指す、そうした基本的な目標からして、非常に毎年毎年補正を積み重ねながら、この事業が非常に膨らんできている。それはそれでいいと私は思いますが、やはり本町の快適な住環境を整備するという一つの目的がございまして、でき得れば、勿論、その補助を受ける要件としては町税の滞納、国保税の滞納のないような要件にもなろうと思います。ただ、これからは社会資本整備、これだけ整っている本町がフルにその整備の効果を活かすためには補助する対象の中に、下水道の接続を義務化するとか、そうした要件を検討する時期に入っているのではないかと思います、その見解を求めたいと思います。

それから、国保の方で、6,000万円ほどの繰越が生じておりますが、これを今後、財政運営として国保の給付基金の方に運用されていくのかどうか。これからの財政運営の方向性の説明を求めたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 行政事務システム化の推進事業の内容的には、総合行政情報システムの内容になっているところでございます。これからの留意点という話でございました。当然、第一にはセキュリティが挙げられると考えますし、またさらには、本町のように小さな自治体で独自に大きな電算機器を導入するというような部分というのは、当然、今後も考えにくいだろうと。そうした場合に、今後の課題といいますか、方向性としては、いかにカスタマイズ、システムを三川町の都合のいいようなシステムに改めるということになりますと、制度改正ごとに、常にカスタマイズ料が発生するという部分がございますので、でき得る限り、そのシステムをそのまま運用するという部分、さらには、今現在も行われておりましたが、運用支援、システムが新しくなることによりまして、取扱関係の支援を今現在も山形ソリューションの方からいただいているところでございますが、でき得る限り運用支援も自前の導入ではないわけでありまして、そのシステムに慣れていただきながら、

運営支援を行っていかないというような内容で今後進めて、より経費が少なくなるような形で進めてまいりたいと考えております。

それと、当然、今現在なっておりますが、これからの電子情報についてはクラウド化という部分が叫ばれているところでございますので、本町でもクラウド化、さらには庄内町との共同利用という立場をとっておりますが、遊佐町も同じ機器の業者を使っているという状況もございますので、そういった意味では、庄内3町の共同利用に向けた取り組みができれば、なおかつ経費的にもコスト削減できるかなと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 住まいづくり支援事業等でございますが、耐震の関係についてはなかなか進まないという部分で、先程お話をさせていただきました。それで、まだ国の方の支援の部分、まだいろいろ流動的で動いている部分でございます。改修の部分は今後、国・県、法律の方も改正になりましたので、そういった支援の部分も今後さらに拡充されるものと期待しているところでございます。そういった部分がありましたら、本町でも、今後そういった支援策についても十分、国・県の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

さらには、住まいづくり支援事業の中での、例えば住宅取得、リフォーム等で下水道の接続の関係、集落によって低い集落等もございますが、こういった部分について、ほぼ住宅取得ということで、新築の場合につきましてはほぼ100%の下水道の接続ということで、確認する際に下水道の部分も、今は下水道の担当の係の方で住まいづくりの方も対応しておりますので、確認しながらお勧めしているところでございますし、リフォーム支援の部分についても水回りの改修という部分で、要件として本町としては住宅取得・リフォームとも、住所要件と町税等の完納ということで、町税に未納がないという部分を要件にしておりますが、下水道の経営の部分も踏まえて、十分そういったリフォーム支援等、そういった際には水回りの改修についても対象工事としてみれるという部分もPRしながら、接続率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 24年度の確定いたしました繰越総額につきましては8,060万9,000円ということで、このたび補正予算を出させていただいているところでございますが、その要因といたしましては、24年度当初予算に編成いたしました国民健康保険給付基金からの2,500万円の取り崩し、並びに国庫支出金の調整率という国の財政運営上の調整によりまして2,100万円ほど、本来交付されるべき金額を超過した形で24年度の歳入に盛り込まざるを得なかったと。総額4,600万円ほどの繰越額に与える影響が大きく、8,000万円を超える繰越金が生じたというところでございます。

しかしながら、国庫の調整によりまして、一旦受けました負担金につきましては、このたびの歳出の11款に補正計上させていただいておりますが、2,126万2,000円、これをこのたび国庫の方に返還させていただくということになりまして、実質、本町の純粋な財源としての繰越につきましては、24年度分については約6,000万円という状況でございました。

この繰越金の活用方法につきましては、25年度当初予算で組み込みました国民健康保険給付基金からの900万円の取り崩し、これをゼロにいたすということで、今回、歳入の補正予算を計上させていただいているところでございます。これによりまして、およそ給付基金の残高が8,000数百万円になるという見込みでございまして、今後、なんとかこの水準を維持するような形で国保財政を運営してまいりたいと考えているところでございまして、今後、29年度には具体的に30年度以降の都道府県保険者での運用という制度設定もなされているところでございますので、向こう4年間にわたりまして、なんとか基金の残額を維持しつつ、途中、国保税率等の改正も盛り込みながら、健全財政を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第1号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第1号「平成25年度三川町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第2号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「平成25年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第3号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「平成25年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第4号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第4号「平成25年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第5号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第5号「平成25年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第6号「平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第6号「平成25年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。日程第13から日程第18までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第13から日程第18までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第13、議第7号「平成26年度三川町一般会計予算」、日程第14、議第8号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第15、議第9号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16、議第10号「平成26年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第17、議第11号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第18、議第12号「平成26年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上、6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました平成26年度三川町一般会計予算並びに特別会計予算5件、以上、6件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第7号「平成26年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、4億800万円と定めたところであります。一時借入金については、借入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成26年度の一般会計予算総額は、平成25年度当初予算に対しまして、2億1,400万円、率にして6.3%の増となっております。その主な増額要因につきましては、合併60周



年記念事業、公共施設の耐震化・長寿命化対策事業、子育て支援関連事業、臨時福祉給付金給付事業、戦略的園芸産地拡大支援事業、橋梁長寿命化対策事業、消防三川分署改築事業などの増によるものであります。また、減額要因といたしましては、行政事務システム化推進事業、みかわ再生可能エネルギー導入促進事業、起業支援型地域雇用創造事業、公債費元利償還金などの減であります。

次に、議第8号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,160万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成26年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成25年度当初予算に対しまして2,020万円、率で2.7%の増となっております。

次に、議第9号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,550万円といたしまして、平成25年度当初予算に対しまして210万円、率にして2.7%の減となっております。

次に、議第10号「平成26年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,440万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、また、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成26年度の介護保険特別会計予算総額は、平成25年度当初予算に対しまして1,280万円、率にして1.7%の増となっております。

次に、議第11号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,720万円といたし、地方債につきましては、限度額を3,950万円と設定したところであります。

平成26年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成25年度当初予算に対しまして320万円、率にして2.2%の増となっております。

次に、議第12号「平成26年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億150万円といたし、地方債につきましては、限度額を1億730万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたところであります。

平成26年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成25年度当初予算に対しまして7,660万円、率にして16.0%の減となっております。

以上、議第7号から議第12号まで、一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明いたします。

また、細部につきましては、審議の過程でそれぞれ課長等より説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田光雄議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。
- 議長（成田光雄議員） 最初に、議第7号について、石川総務課長。
- 説明員（石川 稔総務課長） それでは、平成26年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧くださいと存じます。

第一の総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重複する面がございますので、総括的事項3番目から申し上げます。

3. このような地方財政計画の状況を踏まえて、本町においては住民・地域・行政の三者による協働のまちづくりを展開することを根底に、行政需要に的確に対応した事業展開を図るため、公共施設の耐震化及び長寿命化に取り組むとともに、さらなる地域産業の育成と振興、町民の健康と福祉の向上、子育て支援策の充実を目指した予算編成を行ったところである。

歳入では、町税及び地方譲与税の増収を見込んだものの、地方交付税が14億3,500万円（4.3%減）、臨時財政対策債の発行可能額も1億6,000万円（10.7%減）と見込まれるため、歳入確保の面では依然として厳しい状況に置かれている。

一方、歳出では臨時福祉給付金給付事業の皆増や公共施設等の耐震・長寿命化対策事業、側溝整備事業等土木事業の増額などにより、平成26年度の一般会計予算は前年度比2億1,400万円増の36億円（6.3%増）としたところである。

## 第二 歳入予算の概要

1. 町税は、入湯税の減収はあるものの、町民税など一定の伸びを見込み9億2,888万2,000円（前年度比2.6%増）を計上した。

2. 地方譲与税は、地方財政計画などから推計し5,230万1,000円（14.9%増）を計上した。

3. 利子割及び配当割交付金は、課税の状況などを推計し、それぞれ140万円（7.7%増）、85万円（70.0%増）を計上した。

4. 地方消費税交付金は、消費税率の引き上げによる増収を見込み1億300万円（20.6%増）を計上した。

5. 自動車取得税交付金は、税率の引き下げによる減収を見込み650万円（50.0%減）を計上した。

6. 地方特例交付金は、減収補てん特例交付金分の380万円（同額）を計上した。

7. 地方交付税は、地方財政計画や基準財政収入額及び需要額の見込みなどを考慮し、14億3,500万円（4.3%減）を計上した。

8. 分担金及び負担金は、負担状況並びに実績などから推計し3,683万6,000円（4.5%減）を計上した。

9. 使用料及び手数料は、実績などから推計し2,145万円（6.6%増）を計上した。

10. 国庫及び県支出金では、施策、制度の活用を図り、それぞれ2億6,356万2,000円（44%増）、1億9,318万7,000円（7.9%減）を計上した。

1 1. 財産収入では、利子収入の見込みなどから推計し 429 万 6,000 円 (9.6%減) を計上した。

1 2. 繰入金は、各種事業の展開状況等を考慮し、教育施設整備基金 3,800 万円、国際交流基金 270 万円、リーディングファーマーズ銀行基金 200 万円を繰り入れることとし、4,270 万 4,000 円 (966.3%増) を計上した。

1 3. 繰越金は、過年度実績等を考慮し 6,000 万円 (同額) を計上した。

1 4. 町債は、後年度の公債費負担軽減に配慮しながら、臨時財政対策債のほか交付税措置される町債の活用により 4 億 800 万円 (48.2%増) を計上した。

### 第三 歳出予算の概要

1. 人件費については 7 億 6,005 万 6,000 円 (0.2%減) を計上した。

2. 一般行政経費は、継続的な見直しにより経費節減に努めているものの、物件費については委託料などの増額により 2 億 8,411 万 9,000 円 (3.3%増)、維持補修費については 4,601 万円 (2.5%減) を計上した。

3. 扶助費は、臨時福祉給付金の皆増や身体障害者支援などの需要状況などを考慮し、4 億 765 万円 (14.9%増) を計上した。

4. 補助費等は、負担金などのさらなる適正化と見直しに努め、7,315 万 3,000 円 (1.8%増) を計上した。

5. 繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金の増額などにより 5 億 500 万 3,000 円 (1.9%増) を計上した。

6. 公債費は、これまでの償還計画分に平成 25 年度発行予定額の利子分を加え、5 億 2,704 万 8,000 円 (5.0%減) を計上した。

7. 総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で、計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、国補助事業などの活用による防雪柵設置工事や舗装改良工事、耐震・長寿命化を図るための町民体育館改修工事、横山小学校改修工事などの事業の実施により、総額 9 億 7,345 万 6,000 円 (22.1%増) を計上した。

8. 予備費は、過年度の実績などを考慮し 1,000 万円 (同額) を計上した。

第四 結びに、平成 26 年度の地方財政計画では、地方交付税は減額となるものの、地方税などの増収見込みにより、地方の一般財源総額は実質的に平成 25 年度の水準を下回らない見込みとなっている。しかしながら、地方財政の大幅な財源不足は続いており、国の厳しい財政状況を勘案し、国政の動向をさらに注視していく必要がある。また、財政健全化法の施行とともに、地域主権の確立に向けた環境整備が進められつつある中で、さらなる健全財政の運営が求められている。

こうした中、平成 26 年度の三川町一般会計予算の編成にあたっては、健全な財政運営の堅持を基本としながらも、社会の情勢変化に臨機に対応し、協働のまちづくりの理念のもと、多くの政策課題に取り組めるよう配慮したところである。以上でございます。

○議長 (成田光雄議員) 次に、議第 8 号及び議第 9 号について、遠藤町民課長。

○説明員 (遠藤淳士町民課長) それでは、まず最初に、国民健康保険特別会計予算の概要につ

いてご説明申し上げます。

総括的事項といたしまして、国民健康保険事業は経済並びに雇用情勢等の影響を受けやすいほか、高齢者・中高年者である被保険者の加入数が多いという状況から、これまで諸般の財政支援策が講じられてきたものの、依然として本町の国保財政運営は厳しい状況にあるというところでございます。

給付割合につきましては、従前どおり、0歳から小学校就学前の方までについては8割、以降7割、70歳以上の一般の方については8割、一定の所得以上の方については7割の給付割合としているところでございます。また、保険者数については、減少傾向にありまして、1,960人ということで見込んでいるという状況にございます。

まず、歳入予算の概要についてであります。国民健康保険税についてはそれぞれ微増ながら増収の予算で編成したところでございます。これにつきましては、適正な課税と一層の収納率の向上に努めるということを前提に計上しておるところでございます。

また、2番の療養給付費等国庫支出金、また、5番の県支出金につきましては、一定のルールに基づきまして計上いたしました数字でございます。

さらに、3番の療養給付費等交付金、4番の前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬等支払基金からの内示に基づきまして計上した数字でございます。

6番の共同事業交付金につきましては、山形県国民健康保険団体連合会からの内示に基づきまして計上いたしました数字でございます。

これらをもとに7番の一般会計からの繰入金については、所要額を計上させていただきました。

続いて、歳出予算の概要についてでございますが、1番の療養給付費、療養費、また、2番の高額療養費につきましては、平年ベースの歳出を確保できる数字で計上させていただきました。

また、3番の任意給付関係費につきましては、出産育児一時金、また、葬祭費につきましては、前年度と同額の予算を計上いたしましたところでございます。

4番の後期高齢者支援金、5番の前期高齢者納付金、6番の老人保健拠出金、7番の介護納付金、8番の共同事業拠出金、これらにつきましても歳入同様、社会保険診療報酬支払基金、並びに山形県国民健康保険団体連合会からの内示に基づきます数字を計上させていただいたところでございます。

9番の高額療養費貸付金等につきましては、万が一に備えまして例年どおりの80万円を計上いたしました。

10番の保健事業費につきましては、これまで同水準の特定検診、並びに疾病予防検診等が実施できるよう予算を計上させていただいたところでございます。

最後、12番の予備費につきましては1,300万円、これも前年度と同様の金額でございますが、基本的には保険給付費の2.7%に相当する予備費を計上させていただいたところでございます。

これら、歳入歳出予算の執行にあたりましては、経費節減に努めるとともに、増加傾向に

あります療養給付費等に配慮しつつ、財政基盤の安定化を配慮しながら運営してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、予算説明書64ページになりますが、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成20年4月に創設されました高齢社会の進行に伴いまして、75歳以上の方々を被保険者として実施されている保険事業でございまして、実施主体は山形県後期高齢者医療広域連合が実施しております。

医療給付の内容につきましては、原則として9割、ただし一定以上の所得のある方については7割給付という制度については変わりございません。

受給対象者数については減少傾向にあるということでございまして、本町におきましては1,405人ということで、前年度同数で見込んだところでございます。

続いて、歳入についてですが、保険料の改定等、引き上げがございましたが、後期高齢者医療広域連合からの内示に基づきまして、所要額を計上いたしました。

また、一般会計からの繰入につきましても同様の形でそれぞれ計上したところでございます。

続く歳出予算につきましても、後期高齢者医療広域連合からの内示に基づく納付金としまして、所要額を計上させていただいたところでございまして、この後期高齢者医療事業につきましても、円滑な運営が図られるよう、本町といたしましては山形県後期高齢者医療広域連合との連携を一層強めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 議第10号について、五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） それでは、議第10号「平成26年度三川町介護保険特別会計予算」の概要について申し上げます。

予算説明書66ページをご覧ください。

はじめに、第一、総括的事項について申し上げます。

介護保険は、高齢社会において老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支える制度として定着し、サービス利用者は着実に増加しております。それに伴い、保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれます。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目途とした予算を編成しました。

2として、保険給付の割合は、原則として9割です。

3として、平成26年度の第1号被保険者は2,288人と推計しました。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 介護保険料については、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年の介護保険給付費を見込み、これを保険料算定の基礎として算出した1億3,512万円を計上しました。

2. 介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率15.0%、居宅等給付費に負担率20.0%を乗じて算出した1億3,662万4,000円を計上しました。

3. 介護保険調整交付金については、介護保険給付費に交付率 8.24%を乗じて計算した 6,217 万 4,000 円を計上しました。

4. 地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費（介護予防事業）に交付率 25.0%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に交付率 39.5%を乗じて算出した 453 万円を計上しました。

5. 介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率 29.0%を乗じて算出した 2 億 1,881 万 6,000 円を計上しました。

6. 地域支援事業費支援交付金については、地域支援事業費（介護予防事業）に支払基金負担率 29.0%を乗じて算出した 148 万 6,000 円を計上しました。

7. 介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率 17.5%、居宅等給付費に負担率 12.5%を乗じて算出した 1 億 860 万 1,000 円を計上しました。

8. 地域支援事業費県交付金については、地域支援事業費（介護予防事業）に交付率 12.5%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に交付率 19.75%を乗じて算出した 226 万 6,000 円を計上しました。

9. 一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率 12.5%、地域支援事業費（介護予防事業）に負担率 12.5%、地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）に負担率 19.75%を乗じて算出した額と事務費分 1,123 万 8,000 円で、合計 1 億 782 万 2,000 円を計上しました。

10. 介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費に充当すべき第 1 号被保険者保険料相当額の 297 万円を計上しました。

11. その他諸収入等については、予想される項目を可能な限り設定し、それぞれの額を計上しました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 介護給付費については、各介護サービス等の需要を可能な限り推計して 7 億 5,453 万 6,000 円を計上しました。

2. 地域支援事業費については、1,687 万 6,000 円を計上しました。

3. 財政安定化基金拠出金については、1,000 円を計上しました。

4. 財政安定化基金貸付金償還金については、126 万 7,000 円を計上しました。

5. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上しました。

6. 予備費は、保険給付費に充てる予備費として 50 万円を計上しました。

第四 結びとしまして、介護保険の創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めるものであります。以上であります。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第 11 号及び議第 12 号について、宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 予算説明書 71 ページをご参照いただきたいと思います。

最初に、平成 26 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、第一 総括的事項について申し上げます。

農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図ることを目的に推進しております農業集落排水事業につきましては、平成4年度に成田新田地区が供用開始して以降、平成11年度までに横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、東郷西部地区、そして門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業が供用開始となりました。これら7処理区の処理施設の維持管理経費について予算を編成いたしましたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 使用料及び手数料につきましては、使用実績と排水設備工事の普及を見込み3,661万8,000円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金につきましては、公債費の元利償還費などの財源として7,047万8,000円を計上いたしました。

3. 町債につきましては、将来にわたる財政上の運営を十分考慮いたしまして3,950万円を計上いたしました。

続きまして、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 一般管理費につきましては、維持管理費のため人件費を含め681万4,000円を計上いたしました。

2. 施設管理費につきましては、成田新田地区をはじめ、全7処理区の施設管理運転経費等2,305万7,000円を計上いたしました。

3. 公債費につきましては、長期債の元利償還金及び利子償還金の財源として1億1,717万9,000円を計上いたしました。

第四 結びといたしまして、事業運営につきましては、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対し、その予防的修繕等も行いながら、安定的な農業集落排水事業経営に努めてまいります。

以上が、平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要でございます。

次に75ページをご参照いただきたいと思います。

平成26年度三川町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、第一 総括的事項について申し上げます。

快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流流域下水道事業に合わせ整備しております平成5年度採択の公共下水道事業につきましては、平成25年度末までの供用区域の維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため社会資本整備総合交付金など、国の財政支援策の動向を可能な限り推計し、予算を編成いたしましたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 分担金及び負担金につきましては、新たな宅地開発等を見込みまして652万2,000円を計上いたしました。

2. 使用料及び手数料につきましては、使用実績に加え、排水設備工事の普及を見込みまして8,163万2,000円を計上いたしました。

3. 国庫支出金につきましては、国の動向を勘案し、その所要額 3,000 万円を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金につきましては、公債費の元利償還費などの財源として 1 億 7,604 万 2,000 円を計上いたしました。

5. 町債につきましては、将来にわたる財政上の運営を十分考慮いたしまして、1 億 730 万円を計上いたしました。

続きまして、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 一般管理費につきましては、維持管理費のための人件費を含め 8,238 万 7,000 円を計上いたしました。

2. 事業費につきましては、公共下水道事業の雨水ポンプ場整備費並びに雨水排水路整備費及び建設負担金等を推計し 1 億 1,755 万 5,000 円を計上いたしました。

3. 公債費につきましては、平成 26 年度発行予定額及び一時借入金の利子分を加え、その所要額 2 億 125 万 8,000 円を計上いたしましたところであります。

第四 結びといたしまして、事業運営につきましては、極力経費節減に努めるとともに、年々老朽化する污水管やマンホール等の下水道関係施設につきましては、整備後、20 年近くなる箇所もあることから、当該施設等については予防的修繕も行いながら安定的な下水道経営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で本件の提案理由及び概要の説明を終了します。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長において議長を除く 9 人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く 9 人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま、予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第 45 条第 1 項の規定により、3 月 17 日までに審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は 3 月 17 日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会



します。

(午後 3時23分)

平成26年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年3月13日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
成田弘教育次長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉 議会事務局長	高橋朋子 書記	齋藤 哲 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日            3月13日(木)            午前9時30分開議

日程第 1            一般質問(5名)

日程第 2            請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)

請願第1号            TPP(環太平洋連携協定)交渉からの撤回を求める  
意見書提出を求める請願

日程第 3            請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)

請願第2号            安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 除雪対策について | 1. 除雪に携わるオペレーターの確保と育成が必要ですが、その対策は。   |
|             | 2. 除雪の安全を考えれば、除雪機に複数のオペレーターが乗車すべきと思うが、その考えは。                                     |
|             | 3. 町内でも地域により、積雪量が異なるので、きめ細かな対応で、通勤・通学前の除雪が必要ですが、その対策は。                           |
|             | 4. 防雪柵の種類は、道路状況に対応した物を設置するべきですが、その考えは。   |
|             | 5. 除雪期間の終了後、道路のパトロール・補修の対応策は。  |
|             | 6. 下水道工事を早い時期に行ったところのマンホール周辺の道路が、一度補修を行った箇所でも沈下している所が見られます。除雪・通行の障害になるのでは、その対策は。 |
| 2. 農業政策について | 1. 政府による農業政策の転換で、水稻を中心とする農業の行く末に不安を感じている農家への対応策は。                                |

2. 地域の農業者減少により、農業組織・農村社会の基盤崩壊が心配されます。その対策は。
3. 地震対策について
1. 活断層がもたらす地震が心配されます。庄内平野東縁断層帯による地震が発生した場合、県の内陸、太平洋側よりの援助、支援の困難が予測されます。その対策は。
2. 防災訓練等で、避難方法、救助等だけではなく、今後は、避難所の対応訓練も必要と思われるが、その考えは。
3. 地震に対する知識を深め、「地震に備える」ことで被害を最小限に抑えることの認識を広めるべきですが、その考えは。
4. 「いろり火の里」周辺の活用について
1. 「いろり火の里」周辺には屋内運動場・散歩道・グラウンド・温泉施設・宿泊施設・スーパー・産直販売所・イベント広場・ホール等、他に見られない数多くの施設が集積されています。これらを生かした集客、交流人口拡大を図るべきですが、その考えは。

平成26年第1回議会定例会において、通告に従い一般質問を質問します。

はじめに、除雪対策についてであります。

今冬は例年に比べ、当地域は雪が少なく、冬期間の道路確保ができたと感じられます。

しかし、常に対策はとっておくべきであります。除雪に携わるオペレーターの確保と育成が必要ですが、その対策を伺います。

除雪の安全を考えれば、除雪機に複数のオペレーターが乗車すべきと思うが、その考えも伺います。

町内でも地域により、積雪量が異なるので、きめ細かな対応で、通勤・通学前の除雪が必要ですが、その対策を伺います。

防雪柵の種類は、道路状況に対応した物を設置すべきですが、その考えも伺います。

除雪期間の終了後、道路のパトロール・補修の対応策を伺います。

下水道工事を早い時期に行ったところのマンホール周辺の道路が、一度補修を行いました。沈下している箇所も見受けられます。除雪・通行の障害になっているのでは。その対策を伺います。

次に、農業政策についてであります。

政府による農業政策の転換で、水稻を中心とする農業の行く末に不安を感じている農家への対応策を伺います。

地域の農業者減少により、農業組織・農村社会の基盤崩壊が心配されます。その対策を伺

います。

続いて、地震対策についてであります。

活断層がもたらす地震が心配されます。庄内の地形は平成19年7月の新潟県中越沖地震で被害を受けた柏崎市周辺と庄内の地理的条件がとても似ているといわれております。120年前にマグニチュード7の庄内地震では死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、焼失2,148戸、これは夕刻の揺れで火災が発生したものであります。と同時に、泥水・砂水の噴出の現象もあったと記載されております。これは今で言う液状化現象と思われる。庄内平野東縁断層帯による地震が発生した場合、山形県の内陸、太平洋側よりの援助、支援の困難が予測されます。その対策を伺います。

防災訓練等で、避難方法、救助等だけではなく、今後は、避難所の対応訓練も必要と思われませんが、その考えを伺います。

地震に対する知識を深め、「地震に備える」ことで被害を最小限に抑えることの認識を広めるべきですが、その考えを伺います。

最後に、「いろり火の里」周辺の活用についてであります。

「いろり火の里」周辺には屋内運動場・散歩道・グラウンド・温泉施設・宿泊施設・スーパー・産直販売所・イベント広場・ホール等、他には見られない数多くの施設が集積されています。これらを生かした集客、交流人口の拡大を図るべきであります。その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田 徳久議員にご答弁申し上げます。

はじめに、除雪対策等について、1点目の除雪に携わるオペレーターの確保と育成対策に関するご質問についてであります。本町では、通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、冬期間の交通障害を最小限にとどめることを除雪計画における基本方針として定めながら、除雪体制の整備に努めているところであります。

このような基本方針のもと、除雪オペレーター等の確保対策につきましては、優れた技術を有する人材と経験豊富な除雪委託業者を確保するため、今年度は、除雪オペレーターの労務単価や除雪作業委託単価について、大幅な見直しを行うとともに、建設業者の負担軽減を図るため、除雪機械を所有しない業者への機械貸与を進めてきたところであります。

また、除雪オペレーターの育成についてであります。現在、ロータリ除雪車については、若手運転手も含めた2名乗車体制により、熟練オペレーターが経験の浅い運転手への実技指導等を行っているところであります。さらに、今後は、若手オペレーター等の除雪作業の技術力向上のため、国・県等の関係機関が実施する除雪機械操作研修会等への派遣についても、積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の除雪機械に係る乗車体制についてであります。本町では、ロータリ除雪車については、助手がシューター部等の機械操作を担うことから、二人体制を堅持しているところであります。除雪ドーザ等については、基本的に一人体制で除雪作業を実施しているところであります。しかしながら、除雪作業については、激しい降雪や猛烈な地吹雪の発生など、

厳しい気象条件下での作業となることも多いことから、一人乗車による除雪作業については、交通事故発生危険性の高くなることも事実であります。このような状況を踏まえ、今後は、助手席を有する除雪機械については、当該機械の更新時期等も視野に入れながら、年次計画的に二名乗車体制に移行してまいりたいと考えているところであります。

3点目の地域に応じたきめ細かな除雪対応であります。まず、ハード的な対策といたしまして、今年度は、国の緊急経済対策による「防災・安全交付金」を活用しながら、除雪ドーザ等の購入など、除雪機械の更新による除雪体制の強化に努めてきたところであります。また、ソフト的な対策といたしましては、災害に強いまちづくりを目指しながら、除排雪作業方法の工夫や道路管理者同士の連携、さらには除雪対象路線の選定など、効果的で効率的な除雪体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

4点目の防雪柵の種類についてであります。現在、町道横川横山線において、小尺工区の防雪柵整備事業を年次計画のもと、積極的に推進しているところであります。次の認可予定工区である横川工区については、児童の通学形態が大きく異なるとともに、風下側に集落のない沿道状況など、小尺工区とは異なる道路環境にあることから、当該道路環境に適合する防雪柵の型式とするため、風向・風速や気温、降雪量など、長期に及ぶ気象データの解析等を進めながら、より効果的で経済的な防雪柵の型式を選定してまいりたいと考えているところであります。

5点目・6点目の道路や下水道等のマンホール廻りの舗装の破損に係る対応策についてであります。これらの道路や道路施設につきましては、修理・修繕の必要箇所の現場確認を行いながら、現在、工事施工に向けその準備作業を進めているところであります。また、道路関係の施設設備につきましては、道路利用者の安全安心に大きく関わることから、道路作業員並びに町職員による定期的な道路パトロール等の施設点検を行いながら、道路施設・設備の維持管理に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、農業政策についてご答弁申し上げます。

はじめに、農業政策の転換に伴う農家への対応についてであります。ご承知のように、政府が発表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、農産物の海外需要拡大、農地の集約、6次産業化の推進、農業環境の維持の四つを大きな柱に国内農業を強化しようとしており、10年間で全農地の8割を大規模農家に集約し競争力を強化するほか、一連の施策をてこに、農業・農村の所得の倍増と米生産コストの4割削減とした目標も掲げられております。このような中で、特に米政策については、5年後を目途とした米の直接支払交付金の廃止と行政による米の需給調整の見直しなど米生産農家には不安が生じているところではあります。本町の基本的な姿勢は、行政と農業者、農業関係機関・団体が一体となって、可能な施策に前向きに取り組み、本町農業の振興・発展に繋げていくことと考えております。

本町の場合、農家の平均経営面積は、3.27haと県内でもトップクラスとなっており、米の生産調整を考慮すれば、大豆、麦等の土地利用型作物及び非主食用米を中心とした対応が主流になるものと推測されます。このため、市町村裁量となる産地交付金においては、特に大豆、麦について三川町独自のメニューを設定し、生産農家の経営の安定と食料自給率の向上

に繋げてまいりたいと考えております。

稲作経営にあつては、生産数量目標が減少傾向にある中、これまでと同様の営農計画では経営の存続は難しいものと思われまゝす。農家自らの創意・工夫と経営努力により、しっかりした長期的経営ビジョンを持つことが肝要と思われまゝす。

町といたしましては、需要に応じた良質米の生産を基本に、魅力ある産地づくりに向けた地域の取り組みと将来に繋がる地域農業の確立に向けた取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、農業組織・農村社会の基盤崩壊の件についてであります。これまで農業者が主体的になって自治会や組織を運営してきた集落にあつては、農業者の減少はその組織基盤及び活動の維持に課題が生ずるものと思われまゝす。これを解決するには、「現行を維持するための解決策」を探るのではなく、その課題が、今後の集落・組織にとっての必要性を見直す解決策を集落関係者全員で話し合うことが大切と考えております。新たに創設される日本型直接支払制度の多面的機能支払をうまく活用することで、地域住民による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動が推進されることを期待しているところであります。

次に、地震対策について、まず、庄内平野東縁断層帯での地震が発生した場合の対策に関するご質問であります。先に、山形県が実施しました「山形県地震対策基礎調査」によります。庄内平野東縁断層帯で内陸型地震が発生した場合、本町でもマグニチュード 7.5、震度 6 強の地震が発生する可能性があるとしてされております。このような地震が発生しますと、ご指摘のとおり、本県内陸部及び太平洋側の近隣県とを結ぶ国道 112 号や山形自動車道などの幹線道路が損壊等により寸断され、速やかな広域応援に支障をきたすことが懸念されております。

東日本大震災時においては、トラックによる緊急支援が大半を占めましたが、本町においては、庄内空港に近く、酒田港への交通アクセスもよいことから、陸上輸送以外の救助、支援についても期待できるものと考えております。

また、国に対しましては、日本海沿岸自動車道をはじめとする高速交通網の整備促進を要望しているところであり、防災対策の観点からも幹線道路の多重化は重要であり、引き続き、県や近隣市町とも協力しながら、その早期実現に向け要望してまいりたいと考えております。

次に、防災訓練における避難所の対応訓練の必要性に関するご質問であります。本町では、今年度、自主防災組織向けの活動マニュアルとなる「自主防災活動の手引き」を作成し、各町内会に配布したところであります。この手引きでは、平常時の備えとして、様々な防災訓練を事例として紹介しておりますが、本町の多くの自主防災会では、避難所で行う情報収集・伝達訓練、応急救護や給食訓練などを行っております。

また、昨年 11 月には、大規模災害を想定した役場職員の図上訓練も実施しており、こうした訓練の一環として、指定避難所の開設・運営訓練についても対応してまいりたいと考えております。

次に、防災に関する知識の普及に関するご質問であります。ご指摘のとおり、平時から地震への備えをしていればこそ、被害を最小限に食い止めることができるものと考えており



ます。本町では、先程申し上げました「自主防災活動の手引き」を全町内会に配布しているほか、本町ホームページにも掲載しており、災害への備えとして活用いただけるものと考えております。

今年度は、自主防災会を対象にした防災講演会を開催したところであり、さらに、町内会における防災訓練も町内会事業として定着しつつあることから、町民の方々の防災意識の高揚に繋がっているものと考えております。

次に、第4点目の「いろり火の里」周辺の活用についてであります。 「いろり火の里」施設については、平成23年度から始まった第3次三川町総合計画においても、情報の発信、交流の拠点施設として、また観光資源として位置づけしながら各種施策を展開し、交流人口の拡大を目指してきたところであります。

町や三川町観光協会などで実施するイベントや催し物などの利用とともに、広域的にも各種団体や企業等から研修、催し物等の利用、さらには体育施設の利用によるスポーツ地域間交流や広域交流により、拠点施設として多くの方々からご利用いただいているところであります。

今後も、いろり火の里施設並びに周辺施設の優位性や各施設間の結びつきを活かしながら、交流人口の拡大に結び付けてまいる考えであります。以上答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） はじめに、除雪に関してであります。オペレーターの複数の乗車ではありますが、今答弁あったとおり、ロータリは2名乗車しておりますが、ドーザの場合、年次的にやっていくということですが、やはりオペレーターの育成も兼ねまして、あるいはぎりぎりの体制でオペレーターを確保しているということは、やはりオペレーターに不都合、例えばそのとき出動できないということもあり得ますので、今の1名体制の中でも年次計画を早めて、ローテーションでもいいですので、常に1台に2人、年次計画が終わるまでは2人で、例えば3台に4人・5人のオペレーターをつけるというような回し方で、そうすれば、ベテランの技術の習得にも若いオペレーターも習得できると思いますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 除雪作業の除雪機械、ロータリは先程の町長の答弁でありましたとおり、2名乗車で現在やってございますが、ドーザの部分、1人乗車ということで、その体制につきまして、複数化ということで、今後、検討するというところで考えているところでございます。

除雪のドーザにつきましては、大型の機械ということで、大型特殊の免許、さらには路上走行ということで、車両系の講習を終えた者ということで資格が必要になってございます。そういった部分もございまして、今後の除雪作業員、オペレーターを確保するためにも、複数化に向けて年次計画的に体制の強化に向けて準備してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 防雪柵でありますが、先程、横山横川間、これからの計画があるところは地形に応じた防雪柵を取り付けていくという答弁でありました。防雪柵、三川バイパスのように、高いものならさほど影響がないわけですが、町で独自にやるということになりますと、防雪柵が経費的に限られたものになってくると思われます。

先程の答弁にあったとおり、あの区間は冬期間、歩道を通学路にはしていないと思われまますので、やはり道路の確保、除雪の確保のできやすい防雪柵が必要と思われまます。その際、あそこは間違いなければ3.5m歩道ではなかったかと思いますが、やはり木の植栽されているところ等、レンガの花壇等なっていると、それも障害、それによる吹き溜まりも出やすい環境にあるのではないかと思われまます。そういうものの今後の対応はどう行う計画でしょうか、伺いまます。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 現在、整備を進めております横川横山線、一級町道でございますが、こちらの方の防雪柵の整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金を使いまして、現在進めているところでございます。防雪柵の形式につきましても、吹き止め柵ということで、これまで本町で整備してきた吹き払い柵形式とは異なる形式で整備を進めてきたところでございます。

先程の町長の答弁にありまましたとおり、小尺工区の気象条件、風向、そういったものを気象台等のデータを解析して、専門の業者の方から解析を得た結果で吹き止め柵が効果的だということで整備しているところでございます。現在まで、整備の部分については460mほどで約7,000万円の事業費でここまで来たところでございます。今後、まだ残事業が半分以上でございますので、その区間の整備を終えた後、今後、横川工区ということで計画しているところでありますが、横川工区の部分については、先程の町長の答弁にあった地理的な部分、風下側に集落がないとか、先程、志田議員が言われた3.5mの自転車歩行者道ということで、植樹柵、それから花壇等がございます。そういった部分も踏まえて、どのような防雪柵がより効果的で経費的にも有効的か十分精査して、今後の防雪柵を計画する際には形式等を選定してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 除雪期間終了後、当然、町の方では業者等も踏まえながら、パトロール、補修は行っているとは思われまますが、例えば昨年、我々議会が集落に出向いて議会報告会などで出る意見は、除雪によって崩れたところ、あるいは用水に土が押し寄せられているところ等あるというような意見が寄せられました。おそらく歩いても見ているとは思いますが、車の上からではなく、直接、除雪区間、雪と同時に周辺の土砂も押ししているのではないかとということも見て確認すべきと思いまますし、各町内会の人達、当然、やっているとと思いまます。会長、あるいは生産組合長に連絡をいただけるようなシステムをとっておくべきではないかと思われまます。その仕組みはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 除雪作業での道路等、路肩、それから土砂の路外への搬出

という話でございました。除雪につきましては、12月に町内会長を含めた除雪対策協議会を開催して、除雪前の今冬の除雪のあり方等について協議をいただいているところでございます。いろいろな情報、町内会での地吹雪等、いろいろな支障の部分については町内会長から情報をいただくという形で対策協議会でも確認をしているところでございます。

降雪がある程度落ち着いて、その後、路肩の部分とか、春先、どうしてもそういった部分、除雪作業におきましてはどうしても本町は風の強いという部分もございまして、幅出しをするという作業が伴います。そういった形で、どうしても幅員を確保するというところで、路肩に寄って作業という除雪作業の性格から、路肩が崩れるということも見受けられるところでございます。そういった部分につきましては、町内会長をはじめ、いろいろ情報をいただくようなシステムについても、今後どういうあり方がより望ましいのか、除雪対策協議会で町内会長のご意見もいただいておりますが、今後、どういうふうなあり方がより望ましいのか、内部でも十分精査してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今冬は雪は少なかったわけですが、やはり雪は降って、除雪作業は行っているわけでありまして。山形県で一番小さな面積の三川町においてでも、この地域によって降雪量が違います。夜の見回りは委託しているのではないかと思います。そのとき、全町を見て歩いたとき、全町一斉に動くというような形ではなく、その場所に対応した除雪が必要になるのではないかと思います。例えば町の除雪が来なくても、実際、県道などはそういう降雪量で除雪を行っているわけでありまして。同じ雪の条件で、県は除雪して、町は除雪しないということが今冬でも数回ありました。その辺の対策はどうなっているのか。夜の見回りイコール通勤・通学前の除雪に繋がると思いますので、その辺、確認します。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 道路の除雪の体制、出動のあり方の部分でございまして、県道につきましても、基本的には深雪10cm等というような形でされているかと思っております。本町の基準でも深雪、もしくは降雪等、風の条件等で10cmを超えると予想される場合ということで対応しているところでございます。

しかしながら、県の除雪につきましては、一業者の除雪の範囲が本町のみならず、庄内町とか、例えば庄内空港立川線であれば酒田市、それから本町、それと庄内町ということで、1市2町ということで、それぞれ広範囲の除雪の区間で業者の方での対応になってございます。それぞれ県道につきましては、詳細の部分は把握しておりませんが、それぞれ業者の方が早朝のパトロール等で出動が必要だという判断で、県の方では除雪されているかと思っております。本町の場合は、除雪作業員の中の主任作業員が深夜の1時半頃から大体3時くらいまでの1時間半くらいをかけて本町の全域をパトロールして除雪の必要の可否を判断しているところでございます。

今冬につきましても、県道では稼働しておりましたが、本町の町道では出動する必要がないという判断で出動しなかったということで、県道と本町との除雪で異なることはございましたが、本町の判断での10cmを超える降雪はなかったということでございますし、適切な

判断であったというふうに理解しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 夜中で、委託して見回りをしているということではありますが、おそらく多く降った地域にはそれなりの対応が必要ではないかと思われまます。例えば三川郵便局が配達をしても、この地域は他の三川の同じ地域より積雪が多いと、実感で感じて話しております。やはりそれが現実であります。それには県は対応しておりますし、三川でも同じ三川の中でも実際見て分かるとおりに、積雪が多いところ、少ないところあるわけです。多いところには先程言ったとおりに決め細かな対応が必要と思われまます。日中なら役場の方で見て回って対応しているわけですが、夜中の対応が出勤・通学前の除雪に繋がる重要なことですので、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 早朝の除雪のパトロールの判断でございまして、先程もお話させていただきましたが、早朝、出勤前の時間に間に合うような形ということで、7時前に完成する目標でパトロールしながら3時過ぎから除雪に入れるような指示をしているところでございまして。

その判断につきましても、早朝であっても、例えば東側の横川とか助川とか降雪が多いというような判断であって、例えば西側の方、降雪が少ないということで出動することが必要ないという場合につきましても、地域によって出動する機械を選定して選びながら判断をすることもございまして。

また、例えば車道の部分は必要であっても、歩道の部分は必要がない場合、いろいろなケースがございまして、そういった部分についても判断しながら出動の指示を出しているというふうに判断しているところでございまして。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 10cmに届くか届かないというような状況の場合、見回る場合、町には大型トラックに排土板を付けた足の速い、普通走行と同じようなスピードで走れるものがありますので、そういうものに見回り者が自ら乗って、判断に迷うような積雪量の場合、大きい道路等を見て回るという方法もあろうかと思われまますが、トラックの排土板の付いたものの活用はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 除雪トラックの関係かと思いますが、除雪トラックにつきましても、作業速度につきましてもトラックの走行ということでできますので、高速走行ということで除雪トラックの部分は威力を発揮する機械でございまして。

しかしながら、除雪トラックを見ればお分かりいただけたと思いますが、結構大型の機械で、小回りの利かない部分がございます。中折れしないということで、例えば除雪のロータリ、それからドーザであれば回転半径の部分でそれなりにカーブとか切る場合も支障なくできる部分がございますが、除雪トラックにつきましても車両が長いということもあって、シンプルな、まっすぐな直線道路で、例えば沿道に住宅が張りついていないというような限ら

れた場所での除雪になるということが予想されます。例えば横川横山線みたいな形で、沿線にまったく住宅がないというような部分でないと、脇に住宅がありますと、30kmとか高速走行しますので、そうすると、脇に住宅がありますと、敷地内、宅地内に雪が相当飛んでしまうというようなこともありますので、早朝のパトロールとか、そういった部分で活用することはできかねると判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は下水道工事、早い時点で行って、完了も早かったわけですが、早い時期に行った下水道のところのマンホール周辺が沈下しております。町でも一度は補修をしましたが、また沈下という状況が起きております。当初の方はマンホールの周辺の工法が違っていて下がってきているのではないかと思います。最近やったような方法でマンホールの周辺を工事をやる予定はあるのか。従来どおり沈下した部分をまた舗装で上塗りしていくという考えでいくのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 下水道関係のマンホールの周りの舗装の沈下というお話でございました。農業集落排水につきましては、一番早いところだと、平成4年に成田が始まった、その後、最後に門前ということで平成11年ということで、20年から14・5年経過しているということで、舗装も耐用年数に近づいているということで、過ぎているというようなことだと思います。

その沈下につきましても、これは本町のみならず、鶴岡・酒田、隣接市町村、同じ課題を抱えているわけですが、やはりいろいろな工法をそれぞれ市町村でも試して実施してきております。例えばマンホール周りをコンクリートで固めたりとか、舗装でも円形にカッターを入れてやるとか、いろいろな形でやっておりますが、鶴岡市とか隣接市町村からも聞いておりますが、思ったほど経費をかけても効果が薄いということで、今は本町と同じような形で壊れた部分について四角に切ったり、ひし形に切ったりという形ではございますが、そういった工法が一般的になってございます。その道路等に埋設する際の舗装の構成とかいろいろございますが、そういった部分も交通量、そういった部分で変化する場合もございまして、十分大型車の混入率とか、日あたりの自動車の交通量、そういった部分を踏まえて長持ちするような修繕等について引き続き整備を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 順序不同になりますが、「いろり火の里」周辺の活用について伺いたいと思います。

先程言ったとおり、これほど一つの地域にいろんな施設が集積しているところは、私は少ないと思います。これを活用して、先程、答弁にあったとおり、結びつきということがありましたが、私はどうしてもそれが結びついていないということだと思います。例えばこの施設に家族が休日に来た場合、家族の中で楽しむ部分、例えばトレーニングルームを利用する夫とか、買い物をする妻・子ども、あるいは遊具で遊ぶところ、健康志向の散歩、そして

その後、温泉に入るとか。そしてその口コミが拡がれば県外の人が宿泊という方法もあると思います。今は休日の利用の仕方が変わってきておりますので、そういう趣味等を活かした施設が「いろり火の里」周辺にはすべて揃っているということをもっとアピールしていくべきと思われませんが、その考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。「いろり火の里」周辺、体育施設も含めましてのご質問であります。中心にした部分でご答弁をさせていただきます。

家族が楽しむ内容という部分については千差万別でございますが、本町の各施設の利用状況につきましては周辺を含めまして75万程度の年間利用がございます。そうした場合には、それ以上にまた交流を増やすという部分も目的としておりますが、今現在も「アスレ」から温泉に入る場合の割引等も利用者に連絡しておりますし、みかわスポーツクラブの利用者が温泉利用も割引を行っている。また、イベント広場等でいろいろなイベントをしますと、スーパーの方で買い物客が増えるというような状況も聞いておりますので、それらの連絡の徹底等を図っているところでございます。でき得る限り、住民、また、交流者のニーズに沿った形で今後も交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、農業政策であります。

今回、政策が変わりまして、直接支払等も起こってきまして、町の施政方針にもあったとおり、生産組合の事業も該当するというような方法もあるということで述べておりますが、そういうものが今現在、生産組合等に下りた場合、事業量の多さ、あるいは生産組合の役員のなり手が不足している中で、新たな事務量が増える。まだ確定していないこういうものが該当なって、こういうものが該当にならないというような、まだ未知の部分もありますが、そういう対応で地域の農業者にはお知らせしていくのか、その対応を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの質問は多面的機能支払の関係かと思われませんが、この件については、24日に各生産組合長の方にご案内しまして、この取り組みについての説明と、各集落からの意向をある程度確認したいということで説明会を持つことにしております。

今、質問者の心配している事務量という部分ですが、私どもの方で聞いている範囲では、かなり簡素化されているという形で県の方からの説明を受けておりますし、様式もまだできていない状況下ではあります。それに対応できるように町の方でも各生産組合の事務を担当される方が事務を執りやすいような形で、町と生産組合との連携が図っていけるように努力したいと思っておりますし、また、この件についても土地改良区の方でも事務的な支援をしたいという話も聞いておりますし、その辺も含めながら24日の説明会で話をしていきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 先程、町長の答弁にあったとおり、これからは農地の約8割を大規模農家に集積していきたいという答弁もありましたが、実際、若い人が出て、農業をやっていく、6次産業化とか、法人化とか、いろいろ言われておりますが、なかなかそういうものへは短期間で到達しないわけであります。やはり若い従事者がいくら大規模であっても冬場の就労の確保とか、あるいは特産品の開発ということにはいろいろ壁があると思われまます。これは提言の一つとして、先程オペレーターの確保ということもありましたが、やはり夏分、農業に専門的に携わっている従事者が冬の雇用の心配などがないように、それは除雪車のオペレーターの資格を取得して、オペレーターになるということも一つの方策ではないかと思われまますので、その点は一応提言として述べておきたいと思ひます。

続きまして、地震対策であります。

活断層で庄内がなった場合、先程の答弁のとおり、支援・救助がなかなか内陸部、太平洋側から大変ということでありまますが、先の東日本大震災の場合も他県から警察・消防のヘリコプター等、救助に来るわけでありまますが、やはり来た時点でそこがどこか、救助を求めている人たちがどこの場所なのかということの情報がいっぱいありまして収集がつかなくなったという例があります。

そこで、三川町でもこれから公共物の改修、そして改築も予定してあります。そういう場合、対空表示をする考えはどうでしょうか。

対空表示というものは、対する空の表示で、屋根に、例えば横山小学校なら横山小学校、そういうものを書いてヘリコプターから見える、この場所はどこですと見えるような方法です。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 救助・支援を効率よく求める際に対空表示が必要なのではないかとご質問でございますが、本町でそういったことについて、これまで検討した経過はございませんが、東日本大震災の例をみますと、そういったものも大切かと思ひます。今後、貴重な提言ということで受け止めさせていただきたいと思ひます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） これから東縁帯の地震の発生率が0%から8%といわれてあります。例えば阪神淡路の場合は、最初は発生率は0.04%だったものが、震災前は8%に上がっております。とかく、6%・8%とみると低いと思われがちですが、この地域が0%から8%の発生率となっております。やはりそうなった場合、情報のトリアージが必要と思われまます。その任を担う職員、あるいは対応者の研修を行う必要があると思われまます。その考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 災害等を想定した職員の訓練についてのご質問でございますが、先程、町長の答弁でも申し上げましたとおり、今年度、職員を対象にしました図上訓練を三川町役場といたしましては初めて開催したところでございます。統括官、また、部下に指示を出す役、それから現場へ連絡をする役、いろいろな役を想定いたしまして、係長以上

を対象に行ったところでございます。それを初めてやりまして、また、その結果、いろいろな課題も見えてきたところでございまして、本町といたしましては、継続して毎年開催して実施していこうということで考えております。

こういった訓練につきましては数を重ねることでレベルを上げたり、効果が出てくるものと考えておりますので、継続して開催していきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 地震が起こった場合の対応となりますが、なかなか今回の補正予算でもそうでしたが、耐震への取り組みがないということでありまして。やはりそれは経費の壁があるのではないかと思います。

そこで、地震がきた場合、マンションやアパート関係ならばドアを開けておく、そして従来の住宅ならばいつでも戸がいっぱいありますので、脱出の方法はあろうかと思います。

そこで、耐震の場合、家の中で一つの部屋だけ耐震するという方法もあります。揺れが収まるまでその部屋にいます。その部屋には普段、上の掛け物も何も置かない、家具も置かない、そういう部屋を設ける方法もあります。そういうものならば、多額の経費もかけないで頑丈な部屋を耐震用に作ることもできます。そういうものへの町の助成制度の対応は考えられないのか伺いますし、災害の場合、先程言った120年前の災害によって、経験として家にかすがいをするとか、継ぎ足し部分には金具をするというような、そういう知恵、きまりも出てきました。やはり今も家具の倒れ防止等をもっときめ細かく啓発する必要もあろうかと思います。

そして、避難所ですが、避難所に入った場合、学校等でありますとプライバシーとかいろいろ問題もあります。病気が発生した場合、体調不良の人も出ます。そういう場合は教室の開放なども用意すべきではないかと思います。

そして、今までの災害でも避難所でいろいろ対応があったわけですが、ペットの持ち込みはどういう考えでいるのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 住宅の耐震への支援というお話でございましたが、現在、住宅については県の補助、国のいろいろな制度も入れながら、三川町の耐震改修促進費の補助ということで、上限の金額はございますが、要綱を作って整備しているところでございます。その住宅のリフォームの部分を含めて、ある特定の部屋にだけ頑丈にという部分、こういった部分については県の方で作っているチラシにも記載ございますが、その部屋だけでなく、一つの固定、堅牢な、部屋だけでなく、器具等、そこの中に入ると安全な箱みたいな、そういった部分への支援とか、いろいろな部分、これは経費のかからない、一人の命を守るということで、それについても制度的には住宅に固定なるもの、部屋であればリフォームでも対象なるところでございまして。

さらには、耐震改修の部分では所定の安全度の部分をクリアしないと要件を満たさない部分がございますが、リフォームの部分でもクリアいたしますので、そういった部分でPRしてまいりたいと考えているところでございます。



それから、家具の部分についても、当然、転倒の部分についていろいろなりフォームと一体的な工事でやれば対象になるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点ご質問があったかと思いますが、最初に、避難所の件でございますが、避難所に避難される方も、その人によって様々な状態が想定されます。そういったことから、福祉避難所の設置だとか、また、特別養護老人ホームへの協力依頼、そういった福祉施設への協力依頼とか、様々な形でできる限り、避難される方の、要援護者の状態に合った避難所の設定、また、収容、そういったことを考えてまいりたいと考えております。

また、2点目のペットに関してでございますが、まず、災害が起きた場合、特に大規模であればあるほど、人命を最優先に考えていくというのが当然のことかと思えます。ただし、ペットにつきましても、ペットの専門業者とか、また、動物病院の方とか、そういった方々の協力が得られないのかどうか、その辺も今後の課題として捉えてまいりたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先の震災等でも、やはり体育館等では下がすぐ床だとか、あるいは隣のいびき、泣き声、あるいは病気等の感染が心配だというようなことで、乗用車に寝泊りをして、逆に体が不調になったという例もありますので、やはり避難所となるべきところは避難所となったときの対応のできるような準備が必要かと思われます。例えば冬に起きた場合は大変であります。この間のときも避難者に対して毛布を出した場合、薄い毛布しかなかったということもありましたので、冬は冬用の対応、床面への対応等が必要と思われますが、この考え方を伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問にありますとおり、その季節に応じた避難所の設営、装備、そういったものは十分配慮していかなければならないと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員）

1. 教育行政について

1. 電子黒板などのICT（情報通信技術）の活用について、今後どのように展開していくのか、伺う。

2. 「いじめ」の未然防止、早期発見、迅速な対応などは大きな課題です。体制整備も含めどのように対処するのか、伺う。

	3. 微小粒子状物質「PM 2.5」による大気汚染が問題になっている。屋外活動の制限などが必要と思われる。今後の対応策について伺う。
2. 安全・安心のまちづくりについて	1. 消防団の活動では、消火活動や水防活動において、常に危険が伴う。新入団員や経験の浅い団員に対し、基本的事項の研修・教育を町独自で実施すべきと考えるが、所見を伺う。  2. 夜間活動の安全確保に必要な投光器や発電機などの装備の充実を急ぐべきと考えるが、見解を伺う。
3. 農業行政について	1. TPP交渉や大幅な農政改革などにより、農業とりわけ稲作経営は大きな転換期を迎えている。今後の本町農業の振興策について、所見を伺う。

平成26年第1回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、教育行政について伺います。

1点目といたしまして、電子黒板などのICT（情報通信技術）の活用について、今後どのように展開していくのか伺います。

2点目としまして、「いじめ」の未然防止、早期発見、迅速な対応などは大きな課題であります。体制整備も含め、どのように対処するのか伺います。

3点目として、微小粒子状物質「PM 2.5」による大気汚染が問題になっています。状況に応じて屋外活動の制限などが必要と思われませんが、今後の対応策について伺います。

次に、安全・安心のまちづくりについて伺います。

1点目として、消防団の活動では、消火活動や水防活動において、常に危険が伴います。新入団員や経験の浅い団員に対し、基本的事項の研修・教育を町独自で実施すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、夜間活動の安全確保に必要な投光器や発電機などの装備の充実を急ぐべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、農業行政について伺います。

TPP交渉や大幅な農政改革などにより、農業とりわけ稲作経営は大きな転換期を迎えています。今後の本町農業の振興策について、所見を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育行政につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

はじめに、安全・安心のまちづくりについて、まず、消防団新入団員や経験の浅い団員に

対する町独自の研修・教育の実施に関するご質問であります。消防庁がまとめた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」によりますと、東日本大震災では、住民の避難誘導、消火、救助等に献身的にあたった結果、約200名の消防団員が死亡、または行方不明となっており、ご指摘のとおり、消防団活動は、常に危険を伴うものであります。

このようなことから、消防庁では「警防活動時等における安全管理マニュアル」を策定しており、本町でも副分団長以上の幹部職員に対してマニュアルを配付し、団員の安全確保の徹底をお願いしているところであります。さらに、新入団員に対しては、4月の辞令交付式当日の研修ほか、消防学校が主催する消防団員の教育訓練としての研修を実施しているところであります。また、消防団活動においては、常に団員の安全確保を最重要事項とし、危険性の高い活動は、原則として行わないこととしており、これらのことについて、全団員に浸透するよう幹部を中心に指導しているところであります。今後とも、上司の指揮命令に従い、安全を最重視して活動するよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、夜間活動の安全確保に必要な装備の充実に関するご質問であります。本町消防団には、消防ポンプ自動車班3班、小型動力ポンプ付積載車班15班、小型動力ポンプ班5班があり、投光機については、消防ポンプ自動車や積載車といった車両班に整備しているところであります。また、発電機については、現在、消防ポンプ自動車班に配置しているところであり、今後の装備の充実につきましては、本町の状況に即した整備が図られるよう計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業行政についてご答弁申し上げます。

このたびの大幅な農政改革は、TPP交渉の先行きが依然不透明ながらも、これを視野に入れ、日本の農業が、国際競争力をつけ生き残れる足腰の強い農業にシフトするとした国の政策の現われとみております。特に、稲作を中心とした本町の農家にあつては、5年後を目途とした米の直接支払交付金の廃止や、生産者、集荷業者等により米の生産調整を行うとした見直しなど、不安要素を払拭できない状況にあるものと思われまます。しかしながら、飼料用米等をはじめとした非主食用米生産への誘導や農地中間管理機構及び日本型直接支払制度創設など、新たな農業・農村政策が始まろうとしております。本町の基本的な姿勢といたしましては、この改革に農業関係機関等と一体的にかつ前向きに取り組み、本町農業の振興・発展に繋げていく必要があると考えているところであります。

今後の本町農業の振興策につきましては、生産数量目標が減少傾向にある中、需要に応じた良質米の生産を円滑に進めることを基本に据えながら、本町の「水田フル活用ビジョン」による作目への作付けを誘導し、地域の特性を生かした産地づくりと複合経営による農業所得の向上を目指してまいります。さらには、国・県並びに町単独の事業を有効に活用し、経費の圧縮と作業の効率化を促すとともに、農業の担い手の育成・確保を図る取り組みを積極的に支援してまいります。

また、来年度から始まる農地中間管理事業や全集落に取り組みを呼びかけている多面的機能支払事業など地域農業の振興策に対しましては、行政はじめ農業関係機関・団体が一体と

なり推進してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

電子黒板などのICTの活用、「いじめ」への対処、及び「PM 2.5」への対応についてのご質問ですが、これらのことは教育現場である学校に関わるご質問でありますので、鈴木教育長より答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

はじめに、電子黒板などのICTの活用につきましてのご質問ですが、平成24年度から導入を始めた電子黒板につきましては、平成26年度、中学校に導入を図ることで、本町の全小中学校に設置の運びとなりました。本年2月の三川教育フォーラムにおいて、電子黒板の活用を、2年間実践してきた東郷小学校が「電子黒板の活用による児童の学習へのかかわりを深める取り組み」というテーマで発表を行い、活用の方法と効果、さらには課題についても共有化が図られたものと考えており、さらなるICTの活用を図るには、導入後の検証と、各学校間の連携が有効と捉えております。学校におけるICTは、電子黒板のほか、パソコンや書画カメラなどが導入されており、近年はタブレット端末などが注目されております。しかしながら、これらはいくまで児童・生徒の学んでいくことへの興味と関心を引き出すための道具であります。ICTを活用するには、教師の、そして学校の工夫が大事ですが、重要なことは、児童・生徒の学習に、ICTを活用していくという意欲と情熱だと思っております。今後のICTの導入につきましても、このような基本的な考えのもと、学校と協議を図りながら行ってまいりたいと考えております。

次に2点目の「いじめ」への対処についてのご質問ですが、近年、「いじめ」が社会問題化しており、「いじめ」の未然防止、そして早期発見、「いじめ」への対処は、早急に取り組まなければならない課題と認識しております。本町の各学校におきましては、「いじめ」への取り組みとして、毎年保護者や児童・生徒に対するアンケート及び個別面談などを実施してまいりました。これらの対応により、小学校では「いじめ」は確認されていないところであり、中学校では、早期の対応が図られたことで、「いじめ」が解消された事例があります。しかし、今年1月に、天童市の中学1年の女子生徒が死亡し、自宅から「いじめ」をうかがわせるノートが見つかった問題により、2月に、山形県教育委員会は、各校に任せていた「いじめ」の調査に関し、判断基準を明確化するため質問項目を統一したアンケートを作成し、その実施を全県の公立学校に指示したところであります。現在、本町の各小中学校においても、このアンケートに取り組み、保護者及び児童・生徒からの聴き取りなどを行い、結果について精査している状況であります。

今後、「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識を持っていかなければならないと思っております。そして何より、「いじめ」の未然防止、早期発見には、教師と児童・生徒の信頼関係の構築が重要であると考えております。併せて、「いじめ」防止対策のための「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や「いじめ」による重大

事態が発生した場合の「調査組織」の設置について、検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の「PM 2.5」への対応についてのご質問であります。 「PM 2.5」の注意喚起等に係る山形県の当面の対応方針が示されております。「PM 2.5」の濃度が、注意喚起を行う基準に達した場合、県のホームページで実施すると同時に、市町村、報道機関、関係機関に通知することとなっており、本町では、確認後速やかに、保育園・幼稚園、小中学校等にファックス等で通知することになっております。

各学校等においては、注意喚起時は、屋外での長時間の激しい運動を減らす、屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどの対応をとることになっております。以上答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） それでは、質問した順番に従って2回目の質問をしていきたいと思っております。

最初に、教育行政の関係ですが、施政方針の中でも、あるいは行政方針の中でも、三川町の重要な課題ということで進むべき道ということで、教育という部分を挙げております。まさに、「教育のまち みかわ」というものを着実に推進していくということで決意を伺ったところでございますが、その中で、具体的な部分、今回3点ほど取り上げました。最初の電子黒板の活用、電子黒板などのICTの活用に関してであります。答弁にありましたとおり、2月21日に行われました三川の教育フォーラムの中でも、その効果、それから課題についてまとめられたところでありますし、ただいまの答弁の中にもまとまって、今後の対策というものも出ましたが、その中で少し具体的に伺ってきたいと思っております。

まず、非常にICTというものに関して、子どもたちも十分な興味と関心、あるいは意欲、集中力の増というものがみられるということでございました。

確か、先生方、特に発表者でありました齋藤教頭先生は「今後、増やしてもらいたい。」というふうな話もあったように思います。移動が大変だという話でございました。当面ではできれば一つの教室に1台というようなことでございましたが、答弁の中では、先生方と、あるいは学校側との協議の中で拡大していきたいということでしたが、今後のさらなる検証も必要かと思いますが、当面、26年度の中では中学校へ導入すると。その後の計画、今の時点でどのようにお考えなのか伺いたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 先程、答弁の中にも申し上げましたが、やはり入れたから必ず効果が出るのではなく、教師の研修、これが一番大切だと思います。使いこなす、当然、機械ですから、そのままやればいいではなく、あの中には、当然、いろんなソフトも売っていますが、自分なりにアレンジする、そういう努力も学習成果、子どもたちの受け止め側によっては効果に現われてくるということで、今、何年度にはこうするというのではなく、とにかく26年度のいろんな操作、あるいは授業の展開のあり方を判断しながら、今後対応していきたいと思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 課題に関して伺いますが、フォーラムの中でも出ました。要するに、こういった電子黒板的なものは非常に視覚というものに直接入ってくるということで、今まで言葉で、あるいは黒板で説明した中で分かりにくかったものが、目で見てすぐぱっと入って分かりやすいと。視覚と嗅覚というものが一番人間にとっては残りやすい、分かりやすいものだという事も伺ったこともあります。そういった意味では、子どもたちが理解したというふうに勘違いしやすいという部分があるのではないかとというふうな考えでした。

要するに、子どもたちが自分自身、子どもたち自身が考える力、これをどのように発展させていくのか、あるいは理解力をどのように高めていくのか、これが一つの道具と教育との使い分けといいますか、繋がりというものをどう進めていくのか、そういった子どもの自発的な考え方を養う、そういった方法をどのように整理していくのか。先程、教育長が先生の工夫次第という話もありましたが、この点、検証の主要な内容になってくるのかと思います。今現在、先生方が個人個人でこういった工夫というものを考えているのかなと思います。こういったことを町全体で連携をとりながらやるべきかなと思います。その辺の体制づくりをどのようにしていけばいいのか、考え方を伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 三川町は小学校が三つ、それから中学校が一つですから、合計四つですから、非常に連携はよろしいです。お互いに情報交換、今のICTだけではなく、いろんな情報交換も、他の市町村よりは非常に密に行われていると思っております。当然、ICTの活用につきましても、2月に報告あった東郷小学校の齋藤教頭を中心に、だんだんやってみようとか、そういう広がりもみせております。教育委員会、あるいは校長会のときも、それぞれ会場を毎月変えるわけですが、その都度、私たちも授業参観していきまして、私たちも1年間、教育委員会訪問を入れて、1校につき5回くらい、学校訪問しています。授業を見ています。

私たち教育委員会としてみれば、その都度、ICTの活用も注目しながら見て、そしてその授業効果を、こちらなりに検証、あるいは学校長、あるいは担当者からいろんな情報を提供してもらって、どういう点が良かったか、どういう点がいけなかったか、そういうものを情報を密にしていきたいと思っております。

あとは、どういうふうに検証するかとありましたが、要は、やったからいいではなく、これは教師自身の資質に係わるものだと思いますが、教えたから分かっているはずだけではなく、それをもう一度検証、検証という同じ言葉を繰り返して申し訳ないのですが、やはり本当に子どもたちが楽しいと言ったけれども、本当に芯まで理解したのか。これはやはり教師の力によるものではないかと。そういう点も、教育委員会としてはできる限り点検していきたいと思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 生徒の創造性を育むというのもあったようですが。

○説明員（鈴木孝純教育長） 生徒の創造性を育む、なかなか難しい問題ですが、先程の答弁、あるいは梅津議員の話にもありましたが、目で追う、視覚で、これは分かったつもりでも分かっていない。これは多々あります。だから、私は教育の原点というのは読み書き・そろば

んということで、自分の手でやる。それから当然、こういう視覚に訴えるということは、正解をそのまま示しますので、ところが、教育というのは自分で間違っ初めて理解する、それから多々あるわけです。ですから、あまり機械に頼らずも、でも、例えば数学・算数でいえば立体的なものとか、それから理科でいえば、非常に私たちが画面でしか見られないけれども、映像として見られるのです。そういうふうなものから得る感動、そしてそれをいかに反芻しながら自分の想像力に繋げるか、それが全国どこでも大きな課題だと思いますが、そういう創造性に結びつけるような教育が大きな課題というふうに私は捉えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの話の中で、教師の資質・力というもののお話に及んできたわけでありましたが、こういう言葉が正確なのかどうか分かりませんが、授業力という言い方があります。授業を分からせる力といいますか、理解度を高める、そういった授業力といった意味での言葉ですが、そういった授業力というものに優れているベテラン教師がいますが、一方で、ICTに強い若手教師というものもいらっしゃると思います。三川町の場合、どういった状況なのか、その辺、一人ひとりの先生方の力というものは私は理解はなかなかできませんが、こういったお互いの得意分野を力を合わせてやるということが、これからの学力の向上には重要なのかなと思います。

今、読み書き・そろばんという話で、実際に子どもたち自身が理解したのかどうかというのは、何もないどこからそのものを人に教えることができるくらい力がないと本当の理解力とは私は言えないと思うのですが、そういった本当の理解力を得るために、そういったベテラン教師と若手教師が協力し合いながら、お互いの得意分野を出し合いながらICTの活用を進めていくといった現場が私はほしいのかなと思います。

今回、教育フォーラムということで、一つのプロジェクトでやってきたわけですが、これを日常的にやるような、そういったシステムを私は作るべきかと思いますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 授業力と言いましたが、優れているベテランの教師がいろんな人に指導する。私は三川町の教育、ここ4年ほどみていますが、非常に公立学校は公開授業、それから授業に対する研修といいますか、そういう時間が結構多いです。本当は逆に言うと、そのための精力を使われて、普段の授業がおろそかになる場合もあるのですが、非常に他の先生の授業を見る、そしてそれでもってまた論議する、そういう機会が非常に多いです。ですから、単なる授業公開が他のための公開ではなく、スキルアップする、それがねらいではあります。さらにその辺は強調しながら各教員を指導してまいりたいと思っております。

それから、ICTの活用方法、スキルアップということがありましたが、日常的にやるにしても、先生方がすべていろんな分掌があります。小学校も全部張りついております。小中、あるいは幼小の連携ということで、その時間の中でも幼稚園の先生が小学校の授業を見る、あるいは小学校の先生が幼稚園に行くとか、それから小学校の先生が中学校に行ったり、中学校の先生が小学校に行ったり、可能な限りやっているのですが、なかなかその辺の時間の

調整がつかない。

でも、この前のフォーラムをやりましたので、議員の方々も出て、「教育のみかわ」ということで、皆さん方期待しているという責任感というのは非常に感じていると思いますので、さらにそういう情報伝達技術、そういうものをさらに先生方個人が前向きな形で取り組んでくれるというふうには思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 是非、こういったICTの活用、進んでいるという言い方はおかしいのかもしれませんが、タブレット活用ということで、一人ひとりにタブレットを持たせながら、電子黒板との連携の中で授業をやっているという部分も進んでいるところはあるようでございます。それがすべてではないというのは、今のやりとりの中で分かりましたが、いずれにしろ、学力向上に繋がるような施策を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、いじめの関係ですが、答弁の中でも対応策、いろいろ出ました。県の方でも統一アンケートの実施ということで、今行われて精査しているという状況のようでございますが、やはり教育長がおっしゃるように、生徒との信頼関係、これが非常に重要だと思ひます。

新聞記事によりますと、天童の場合、反省として教職員の意識や指導に課題があり、アンケートの取り方ももっと生徒の内面把握のために工夫が必要だったという反省があるようです。

生徒の内面把握、これが非常に重要であるとともに、非常に難しいわけでございますが、常日頃、生徒との心の壁というものをいかに取り払うかということに先生方が心砕く必要があるのかなと思ひます。同時に、保護者との意思疎通、そういったものも壁というものを取り払う必要があるのかなと思ひております。

今現在、三川町においては、いじめというものがないと判断いたしますが、今後、このような県の対応、あるいは今おっしゃったような信頼関係の構築のために町として具体的に先生方の対応、あるいは今後の対策というものをどのように改めて考えるのか、この辺、伺いたいと思ひます。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今後の対応、なかなか難しい問題ですが、やはりいじめに関して根本的なものを、みんな考え直さなければいけないわけですが、やはりいじめというのは何か。いじめの定義、今は子どもたちが遊び半分のつもりでも相手が嫌な思いをしたらすべていじめになるわけですが、そのいじめの定義を教職員、それから児童・生徒、それから梅津議員からありましたが、保護者がしっかり認識することが第一ではないかと思ひております。

それから、先程の答弁の中にも申し上げましたが、いじめというのはないではなくて、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る、そういう認識をもって対応しなければいけない。

それから、これも答弁の中で申し上げましたが、やはりいじめというのは大人の見えない世界で起きていると。だから些細なことでも見逃さない、些細なことでも、あるいは小さなサインでも受け止める。これも非常に大切なことだと思ひます。



それから、いじめに対しては、子どもからの訴えとか、親からの相談とか、いろんな形があるかもしれませんが、やはり教師が一人で抱え込まずに、学校全体として、組織として取り組む。当然、管理者、校長はどこでも起こり得るのだという危機管理意識、それを常に持ちながらアンテナを高くしながら、どんな小さなサインでも見逃さないということが必要だと思います。

それから、これは前、この議会で答弁申し上げたかもしれませんが、子どもというのは親とか先生からいじめを止めてほしいではなくて、一番は友達に止めてほしい、誰に相談したいか、友達に相談したい、これが一番なのです。意外と目が、管理とか、大人とか、学校とか、教育委員会に目がいくかもしれませんが、一番の重要な点は子ども同士の純粋な人間関係、良好な人間関係、それを構築させる、それが私は一番のいじめに対する解決策ではないかと思っています。

先程、教師側の意見を言いましたが、子どもとのコミュニケーション、これが非常に大切です。新聞にも書いてありましたが、当然、先生方としては、「何か困ったことがあるか。」、「ありません。」、「一人でいることが多いけれども大丈夫ですか。」、「大丈夫です。」、大丈夫だなと解決しなかったのです。そこでコミュニケーションが途絶えるわけですが、当然、そういうふうな答えが返ってきたとしても、何かあるかもしれないと、どこでも起こり得るのだと、そういうふうな疑義、関心を持ちながら、子どもに接しなければいけない。当然、三川町としても、そういうふうな姿勢で子どもたちに対応したいと思っています。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） きめ細かな対応、必ず必要なことだと思います。さらに、お聞きしたいのですが、ある新聞を見ていましたら、こういったいじめ問題に立ち向かうために、今まであまり私も意識してこなかったのですが、感情教育に取り組んでいくことが必要となるという記事を見たことがあります。新しい教育なのかなと思います。要するに、アンガーマネジメントという言い方もしているようですが、感情をコントロールする、そういった人間の行動の中で起きてくるストレスや感情を修正していく、悪い方向の部分修正していく、こういった一つの教育の分野があるということのようです。当然、大人社会のストレスが子どもに伝わっていくということが一番の発端なのかもしれませんが、大人自体もそういった怒り、ストレスというものをコントロールしていく、なかなか難しいことだと思いますが、そういった意識、新しい取り組みというものも、今後、いじめ問題に関しては考えていくことが必要なのかなと思ったところです。この件に関して、何かコメントあればお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 感情教育、アンガーマネジメントとありました。新しい教育というよりは、自分の心、今、子どもたちはすぐキレるとか、そういうふうなのがあります。やはり自分の感情を抑える、これは忍耐力です。自分の心を抑える。それは今新しい教育というよりも、昔、私たちもいろんなことを言われてきました。親からも、学校の先生からも、あるいは社会からも。やはりそういうことがおろそかになっているのかもしれない。例えば

家庭教育においても「何かあったら俺が先生に言ってやる。」とか、子どもというのは、自分の非を親というのは自分を保護しますから、親には格好いいことを言うかもしれない、やはり親がもう一度疑って本当にそうなのかと。親が非常に感情的に学校に抗議したり、そうでなかったと言ってもボタンの掛け違いな形で大きな問題に発展する場合があります。ですから、そういう耐える力、感情を抑える。これは普段の教育の中でも、学校現場の中でも、当然、先程のICTの教育になるかもしれませんが、ただ単に見せておもしろいではなく、一旦どうなのかと考えさせる、そして視覚に訴えるのではなく、もう一度書かせてみたり、そういうふうなワンクッション置くような教育、すべてを与えるのではない。

それから、自分の思っていることをすべて親に、先生にぶつけるのではなく、一步自分でそこで耐えながら、何か本によると、6秒待てとか、そういうふうな運動もありますが、やはり大人社会も同じだと思いますが、総合学習とか、いろんな教育が施されています。そういう中をもう一度精査しながら、子どもたちが生きていくためには忍耐力、当然、必要なことなわけですが、そういうことを今一度しっかり見届けなければいけないかなと思ってお答えした次第です。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） いじめに対しては三川町の取り組みは今のところは十分行われていると思いますし、なお、今後、ますますストレスが多い社会というものが進んでいくのかなと思います。そういった中では、今後とも、いじめという問題に注意しながら、教育行政を行ってほしいと思っています。

PM2.5については、答弁の中で大体の体制づくりについて伺いました。確かに、県、あるいは市町村の中で連携が取れていると思いますが、ただ残念なのは、三川町に計測局がないと。調べてみますと、県内で13カ所あって、庄内に4カ所、唯一、三川町にないということでした。メッシュからいえば、必要ないという考え方かもしれませんが、もし、より迅速な対応ということで考えるならば、そういうことも必要かなと。あるいは、今後の対応として、今の時点では3月から5月が一番飛散するのだという話ですが、これが夏場にまで及ぶとすれば、屋外の活動、それから屋内においても窓を閉め切って対応しなければならないということで、また新たな対策が必要かなと思います。その辺、どうお考えかお願いします。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 教育委員会の方としては、PM2.5が市町村で受けて、それでこのような対応方針に則って屋外、それから屋内、先程、教育長が答弁したとおりでございますが、一応、それ以上のことを今の段階では考えてございません。一応、このようなことが、この間も教育庁の方からこういう流れが来たのですが、今の段階では観測している状況で、今のところは支障ないということで、きめ細かに、私どもの方には情報が入ってきます。情報が入ってきた段階において、すみやかに連絡をとることが一番重要だと思っていますので、今後このようなことが万が一起こりましたら、すみやかに連絡をとっていきたいと思っています。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） これも非常に自分たちが主たる原因者といいますか、発生者ということではなく、よそからの飛来物ということで非常に迷惑な話なわけですが、たぶん今後、ますます被害程度というものが拡大していくのかなと思いますので、その時点での対応をすべきかなと思います。

それでは続いて、安全・安心のまちづくりに関して再質問したいと思います。

消防団活動での危険性というものについて、先程、答弁の中でもいろいろ出ました。東日本大震災の中では非常に大きな犠牲者が出たということでございまして、先程200名以上というお話がありましたが、調べてみますと、253名の方が亡くなっております。これは同じ災害に対する活動の中で消防本部の職員に関しては27名、警察官については30名ということで、消防団員の犠牲者が際立っていたということがあるようです。

またさらに、多くの方が犠牲になった事例を調べてみますと、昭和43年の伊勢湾台風、63名、それから昭和47年の高知県の土砂災害、15名、平成3年の雲仙普賢岳の火砕流の災害、これが12名ということで、防災、あるいは災害の最前線で頑張っている消防団員が犠牲になるといった事例が数々あったということでございます。

実は、昨年12月21日でしたか、土口町内でも火災がありました。非常に大きな火災でありまして、23時30分から、次の日の2時30分まで消火活動をしたという報告も、うちの横川町内会の方から受けたわけでございますが、そういった中で、深夜の暗い中での消火活動ということで、町の方には報告なっていないと思いますが、私が報告を受けたところでは、水利の確保する段階で、道路脇の水路に転落したという団員がいたようでございます。数名という話でございました。幸い、今回は怪我はなかったのですが、過去においてはやはり夜間の消火活動の中で水路に落ちて骨折という経過もあったようでございます。

そういったことから、今回の質問をするわけでございますが、先程の答弁の中では、教育・研修に関してある程度のもはやられているという答弁だったように思いますが、より実行性を出すためには、やはり経験の浅い、あるいは新入団員に関しては、さらに正式な研修と申しますか、こういった場合はこうするのだというふうな現場の例を出しながら正式な教育と申しますか、十分な教育をやるべきだと思います。幹部以上の人たちは何回も、あるいは詳しい、いろいろな研修をされている、あるいは消防学校での宿泊しながらの研修もやられているということでございますが、より、現場に出る、最前線でやる経験の浅い人たちに実行力のある現実的な研修をすべきだと思います。この件、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 消防団員、特に経験の浅い消防団員に対する研修機会の提供というようなご質問でございまして、今現在、本町におきましては、町独自の研修といたしまして4月辞令交付式におきまして、消防団員としての心得、また、礼式というようなことを説明しているところでございます。その中で、消防団員としての心得の中では、安全確保の重要性、これについて上司の指揮命令に従い、安全を最重視して活動するよということとを特に強調して申し上げているところでございます。

また、その他にはポンプ中継訓練、AED操作訓練、これにつきましては、消防三川分署の指導によりまして、町独自の研修ということで実施しているところでございます。その他に質問にもございましたとおり、消防学校での研修、これには平成25年度、今年度でございますが、消防団員教育訓練ということで、1日入校も含めてでございますが、7コースに約70人参加していただいているところでございます。町独自の研修の充実については、私どもも重要なことと考えておりますが、町内に消防学校がありまして、県でトップクラスの指導力のある研修の場であるということから、消防学校の有効活用も我々は大事なのではないかと捉えております。

さらに今後、こういった研修、年々充実していきたい、そのことによりまして、消防団員の能力といいますか、そういったものを高めていきたいということは十分考え方は同じなわけでございますが、一方、逆にそういった機会があまりにも多くなりますと、団員としての負荷が大きくなってしまふ、それがひいては団員の確保に影響してしまうようなことがないのか、そういったこともあるものですから、この研修機会の充実の仕方については消防団と協議しながら進めてまいりたいと思います。

また、充実の方策としては、回数を増やすだけではなく、内容の充実ということもあろうかと思ひます。そういったところで、どのような充実策がとれるのか、消防団とよく協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 私が申し上げたいのは、回数よりは内容の面だと思ひます。消防学校の方で対応できれば、その方が有効なのだと思ひますが、できないとすれば町でやるべきかなど。例えば内容に関して、現場というものを知らないわけですので、現場の、例えば先程教育部門で申し上げましたが、映像とか、あるいは現場で危険に遭った人の体験とか、そういったものを十分危険性があるのだという認識を持たせる、そういった教育が私は必要かと思ひます。現場はその都度その都度変わります。火災についてもそうですし、水防関係もそうです。特に夜間においては、自分の足元が見えないということで、非常に危険だと。そういうことを改めて認識するための教育、これをどのように進めていくのか、そういった観点に基づいて、私はやるべきかと思ひます。

時間もありませんので、装備の関係ですが、年次的に充実させていきたいという話がございました。特に、投光機、現場の足元、特に水利の関係などそうですが、今回も藤島川から水利を取ったということがあったようです。水利を取った現場を見ますと、本当に一つ間違えれば川に転落するというような状況の場所でしたので、そういった部分の明るさ、足元を十分照らすような、そういった装備が今後必要なのかなと思ひます。この点、年次的にということがありました。現在、3台分の投光機、あるいは各班で独自に装備している部分もありますが、最低、積載車に積むくらいの数というのは必要かと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 投光機の装備の状況というご質問でございますが、町長の答弁

にもありましたとおり、車両班に投光機を装備しているところでございます。したがって、消防ポンプ自動車3台、それから積載車9台、軽積載車6台、計18台に投光機を装備しておりますし、また、1台、町でも保有しております、水防倉庫に備えておく、いつでも現場に持っていけるようにということで装備しているところでございます。

また、この充実・拡充につきましては、先程と同じ答弁になりますが、消防団と協議しながら必要なものは揃えていきたい、そういう考え方でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 台数的にそれなりの台数があるという認識のようでございます。

なお、現場の状況に応じた必要な部分、消防団の幹部の方と協議しながら、是非、検討してもらいたいと思います。

最後に、農業行政についてであります、答弁の中では今の新しい政策を十分活かしながら、今後の産地づくりに向かいたいという話でございました。先程の2番議員の話の中にもありましたが、町として、現在、進めている農地の集積、あるいは規模拡大というもの、これは今回の政策としても延長上にはあると思いますが、ただ問題なのは、国が出してきた今の経営所得の安定対策の減額というものに関して言えば、規模拡大への阻害要因と私は受け止めます。

コストダウンという話もありましたが、逆に今回の減額の要因のために今まで集積していた部分を手放すといったような経営者も出ているように伺います。確かに、米の値段が下がっている中で、経営安定所得対策の今までの1万5,000円が半額になったというものは、実質、所得の目減りでございますので、規模拡大の意味がなくなったという判断だったと思います。コストダウンについても、国の目指す4割コストダウンというものが三川町として妥当なところなのか、考え方を伺いたいと思います。

私の考えでは、例えば300haほどやっている農家であっても60kgあたりは9,000円以上コストがかかるという人もいるようでした。目指すべき目標として妥当なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） このたびの農政改革に絡んで、国の考え方の中に4割のコストダウンということもございました。この件についてどうかというご質問でございましたが、これは私も数字的なものを積み上げて判断したということはやっておりませんので、たぶん国の考え方からみて、そのような数値というものが出来たのかなとは思いますが、ただ、言えることは庄内地方は他に比べて非常に経営面積も大きく、そういった中で今回の国の政策は出ておりますが、言えることは、庄内であっても担い手が減ってきているという中で、どう耕地を保ち、農業の生産を続けていくかという部分からすれば、やはり土地利用型というものを目指す経営とすれば、今以上にもっと大きい面積を確保し、農地が集約された形状を集落の話し合いの中で形成していくということも必要でしょうし、また、複合型的な経営を考える方であれば、米は米としても、ある一画を収益性の高い作物である程度団地化的なものを目指すとか、そういったものが形成されることで、これからの農業が維持されて

いくのではないかと考えております。

町としてどのような今後の振興方策というご質問でございましたが、やはりそこはそれぞれの経営者の考え方もあると思いますが、これに見合った形での政策を国の方も出しておりますし、町の方でもこれに不足とする部分、あるいは小規模な部分であっても、なんとか農家の方が経営を維持できる、しかも、将来的な発展というものも見据えながら町としては支援していきたいと考えているところです。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 農業改革元年といいながら、改革なのか、改悪なのか、いろいろ判断あると思いますが、町としてどのように進めるのか、私が議員になってから毎年、この問題に関しては質問してきました。なかなか前に進まないということを実感しております。確かに、個々の経営でございますので、それを町がどうのこうのという立場を超える部分もあると思いますが、ただ、複合経営も含めて、町として行政、庄内支庁とか、普及課、あるいは農協、それぞれの個々との連携をとりながら、新しい品目、あるいは複合化への今まで取り組んできたものの検証なども含めまして、産地化というものを今から進めるべきかなと思います。以上、指摘しまして、質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11時50分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員）

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 超高齢化対策について | 1. 2025年問題と言われる団塊の世代の方々が75歳以上になり、町の人口構成が高齢化になっていく事により、税収や地域のコミュニティ活動など対策が必要になってくると考えられます。とりわけ医療、福祉の問題は、本町だけの問題ではなく、国家レベルで考え、国や県と歩調を合わせ進めていくべき事だとは思いますが、本町に合った医療体制整備も必要だと考えますが、町の考えを伺います。   |
| 2. 観光対策について   | 1. 県では、JRとタイアップして大型観光誘客事業山形DC（デスティネーションキャンペーン）を進めており、鶴岡市でも加茂水族館がリニューアルオープンと今年は観光の年になるのではないかと予想がされています。本町でも5月に「菜の花まつり」を開催し、町内外から大勢の方が来町し、庄内の春のお祭りとして定着してきたと思っています。しかし、「菜の花まつり」は単発的な祭りで6月から9月までのシーズンを通した山形DCの対応にはなりません。加茂水族館には全国からお客様が来てくれるわけですので、その寄り道に |

三川に観光を誘う考えはないか、町の考えを伺います。

- |              |   |
|--------------|---|
| 3. 農業政策について  | 1. 本町の基幹産業である農業の所得が低いのではないのでしょうか。農業経営は農家の戸別の経営なので行政が関与できる部分は限られてきますが、基幹産業として町を引っ張っていくのですから、町が積極的に所得アップする政策を打ち出す考えはないか、町の考えを伺います。                                |
| 4. 新電力導入について | 1. 電気料の値上げは、町財政への影響も大きく、町の施設使用料も改定になります。エネルギー基本計画は、国でも議論されていますが、火力発電による燃料輸入のコスト面からみても安くなる様子が見えてきません。そこで、いま新電力を導入、あるいは検討している自治体があるようですが、本町では検討されているのか、町の考えを伺います。 |

平成26年第1回議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

まずはじめに、超高齢化対策について伺います。

2025年問題と言われる団塊の世代の方々が75歳以上になり、町の人口構成が高齢化になっていく事により、税収や地域のコミュニティ活動など対策が必要になってくると思われれます。とりわけ医療、福祉の問題は、本町だけの問題ではなく、国家レベルで考え、国や県と歩調を合わせ進めていくべき事だとは思いますが、本町にとって医療体制が弱く、医療体制整備が必要だと思われれます。町の考えをお伺いいたします。

二つ目に、観光対策について伺います。

県では、JRとタイアップして大型観光誘客事業山形DC（デスティネーションキャンペーン）を進めております。隣の鶴岡市でも加茂水族館がリニューアルオープンとなり、今年は観光の年になるのではないかと予想がされております。本町でも5月に「菜の花まつり」を開催し、町内外から大勢の方が来町し、庄内の春のお祭りとして定着してきたとは思いますが、しかし、「菜の花まつり」は単発的な祭りで6月から9月までのシーズンを通した山形DCの対応にはなっていないと思います。加茂水族館には全国からお客様が来てくれるわけですので、その寄り道に三川に観光を誘う考えはないのか、町の考えを伺います。

次に、農業政策について伺います。

本町の基幹産業である農業の所得が低いのではないのでしょうか。農業経営は農家の戸別の経営なので行政が関与できる部分は限られていますが、基幹産業として町を引っ張っていくわけでありますので、町が積極的に所得アップする政策を打ち出す考えはないのか、町の考えを伺います。

最後に、新電力導入について伺います。

電気料の値上げは、町財政への影響も大きく、町の施設使用料も4月から改定になります。エネルギー基本計画は、国でも今、議論されていますが、火力発電による燃料輸入のコスト面からみても安くなる様子は見られません。そこで、今、新電力を導入、あるいは検討している自治体があるようですが、本町では検討されているのか、町の考えを伺います。以上、第1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

はじめに超高齢化対策に関するご質問にお答えいたします。

ご質問のように、我が国において2025年には65才以上の高齢者の全人口に占める割合は30.3%に、75才以上では18.1%に、さらに2050年には一人の若者が一人の高齢者を支えるという厳しい社会になることが予想されております。

こうしたことを踏まえ、国では、団塊の世代が75才以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現することとしております。

とりわけ、75才以上の高齢者は、要介護や認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護の両方を必要としている状況にあります。急性期医療からの早期かつ円滑な在宅復帰を可能とする体制整備や在宅サービスの充実、在宅等での看取りの体制強化などからも医療と介護の連携が重要視されております。また、在宅医療・介護連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で求められます。今後、こうした連携を進めるためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職等の医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職といった多職種の連携の強化が必要となります。こうした体制整備については、平成27年度から施行するとされておりますが、準備期間を考慮して順次実施することとし、平成30年度にはすべての市町村で実施することとされ、小規模市町村にあっては事業の共同実施を可能とすることとされております。

このようなことから鶴岡地区医師会では、国の平成24年度在宅医療連携拠点事業により、在宅医療連携拠点事業室「ほたる」を設置し、多職種が一堂に会する場の設定や情報発信、患者情報共有ツールの活用と展開など既に実施しているところであります。

今後、本町においても、国、県の方針や指導を受けながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、在宅医療介護連携等の取り組みなどを柱とする「地域包括ケアシステム」を構築すべく、2025年までの中長期的な視野にたった施策の展開を図ってまいりる考えであります。

次に、観光対策の山形DCに対応した誘客に関するご質問についてご答弁申し上げます。

この観光キャンペーンは、本年6月14日から9月13日までの間、JRグループの協力のもと県下一斉に実施するものであり、県内の自治体、観光関係団体等が一丸となり山形の観光を県内外に発信し、観光振興に向けた取り組みを展開するものであります。庄内地域は、庄内観光コンベンション協会が広域的特徴を発揮しながら主体的に取り組んでおり、昨年の



プレDCを踏まえ、本番に向けた取り組みを進めているところであります。

観光による産業活性化を図るうえで、観光の目玉となるような名所、旧跡を持たない本町にとって、近隣の観光施設等から本町にも足を伸ばしていただけるような魅力ある観光資源の創出に向けた取り組みが求められているところであります。しかしながら、二次交通が弱い地域の施設間移動を考えると、旅行会社、団体等による大型バス移動が必要となり、施設規模による受け入れ人数の問題等すぐには解決できない課題も多く、また団体旅行以外で、自分で旅行プランを立て旅行を楽しむ人も増えてきており、ここでしか味わえないものを創ることで地域の付加価値を高め、情報を発信しながら、やがてロコミ等で観光客の増加に結びつけていくといった地道な取り組みも必要であると考えております。

本町といたしましては、本年のDCを契機に、単一市町村では困難な誘客や受け入れ態勢の整備、交流人口の拡大等、庄内の一員としての広域的な魅力の発信に参画することで庄内を、さらに三川を知ってもらうため、今ある本町の魅力を情報発信しながら、町の観光PR、いろり火の里施設、飲食店や産直施設など誘客と交流人口の拡大を目指していく考えであります。

次に、農業政策の所得に係るご質問についてご答弁申し上げます。

行政方針でも申し上げますように、農業は本町の基幹産業と位置づけており、各種産業はもとより地域経済に対しても大きな影響を及ぼすものと認識しているところであります。このため、本町のみならず、基幹産業を農業としている自治体にあつては、農業の持続的発展に向け、農家、生産組織、集落等農業の振興に関するすべてに対し、時代の要求に合わせ多くの予算を計上し施策的な支援を実施してきたものと認識しているところであります。

本町農業の経営形態をみれば、稲作の専業農家、あるいは施設園芸、畜産、果樹等の複合経営的農家になるものと思われませんが、農家自身の創意と工夫、経営努力のみならず、時々々の気象や相場等により農家所得が左右されることも事実であります。

農業を取り巻く情勢は、農業者の減少や高齢化、担い手不足、農地の集積と作業の効率化、さらには、TPP問題など厳しい現状が続くものと思われませんが、継続できる農業経営のあり方に向け支援しているところであり、農家の取り組みを期待しているところであります。

次に、新電力導入に関するご質問であります。電気の供給事業については、平成12年から参入規制が順次撤廃され、地域の電力会社以外に、電力小売事業に新規参入した事業者、いわゆる「新電力」との電気の供給契約が自由化されたことは、承知いたしているところであります。

このようなことから、本町においては、昨年、新電力の申し出を受け、役場庁舎や小・中学校をはじめとする公共施設等において、電力の経費削減額を試算したところでありますが、その削減効果が小さかったこと、さらに、新電力については、まだ、事業実績が少なく、アフターケアなどの不安要素もあることから、現時点での新電力への切り替えは、時期尚早と判断したところであります。

しかしながら、ご指摘のとおり、電力経費の上昇は、町財政に与える影響も大きいことから、引き続き経費節減に努めるとともに、新電力の事業の動向も注視してまいりたいと考え

ております。以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、再質問させていただきます。

まずはじめに、超高齢化対策についてお伺いします。今、答弁にあったとおり、国の方では在宅医療の方にこれから切り替えていこうという方針で考えているようでした。町の方でも、鶴岡地区医師会と「ほたる」と共同ツールを作って連携していこうということでありましたが、三川町には医療機関が大変薄くて、地元にいざ帰ってきたときに本当にちゃんと医療機関にかかれるかというふうな不安は、町民、多くの方が持っていると思われま。

そこで、先程答弁にありましたように、鶴岡・酒田含めて、庄内の広域化というものが三川の高齢者医療にとっては重要なカギになってくるのかなと思っておりますが、その辺、連携はあるというふうなことがありましたが、どの程度、親密に連携されているのか、当局の考えをお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 医療機関の連携というご質問でございますが、ご案内のとおり、本町は鶴岡地区医師会のエリアに入っておりますし、それから歯科医師会につきましても、鶴岡地区歯科医師会に入っていると。そのような中で、鶴岡市、あるいは庄内町、そういったところと一体的な医療の連携を図っているところでございます。

医療行政といいますと、これまでは県が主体的に行ってきたところでございますが、町長の答弁にもありましたとおり、27年度からの第6期の介護保険事業計画、その中では在宅医療と在宅の介護、こういったものの連携を明示していくということになってございます。特に、在宅医療につきましては、今申し上げましたとおり、県が医療政策を打ち出してきたという経過がございますが、今後につきましては、日常生活圏域に近いエリア、これが市町村でございますので、市町村のレベルで体制を整えていくということで移行することになります。

そのようなことから、県としましても、指導力を発揮しなければいけないということで、昨年でございますが、健康長寿安心山形推進本部を立ち上げました。これにつきましては、県全体での健康長寿に関するもの、それから高齢者の環境、生活を構築するもの、それから在宅医療に関するものということで、県全体としての大枠の組織もありますが、それを細分化しまして、庄内支庁管内ということで、健康長寿安心山形推進本部の地域協議会というものを立ち上げております。その中で特に、昨日も会議があったのですが、やはり在宅医療と在宅介護、なかなか今まで接点がなかったのですが、近年、それがかなりクローズアップされてきてまして、医療の関係者も介護のことを考えなければいけない、それから介護に従事されている方も医療のことを捉えていかなければいけないと。つまり、1+1が2ではなくて、1+1が2以上になるような、そういう取り組みを展開していこうというのが地域包括ケアシステムだと捉えております。

ですから、確かに、鶴岡市・酒田市と比べれば、本町には医療機関は少ないかもしれませんが、今申し上げましたとおり、鶴岡地区医師会、それから酒田地区医師会、それから歯科

医師会、薬剤師会、いろいろあるわけですが、そういったものが一緒にテーブルを同じくして、これからの庄内地域の医療を考えていこう、また、介護を考えていこうと、そのようなことでようやく会議が始まったところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今、説明いただいたとおり、三川は鶴岡地区医師会と組んでやっているということでしたが、やはり三川の中でも酒田よりに住んでいる方もおりますし、何かあったときに酒田地区に行った方が便利だという人も結構いるかと思えます。これから庄内北部連携もありますので、鶴岡市とはいわず、庄内全体で医療を安心して受けられるような連携というものはどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 本町は幸いといいますか、鶴岡・酒田に挟まれて、医療機関につきましても、鶴岡の医療機関、それから酒田の医療機関ということで、特に特定することなく受診をしているところでございますし、また、行政側の立場としましても、例えば予防接種であるとか、そういうものは医師会等との契約もありますし、それから他の検診等につきましても、必要に応じて酒田市の開業医等と契約を結んでいるものもございまして、その辺は特に不自由はないのではないかと感じております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 分かりました。それで、いざ何かあったときには、すぐ駆けつけて行かなければいけないと感じてはおります。そのとき、やはりかかりつけの医者があって、そこに行ければ一番いいわけですが、行ったときにすばやく治療を受けて、正確な診断を受けるということを考えますと、私の提案ではありますが、75歳以上の方が、お母さんたちが子どもによく使っている母子手帳がありますが、そういうものを本町では75歳以上、年はそれ以下でも、以上でもいいのですが、そういうものが町の政策としてあって、いつどこでどういうふうな病気にかかったか、プライバシーの保護もありますが、そういうのを関係なく、本人が持ち歩く、あるいは家族がそれを持って、何かあったときにすぐ医療機関に行ける、また、そういうものを各鶴岡地区・酒田地区問わず、庄内地区の医師が共同でそういうものの活用をしていく、皆さんが同じ共通のデータで、どこに行ってもすぐ医療が的確に受けられるというものがあつたらいいのではないかと。三川だけでなく、よその市町村も含めてであります。そういうものがあつたらいいのかなというふうに思いますが、その辺、ご見解をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 先程、在宅医療連携拠点室ということで「ほたる」のお話をさせていただいた部分ございましたが、この「ほたる」は国のモデル事業を受けて、先進的な取り組みをしている組織でございます。

今お話ありましたとおり、患者の情報を共有するというので、「ネット・フォー・ユー」という表現でございまして、鶴岡地区では10年以上利用されているITツールということで、医療、介護従事者のための患者の情報共有ツールというものがございまして。

また、これからにつきましては、「介護者参加型在宅高齢者見守りWeb連絡ノート」ということで、「ノート・フォー・ユー」という、またさらに進んだシステムの導入もされているようでございます。

このような中で、個々の治療の履歴とか、病歴とか、そういうものが医者の中で共有されていくのではないかと、そのように思います。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） ありがとうございます。私が心配するまでもなく、医療の方は進んでいるのだと、改めて感心させられました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。それから続きまして、観光対策について伺います。

先程の説明に、本町にはそれほど大きな観光施設もなく、また、大型バスの問題等あって、今すぐにはなかなか対応が難しいという答弁ありましたが、あまり大きなことは考えなくても、せっかく鶴岡に加茂水族館ができて、そこに大勢の客が来てくれるわけです。私もたまには水族館には行くことがあります、そんなに水族館、1日・2日びっちり見ているようなものではありません。せいぜい2時間、あっても3時間でしょう。県外から来たお客さんが2時間で水族館を見て、そのまま帰るといことは到底考えにくいと思います。せっかく来たのだから、もう1ヵ所寄り道していこうと考えるのが普通のお客さんの心情ではないかと思いますが、そういう意味で、情報も発信の仕方はいろいろあろうかと思いますが、「菜の花まつり」、これは単発でありますので、DC期間中、毎月、何か一つくらいずつイベントみたいなものをやったらどうかと思いますが、当局の考えをお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 町野議員の質問は、まずは周辺に大きな観光地があって、せっかく県外からDCと限らず訪れる方をなんとか三川にも呼び込みたい、そういう手法を考えるべきではないかといった形の質問かと理解しておりましたが、今、質問にありましたDC期間中、毎月でも何かイベント等やって、三川をアピールし、何か三川に誘客する考えのご質問でございましたが、実際、確かに「菜の花まつり」等、今やっているイベント、ほとんど単発的なものでございます。そういったことで、現実的にそれができるかということ、また検討の必要はあろうかと思いますが、現実的に非常に難しい話かと思ひます。

今回の山形DCについては、各観光地といいますか、そこにすべての各市町村のパンフレット等を置きながら、お互いが地域を、山形をPRしようと、そういった考えのもとで今回のDCが行われることにしております。そういった意味で、加茂水族館のみならず、周辺の観光地にも本町のPRする素材のパンフレット等を置きますし、そういった意味で、また、町に訪れた方についても、三川のみならず、周辺をPRするような、山形をPRするような、お互い様といいますか、そのような形でお客さまに対応していこうと、そのような考え方であります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 現実的には大変難しいと、少し後ろ向きの答えでありましたが、頑張るといふふうに言ってくれるのかなと思つたら、ちょっと残念でした。先程言いましたと

おり、大きなことで、「菜の花まつり」みたいに町を揺り動かして、みんなで盛り上げようとまでにもいかなくとも、三川で地元の農家のハウスで観光農園みたいなものあるよとか、地元の食材を使って料理を提供するから、そういうものを食べに来てくださいねみたいな、できる範囲の中からもやるべき、今ここで考えていても、6月すぐ来ますので、せっかくなのですから、やるのは今ではないかと思いますが、ご見解をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 確かに、町野議員がおっしゃるようなことも必要なことかとは思いますが、やはりある程度、構想を持った形で、年次計画といえますか、そういったものがあって、DCに向かえばまた別だったのかもしれませんが、今おっしゃるような企画的なことは現在考えておらないところです。

ただ、これからまだDCが終わっても、まだまだ観光という部分については行政的にもやっていかなければならない部分でありますし、ただいまのことはご意見として聞かせていただき、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今後検討していくというご答弁でありました。これからやるのですから、準備的にはかなり大変かなと思いますが、やれるところからやってもらえればと。どうせやるのであれば、先程の答弁にロコミを通してだんだん広めていこうという、大変消極的なご答弁でありましたが、もっとマスコミも使って、共催をいただいて、私の知っているマスコミの方は、もしこういうのを三川でやるから共催するかというふうなことを言ったら、「いいんじゃないの。」と言ってくださるマスコミの関係者もおりましたので、やはりロコミも大切ですが、時期的にも3月ですので、ロコミでは今からでは伝達が遅すぎますので、マスコミも使ってどんどん広めていってほしいと思います。

また、このDCはDCが終わってから、祭りの期間だけで終わって、その後が続かないのだよなということを以前JRの広報の方がおっしゃっていましたが、終わってから余波というか、終わってからが一番大切でありますので、もし、今年準備的に少し間に合わないのであれば、終わってからでも、来年に続けてでもいいですので、検討していただければというふうに思います。

続きまして、農業政策についてお伺いします。

農業政策、大変難しい問題だなというふうに思っております。先程、同僚議員からも、何年前からもこういうことをやっているのだけれども、なかなか前に進まないということで、諦めのムードもありますし、自信を少し失っているような感じもします。

今、町として、農業の所得を上げるためには、多くの予算を使ってやっていると聞きましたが、主にはがんばる農家支援事業という事業がメインかと思いますが、その辺、ご見解をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 議員がおっしゃるがんばる農家支援事業というのは、これは町単独の事業という形になるわけですが、その他にも国県事業もございますし、

それらが農業者にとって自分がやりたい事業と一致する、そういったものには本町の方でも支援するという形で町の方にも予算を計上し、国の補助、県の補助を受け、事業者に対して交付しているというシステムになっているわけです。

そういった意味で、国県の事業でないようなものであれば、なんとか町の方でも、その部分を補えるような、そういった形でなんとかお互いの事業が相乗効果を生みながら、農家に対していい方向にいけばなと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） がんばる農家はそれほどでもない、実はがんばる農家でくるかなと思っいろいろ準備してきたのですが。

これは私から言うまでもないのですが、農家の収入すべてそうですが、「生産量×単価」なわけですが、収入という掛け算になってくるわけですが、国の政策、先程いろいろ聞きましたが、集約化を図り、コストを下げるだとか、品質のいいものを作るみたいなことで、とかく、政策としてはコストを下げて、数量を上げるという、数量を上げるような政策が多いかなと思っっています。今までもやってきたとは思いますが、単価を上げる政策の方に町の方も集中的に予算をもっていくべきかなと思っっています。

食料の産業の生産量、食料産業というものは、私が少し調べてきたところ、生産から消費まですべて含めてですが、20年で50兆円から80兆円というふうに、生産の額が食料に係る日本の消費のお金というふうな産業のお金は増えてきています。その中で、生産者の取り分というものが20年前はその内26%あったのが、今は12%ということで、生産者の取り分が少ないのではないかと。ということは、途中の加工・流通・小売り・卸売り、その辺に多くが取られて、全体的には増えているのに生産者の取り分が少ないということは、生産者が2次・3次、とりわけ3次の方にもこれから積極的に取り組んでいくべきではないかなと思っっています。今言ったとおり、食料に関する産業としては十分パイはあるわけです。

例えがいいか分かりませんが、池の中に魚はいっぱいいるわけです。魚のいないところに釣りをしても、いつになってもかかりませんが、魚はいるわけです。ただ、餌だとか、釣りの道具だとか、釣り方、その辺を工夫すればいいと。その辺は2次産業・3次産業ということになってくるかと思っっていますが、その辺に焦点のあてた町の独自の政策、国の政策を待たずして、町だけでできるような政策をその辺に集中する政策というのは考えられないのでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの質問につきまして、どちらかといえば、これまで行政の方は、ご指摘のように、生産数量を上げるとか、コストを下げるとか、そちらの方が主流だったと思われま。

今ご質問の3次的な部分について、確かに、流通・加工・販売、そういったものにも農家がそこにも業として入って所得の向上に繋げるかということについては、これから検討の余地は十分ある分野かと思っっています。

そういった意味で、行政がこうしたから所得が上がりますよと、そういうことよりは、農

家自らがその辺を個人でやるか、グループでやるかは別問題として、そういった生産者の仲間を増やししながら、そういった活動に取り組みながら、所得というものを向上に向けた取り組みをされていくことが必要と思われまますし、状況によっては行政もそれに対して必要とすることであれば支援が必要と考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） これからはそういうふうなところにもっと使っていくべきだと思っています。今、がんばる農家も見ますと、幅広く、薄く支援をしているというところで、今、町の政策としては、やりたいものがあれば幅広くして、門戸を広くしておくので来てください、いいものがあったら応援しますというスタンスで考えているふうに思われますが、それが今までやって、それに乗ってくる方がいなかったから、今、こういうふうに農家の収入が上がらなかったのではないかと私は思っています。がんばる農家支援事業でもいいですが、その中の2次産業及び3次産業だけに応援する町の支援事業を行うというふうにするれば、生産には係わらないわけですので、そういうふうにつなげとか、何かヒントを、町はこういうふうにやっているから、みんな頑張ってくださいというふうな感じで、2次、できれば3次産業に特化した町の補助事業なり、そういうものを考えてはどうでしょうか、当局の意見をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員からは、今の本町の農業の経営の現状からして非常に所得が低下しているという部分での行政としての役割ということでのご質問であります。町野議員、なぜ農業に対してこれだけ所得が低いかということを理解ができるかということは、やはり今まで企業の経営者としての視点から見れば、いかに基幹産業である農業といえども、町の現状からすると農業収入、ひいては農家所得の減少に繋がってきたというのが現状ということと同じく認識をされていると思うところであります。

こういう中において、先程も答弁申し上げましたが、農業は基幹産業とはいえ、米を、稲作が主体という地理的な条件ということがなかなか今までも複合経営等に町も積極的な支援をしてまいりましたが、産地としての生産量の確保というものがなかなか継続できてこなかったということがございます。

これも先程申し上げましたように、気象条件、あるいは生産量によって市場の価格動向が非常に不安定だというようなことから、なかなか農業者においても複合経営の継続というのが難しいというような自然的な地理的な不利な条件があったということも事実だったと思っております。

こうした中、今まで国、あるいは県、市町村もそうだったわけですが、農家支援というと、国・県の施策で誘導策はとってまいりました。各地に様々な複合経営、あるいは法人経営に移行された農業形態が増加しながら、今の現状からすると、市場の価格の不安定、まして本町のように稲作依存の高い市町村では米価の下落・低迷ということが、これが基本的には最も農家所得に大きな影響を与えているのだと思っております。

こうした中で、本町では今まではある面においては町野議員が言われるとおり、生産費の

コストをいかに低減するかという部分に対しての支援を行ってきましたが、このままではやはり農業を基幹産業としている本町では生き残りをかけた取り組みにはならないというようなことで、農家自らの選択と工夫というようなことで、がんばる農家支援事業によって、ある面においては新たな技術導入とか、さらには先程言われておりましたように6次産業化に向けた取り組みの起爆剤として、農家が自ら創意工夫で頑張っていたきたいというようながんばる農家支援事業という事業に変えたわけです。ですので、そこにはなんでもかんでも行政が農家に対して補助、あるいは支援をするということではなく、農家の意思によってこの事業を活用していただきたいということで進めてまいったところでもあります。

しかしながら、現状からすると、なかなかそういった事業の拡大とか、新たな部門の導入ということには至っていないというのが現状であります。

こうしたことから、今年度、商工業者のための産業連携の推進事業、農家も商工業者の方々も一緒になって、できれば6次産業化に向けた商工業の皆さんからのいろんな協力をいただけないかということで事業を進めてまいったところでもありますので、そういった面においては、ようやく一つのこれからの国の農政の改革に合わせた形での本町のがんばる農家と産業連携プロジェクト、この2本立てで進めていきたいと思っております。

しかしながら、現状からすると、まだまだ町野議員の言われるような農業所得の安定・向上には繋がらないということは重々認識をいたしておりますので、その点については今後、農政の大改革における本町としての対応策を講じてまいりたいと思うところでもありますので、町野議員からもいろんな面でご提言いただければと思うところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） ただいま町長からいろんな面でこれからも頑張っていこうという提案がありましたが、先程言いましたとおり、食料、農業に関する産業にはお金がいっぱいあるわけです。そのどこに携わるかで農家収入が上がるか、減っていくかというところでもありますので、町も応援して行って、そこには産業として大きなお金があるわけですので、それを町も一緒になって農家を応援して行って、農家の収入を上げ、そうすれば、後継者も自ずと来るだろうし、お嫁さんも来るだろうし、人口も増えるでしょうということで、それによる波及効果は大であります。まだまだ希望を捨てないで、農家、まだまだやっていると私は思いますので、一緒に頑張っていきましょう。

それでは続きまして、新電力導入についてお伺いします。先程、答弁に検討はされたという答弁でありました。ところが、そんなに採算的に効果はみられなかったというご答弁でありましたが、実際、どのくらいの効果的には少ないのかもしれませんが、実際その辺、どのくらい効果が上がるのか調べたというのであれば教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 新電力の電力削減効果の試算の結果についてでございますが、昨年、町内の公共施設等、11施設の削減効果について試算していただいたところでございます。その内、3施設については削減効果なしということで見積書の提出をいただけなかったところでございます。残り役場を含む学校とか8施設でございますが、年間で3万円か



ら10万円の削減効果という結果をいただいたところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 年間で3万円ですか、もう少し4・50万円あるのかなと思いましたが、そんなものなのですか。もし分かればいいのですが、本町の電気代、私も急に振って悪いかなと思って調べようと思って24年度の決算を見たのですが、光熱水費ということで、全部合算になっていて、電気代がいくらかということが把握できませんでした。一応、合計したところ、特別会計の下水道も含めてですが、5,200・5,300万円だったと思いますが、もし分かれば、電気代だけ分かれば教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 電気代に関するご質問でございますが、毎年、事業報告書に各施設ごとの光熱水費を載せているところでございます。その中で、平成24年度の役場庁舎の電気料、年間でございますが、378万2,434円、月平均約31万5,000円となっております。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 分かりました。思ったより効果がないのだなというところで、検討されたけれども導入に至らなかったというのは納得できたような気がします。

電力状況ですが、今、効果がなかったというのは新電力が使えるのは50キロ以上の高圧電源を使っている施設のみということになっております。50キロ以上というと、外にキュービクル、肌色の箱がある施設だけなので、全部の施設というわけにはいかないの、効果的には薄かったのかなと思います。

今後、電力システムですが、2016年、2年後に向けてシステムをこれから国は変えようとしている状況です。普通の小さな家庭用の電力もいろいろ電力会社を選ぶという状況になってくるようなことを国の方では言っています。そういうふうになれば、これからいろんな電力のメニューいっぱい出てくると思います。その中で町も行政の財政を少なくするというふうな意味から、いろんなメニューをこれからも考えていってほしいなと思って、時間が少し早いのですが、私からの質問を終わらせていただきます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 1時55分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 2時15分)

○議 長（成田光雄議員） 次に、1番 成田元一議員、登壇願います。1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員）

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 危機管理対策について | 1. 宝塚市役所火焰瓶投げ込み事件での窓口対応から何を学ぶか、役場庁内・役場敷地内、他に防犯カメラの設置等について。 |
|               | 2. 突然の災害での現実的な対応・体制。特別警報に対するの伝達方法と、本町で想定される軟弱地盤地域の把握と対策は。  |

	3. 消防団の組織、あらゆる場面に合わせた活動の今後のあるべき姿と、装備拡充について。
	4. 防災行政無線難聴地の解決策について。
2. 少子化の対処について	1. 人口減少は社会の様々な面に深刻な弊害をもたらします。出生数増加の機運を作っていく少子化対策について伺います。
	2. 第3子以上の多子世帯への負担軽減を図る支援策の拡充は。
3. 教育行政について	1. 学力テストの学校別結果の公表や道徳の教科化、土曜授業に関する方針を伺いたい。
	2. 「いじめ」、「ネットいじめ」に対する把握と対応について。
	3. 学校給食のアレルギー疾患に対する取り組みと、緊急時の対応について。
4. 三川町誕生60周年について	1. 記念事業の内容について、町のPRができるようなイベントを考えるべきでは。

平成26年第1回定例会において、通告のとおり一般質問いたします。

最初に、危機管理対策について伺います。

昨年、宝塚市役所において、窓口に火焰瓶を投げるといった事件が起きました。役場の窓口は町民に接する一番近いセクションとして親切丁寧に対応することが求められます。このような事件がないよう、窓口職員の安全を守る対策と、公共施設や人の出入りの多いところへの防犯カメラの設置等について伺います。

次に、三川町地域防災計画書には詳しくマニュアルが載せてありますが、突然の災害での現実的な対応ができるような体制を整えるには、特に町内会で組織する自主防災組織の充実強化に取り組む必要があると思います。自分たちの地域は自分たちで守る。共助の考え方が重要です。自主防災組織が災害に効果的に対応できるよう、実践的技術を身につけられる育成、強化を進めるべきだと思いますが、当局の考えを伺います。特別警報に対しての伝達方法も伺います。

本町での震度被害想定では、マグニチュード7.5、震度6強以上と想定しています。軟弱

地盤での大きな被害を及ぼす可能性もある区域について把握しているところがあるならお伺いしたいと思います。

次に、地域防災にとどまらず、町の安全を守り、地域行事まで消防団が果たす役割の多さを痛感しております。地球温暖化に伴う異常気象などの影響もあって、甚大な被害が起きており、今後も巨大地震が危惧されます。消防団はこうした様々な災害に地域防災の要として住民の命、財産を守っています。震災で消防団の救助活動が高く評価されたように、消火活動だけでなく、人命救助や避難誘導、応急手当の知識や技術の向上など、今後の三川町消防団あるべき姿を伺います。

また、総務省消防庁は消防団装備の新基準を公表し、幹部団員や車両にしか割り当てのなかった携帯用無線機の台数を増やし、タブレット端末、底の硬い安全靴、ガラス片などで切れない手袋、風塵マスク、活動服はデザインも一新し、夜でも目立つようにし、救済胴衣、AED、倒壊した家や車に閉じ込められた人を救うためのエンジンカッター、夜間活動用の投光機、発電機なども増やすなどの拡充を打ち出しました。本年度から地方交付税の算定を見直し、財政的に支援し、地方自治体に拡充を取り組むよう促すとしているが、国からの消防団装備について現状はどうか伺います。

昨年の年末、火災が起き、この火災を知らなかった町民が多くおりました。季節柄、窓を閉め切ったとはいえ、消防行政無線で町民に伝わらなかったことについての防災行政無線の解決策をお伺いします。

質問事項の2、少子化の対処について伺います。

今、実態として少子化と高齢化、さらに勤労世代の減少という三つの異なる問題が同時に起こっております。高齢化は素晴らしいことですが、少子化で子どもが生まれない国になってしまいました。人口減少が始まった2005年、平成17年以降、人口が減り続けています。一人の女性が生涯に生む子どもの出生率は1.41であり、人口を維持するには2.07の出生率を超えない限り、人口が増えないとされています。また、出産可能な女性の人口が減っているため、平成24年度は前年に比べ1万4,000人減となりました。現在の人口の自然減は20万人を超え、もう数年経つと、毎年50万人以上減り、30年後には100万人以上減る時代が来るといわれております。机上計算では日本の総人口は200年後、1,142万人、300年後には388万人、西暦3000年には、ついに日本人は消滅する計算となります。

少子化の怖さは若い力がないと成り立たない職業があります。例えば自衛隊や消防、警察などは組織を維持することさえ難しくなり、農業など、第1次産業は後継者不足で衰退しつつあります。山間部や離島では既に限界集落とか限界自治体といわれる問題が起きております。特に、国境の離島などは即座に安全保障の問題と直結する話にもなるでしょう。

これまでの少子化対策は仕事と子育ての両立支援が中心だったと思われれます。両立支援は学童保育にしても、育児休業法にしても、首都圏などの都市部の視点であり、少子化対策と子育て対策は似て非なるものです。町の少子化についてどのように対処するのか伺います。

第3子以上の多子世帯に対して、子育てに係る養育費や教育費などの軽減を図るための支援対策の拡充についてもお伺いします。

質問第3の教育行政について伺います。

文部科学省は教育委員会の判断で学力テストの学校別結果の公表ができるよう実施要綱を改定すると発表し、また、道徳の教科も格上げを公表しました。町はどういう教育方針で道徳の時間の教科化を考えているか。土曜の授業は教育委員会が必要と認める場合には土曜日にも教育課程内の授業を行えるようになりました。土曜授業の復活には反対意見が強いようですが、町としてどのように検討しているか伺います。

最近、学校教育環境の中で、いじめや不登校、自殺など多く発生し、教育行政はどうあるべきか各方面から議論されています。また、中高生のスマートフォン所有率が高まるにつれ、いじめやネット漬けなどの弊害など、マスコミで報道されているが、学校現場でどのような取り組みを行っているのか、現状をどう捉えているか伺います。

学校給食のアレルギー対応について。東京都で一昨年、食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡した事故がありました。学校で食物アレルギーを持つ児童生徒に対する取り組みと、緊急時の体制と対応をお伺いします。

最後に質問事項4、三川町誕生60周年について伺います。

60周年記念事業は記念式典やイベントなど、節目に相応しく多くの人が喜んでくださるよう具体的な内容をお伺いいたします。以上の質問に答弁をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の教育行政につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

はじめに、危機管理対策について、1点目の宝塚市役所における火焰瓶投げ込み事件に関するご質問であります。この事件に関しましては、税金の支払いに関するトラブルが原因と言われており、本町におきましては、どの部署においても、来客者に対しましては、親切・丁寧な対応を心がけ、さらに、相談等については、分かりやすく、来客者の理解が得られるように対応するよう指導しているところであります。

また、不当要求等、トラブルの発生が心配されるようなケースについては、複数の職員で、さらに個室で対応するなど、問題の発生防止に努めることとしております。さらに、役場等においては、消防法の定めに従い、防火管理者を定め、消防施設の整備・点検、火災予防啓発や、通報・避難訓練などを実施しているところであり、改めて、これらの活動の重要性を認識したところであります。

また、防犯カメラについては、犯罪の抑止や捜査において、その有効性が認識されており、本町においても、小・中学校全校への設置を計画しているところであります。さらに、平成26年度には「いろり火の里」にも設置する予定であり、役場等公共施設への防犯カメラの設置については、年次的、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、突然の災害での現実的な対応等に関するご質問であります。災害発生時には、地域防災計画に則り、消防三川分署や消防団等とも協力しながら、各課等それぞれの任務を遂行し、全庁あげて取り組むこととなっております。今年度は、災害時職員初動マニュアルを作成し、これに基づいた図上訓練を行ったところであります。今後も訓練を継続しながら、災害

対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、特別警報については、大雨、暴風などにより、数十年に一度の規模の災害が発生する恐れがある場合に、気象庁が発表することとなっております。これらの災害のうち、本町でも発生する可能性のある災害は、大雨、暴風、暴風雪、大雪、津波であり、これらの災害に際しては、特別警報が出される前に地域防災計画に基づく警戒体制が敷かれており、防災行政無線や緊急速報メール、消防団による巡回広報、自主防災会との連携による周知などの方法により、確実に、住民への情報伝達を図ってまいりたいと考えております。

さらに、軟弱地盤地域の把握についてでございますが、本町の場合、庄内平野の特性を反映して、岩石化していない土砂が堆積した地盤の上に立地しており、地震が発生した場合は、液状化現象が広範囲に起こる可能性を有しております。

このため、各種研究機関における調査研究の成果を参考として、県とも協力しながら地盤災害予防対策の推進等に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防団の組織、活動、装備等に関するご質問でございますが、消防団は、災害発生時に町民の生命・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図る目的で組織されており、火災のほか、風水害、大規模な地震などの際にも活動を行っております。また、消防団活動協力員を設置し、初期消火、救助・救出、及び避難誘導等の活動支援の役割を担っていただいております。

また、装備の拡充につきましては、年次的、計画的に順次整備しているところでありますが、26年ぶりに改正された装備基準を考慮しながら、本町消防団の実情に合った装備が図られるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線の難聴地に関するご質問でございますが、防災行政無線については、災害発生時における住民への情報伝達手段として、その有効性が認められておりますが、住宅の遮音性の向上や風雨などの天候条件により、聞こえにくい特性を持つものであります。このため、国においては、住民等に対する災害広報手段として、防災行政無線と携帯電話向けの緊急速報メールの併用を基本的手段として位置づけております。

本町においては、今年度、全国瞬時警報システムJ-アラートにより緊急速報メールを配信するシステムを構築したところであり、また、通信事業者においては、携帯電話への地震速報等緊急速報メールの配信サービスも行っており、災害情報が音声情報だけでなく、文字情報としても伝達されるなど、その伝達方法は年々充実しているところであります。

しかしながら、防災行政無線の難聴地域の解消は、町として重要な課題と捉えており、防災行政無線ひとつの手法で完全に情報を伝達することは困難でございますが、平成26年度に調査・検討を行うこととしており、その解消に取り組んでまいりたいと考えております。

次に少子化対策に関するご質問にお答えいたします。

二点にわたるご質問でございますが、関連がありますので一括にお答えいたします。

少子化傾向やその対策は、本町のみならず全国的な課題となっておりますが、少子化傾向の最大の要因は非婚化・晩婚化の進行と言われております。特に若い世代の女性の労働力率が上昇してきた一方で、出産・子育てと仕事を両立できる環境への危惧もあり、晩婚化につ

ながら、その過程で出生率に影響を与えているものと考えております。

本町における出生数は、近年50人台で推移しており、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、減少傾向にあったものの、平成23年については1.55と全国、県と比較し高い状況にあります。また、平成24年の県内の出生数をみますと、人口1,000人あたりにいたしまして、山形県では7.1という出生数であります。県内の市町村における出生数においては、東根市が9.6人、山形市が8.2人、本町が8.1ということで、県内の市町村においては上位の出生数を確保いたしているところであります。

少子化の原因や対策は一概には捉えられないものでありますが、本町では、次世代育成行動計画に続く平成27年度からの5カ年計画となる「子ども・子育て支援事業計画」の策定により、全庁的な視点により教育・保育・子育て支援のさらなる充実を図ることとしております。計画策定の前段として、子育ての状況、保護者の就労状況、地域の子育て支援事業の利用状況等に係る「子育て支援に関する調査」を実施したところであります。

今後、三川町子ども・子育て会議を核として、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議を行うこととしておりますが、この会議においては、町で行っている子育て施策・事業への改善要望、子育てしやすい環境づくりのためのご提言など、幅広い視点からご意見をいただき計画策定に反映させていくこととしております。

結婚の意思はあるものの、理想の結婚相手に巡り会わないとする独身男女を対象に、若者同士の交流や出会いの場を提供するための婚活イベントを紹介していくとともに、また、多子世帯への支援としては、出産祝い金事業により第3子以降について4歳まで祝いの金の支給、さらには保育園保育料の減免措置や幼稚園保育料の無料化、子育て支援医療給付事業による中学生まで医療費の完全無料化を実施するなど、今後とも、健やかに生み育てる環境づくり、子育て家庭を支援する仕組みづくり、子どもに安全・安心のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、三川町誕生60周年記念事業の内容に関するご質問にお答えいたします。

本町は、昭和30年1月に「三川村」として誕生して以来、「新村建設計画」にはじまり、3次にわたる「三川町振興計画」を策定し、先人のたゆまぬ努力により、教育や福祉をはじめとする行政施策全般にわたって、さらに、ハード、ソフト両面にわたる施策を積極的に展開するとともに、昭和43年6月には、待望の町政を施行しております。

ご承知のとおり、平成27年1月は、三川町が誕生して60周年を迎えることから、多くの先人たちの偉業を讃え、その努力と労苦に感謝申し上げるとともに、三川町誕生60周年をお祝いする記念式典を開催することといたしております。

また、平成27年度には、各種記念事業を実施することとしており、町内外を問わず、多くの方々から60周年をお祝いしていただける事業を企画してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。

なお、「いじめ」への対応及び学校給食におけるアレルギーに対する取り組みについてのご質問につきましては、鈴木教育長より答弁いたします。

はじめに、学力テストの学校別結果の公表につきましてのご質問であります。平成25年度「全国学力・学習状況調査」の結果については、小中学校において、全国・山形県の平均正答率との比較により、各学校の傾向などを保護者の皆さまにお知らせいたしております。また、平成26年度より、市町村教育委員会において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となった次第であります。しかしながら、現時点では、公表する内容や方法について、教育的効果や影響等に配慮して十分検討し、適切なものとなるよう判断をして実施してまいりたいと考えております。

次に道徳の教科化についてのご質問ですが、道徳は現在、小中学校で教科ではない「道徳の時間」として教えられております。今年2月に、国は、「道徳の教科化」について、中央教育審議会に諮問したことから、現在、議論が進められている状況であり、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、土曜授業についてのご質問にお答えいたします。学校において子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正が行われたところであります。

本町教育委員会といたしましては、近隣市町と意見交換を図りながら、土曜授業について、学校週5日制の理念を踏まえながらも、これまで以上に充実した学習機会を提供する方策の一つとして、議論を進めていくことが重要であると考えております。以上答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 成田元一議員にご答弁申し上げます。

2点目の「いじめ」、「ネットいじめ」に対する把握と対応につきましてのご質問にお答えいたします。先程、梅津 博議員にもお答えいたしましたが、今後は、「いじめ」の実態を十分に把握するため、山形県教育委員会が作成したアンケートを実施し、この結果により、児童・生徒及び保護者に対しての聴き取りなどを行ってまいります。併せて「いじめ」を確認した場合は、解消に向け、組織をあげて取り組んでまいりたいと考えております。また、「ネットいじめ」については、ネット書き込みの事例もあることから、各学校の学校だよりなどにより、「ネットに繋がる機器で、大人が気づかないところで過激なものを見る。他の人の悪口を書き込む。まったく知らない人と繋がる。」などの問題があることを保護者にもお知らせし、未然防止に取り組んでおります。

3点目の学校給食におけるアレルギーに対する取り組みについてのご質問ですが、本町教育委員会においては、「食物アレルギーに関わる給食の対応の手引き」を作成し、対応しているところであります。学校給食につきましては、栄養バランスのとれた食事の提供と安全確保の観点から、児童・生徒個々の正確なアレルギーの症状を把握するため、保護者には医師の診断・指示に基づく除去食などの依頼書を求めています。さらに、食物アレルギー

ギーを持っている児童・生徒に対する対応の継続にあたっては、最低年1回は医療機関にかかるよう保護者に勧めており、医師の診断や指導に基づいて対応することを基本としております。また、緊急時の対応につきましては、児童・生徒の健康状態の把握、養護教諭による応急手当、異常を認めた場合は、救急車の出動要請というように、手引きに示されている対応手順により、冷静かつ速やかに対応することになっております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 最初に、危機管理についてお尋ねします。

先程、町長から詳しく答弁いただきました。宝塚市の火焰瓶については、やはり税関係のことも、私も知っておりましたが、それまでの関わりや言動の中に何か予兆、事の前触れがあると考えます。このような予兆を見逃さないためにも、本町の各課内において情報を共有するようなことをしていただければいいと思いますし、先程も町長が話をしておりましたが、職員の個々のレベルはアップしているだろうと思いますが、いろいろな人の出入りする庁舎でございますので、その点、職員に気をつけてもらえればありがたいなと思います。

それから、防犯カメラは順次これからやるということでございます。金額も張るものではございますが、やはり人通りの多いところやら、人の集まる場所、是非、急いでいただければありがたいなと思いますし、犯罪はいつ起こるか分かりませんので、警察の協力もあるだろうと思いますので、是非、公衆のところに付けていただければありがたいと思います。答弁はいいですね。

それから、突然の災害でございますが、自主防災組織活動、これについては各町内会、温度差があるようでございます。町民の防災意識の高揚を図るために女性の起用はどうかと思います。ということは、災害が起きたときに女性の高齢者や身体障害者などもおりますし、このようなときに女性の視点で物事を運ぶのではないかと思いますので、自主防災の組織に女性の登用を考えていただければありがたいと思いますし、各町内会に協力を求めたらいいのではないかと思います。

それから、総務課長がこの間、三川町の地域防災計画、改定素案ということで、加筆修正ということで、各団体に回答を求めましたが、避難行動用の加筆修正する箇所などあったか、検討するようなことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点ご質問がございましたので、お答えいたします。

1点目の自主防災会への女性の登用ということでございますが、自主防災活動を展開していく中におきましても、様々な活動がございます。そういったことから、女性の方が適任であるというような役職、部署もあろうかと思います。その辺につきましては、各自主防災会から検討していただきたいと思いますが、機会がある都度、その辺は町から提言ということでしてまいりたいと思います。

次の、地域防災計画の修正に関してでございますが、今、改定案を送付いたしまして意見をお聞きしているところでございまして、まだ手元にすべて上がってこない状況でございます。そういったことから、ここにどういうふうな意見が出ているのか承知しておりませ



るので、ここでの答弁は遠慮させていただきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） どうもありがとうございました。

それで、消防団の方でございますが、装備の拡充ということでございますが、国・県・町、どのくらいの割合なのか、負担の割合ですが、これからの話だろうと思いますが、もし分かればお知らせいただきたいと思います。

それから、消防団人員の減少の背景に給与の支給額の低さはないのか。そのために待遇改善の考えはないかお聞きしたいと思います。

それから、国では消防団の1回の出動手当7,000円を支払うとなっておりますが、三川町の条例ではどのようになっているのか、消防団関係についてお尋ねします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 最初に、消防団の装備に関するご質問でございますが、このほど、26年ぶりに消防団の装備の基準が見直しされまして、その費用について地方交付税措置してもらうことができたという消防庁からの連絡があったところでございます。

その中身につきまして、いろいろな装備品がございますが、本町にとってはあまり必要ないのではないかと、必要度の低いようなものの中には入っております。これらにつきましては、消防団と協議をしながら、消防団が必要とするものについて装備・整備してまいりたいと思っておりますが、その整備に係る費用の負担については、まずは基本的には町の予算ということで考えているところでございます。

それから、消防団員の待遇改善に関するご質問でございますが、出動手当の額というご質問でございますが、本町においては純粋な出動手当については交付しておりません。これにつきましては、従前から、消防団との協議の中で、出動手当そのものについては不要であるということから今に至っているわけでございますが、ただ、まったくないということでは消防団の活動にもいろいろな形で支障が出るだろうということで、別な形で出動した個人に支払う形ではなく、団に対して支払うような手当ということで交付はしているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 1 番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員） 消防団の待遇については、各市町村の自治体の方での条例があるということで、そのようになっているのだと思います。これはこれでいいのだろうと思いますが、団員が少ないということで、団員の人たちもお金のことは口には出しませんが、私たちからみますと、年にこれしかないのかということ、私、感じたものですからお尋ねしたわけでございます。

それから難聴地でございますが、昨年、鶴岡市の由良に研修に行っていました。多機能型地域連絡無線システムという機能でございます。これは親ということでコミセン、コミセンと言っても由良のコミセンは大きいコミセンでございました。そこに親機を置いて、各世帯に受信用の子機を無線で結ぶということでございます。それについては避難時は避難情報を流し、普段は自治会の連絡や高齢者等が自宅で亡くなった場合にはボタン一つで緊急連

絡機能を持ち、情報の聞き逃しを防ぐ録音機も付いておりました。それから無線でございますので、5kmの通信エリアがあるそうでございます。

このように、防災の放送が聞こえない場合、各家庭にこういうものがあれば、そのような難聴地が解消できるのではないかと思いますので、この点について当局から考えていただければありがたいと思います。

また、多くの世帯が加入すれば、購入のときの負担も少なくなるそうでございますが、ちなみに、由良地区では各家庭、今、1,000円ずつ払っているそうでございます。本体は5・6万円くらいかかるそうでございます。

少子化の方についてお尋ねいたします。

次世代育成支援対策行動計画、平成22年策定のものでございますが、総人口の推移が平成26年度まで載っておりました。その推移で三川町の人口は7,462人の推計でございました。本年2月は7,622人でございます。予想より多い人口であり、推移より多いということは大変喜ばしいことであります。

また、その中に年少人口、0歳から14歳までですが、それも載っておりました。それが25年度は12.77と推計されておりますが、年少人口、25年度はどのようなパーセンテージになっているかお知らせくださればありがたいと思います。

それから、国から地域少子化対策強化交付金というものがあるそうでございます。このような県の助成金を活用しながら町での少子化の対応に向けた対策を取るべきだろうと思いますが、意見をお聞きしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 現在、年齢別人口についてのご質問でありましたので、手元に持ち合わせております資料によってご報告申し上げたいと思います。

昨年12月末現在での、24年と25年の比較におきましては、総人口で14名の減少、その内、18歳未満につきましてはマイナス3、18歳から64歳、生産年齢でございすが、53名の減。一方、65歳以上の人口については42名の増ということでございます。

失礼いたしました。

年少人口の割合というところでは16%台という25年度の状況でございます。現在もこのレベルでの推移の状況というところでございます。以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 地域少子化対策交付金ですか、

○議 長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。もう少しはっきりと質問をお願いします。

○1 番（成田元一議員） 地域少子化対策強化交付金というのが、酒田の26年度の予算に組んでおります。この交付金を使って今の人口減少をというもので、これを利用できないかと聞いたのですが。酒田の予算に入っているわけなのです。それはそれでいいです。

それから、今、乳幼児を連れた親御さんが外出中に気軽に立ち寄られるおむつ替えや授乳できるスペースを確保している赤ちゃんの施設が全国に広がりつつあるそうです。おむつの交換台、トイレの乳幼児安全椅子、人目を気にせずに授乳できるスペース、この設備の内、

二つ以上の設備を有している施設を「子どもの駅」と認定されているそうでございます。観光客や帰郷される親子など、外部からの利用も考え、本町にもこのようなスペースのある公共施設を検討してもいいのではないかと思いますので、ご返答をお願いしたいと思いますが、検討してくれるか、くれないかでいいです。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 道の駅の所管ということで、私にお答えということでございますが、授乳できるトイレ、あるいはおむつの交換ができるトイレ、多機能トイレというような部分での設置ということでのご要望なわけですが、役場の身障用のトイレにつきましても、一部そのようなおむつ交換ができるようなトイレの機能は有しております。道の駅でのそういう利用度が大きければ、今後、設備整備について考えてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 「道の駅」ではなく、「子どもの駅」といいます。これは各施設にあるそうでございます。道の駅ではなくて。やはりおっぱいくれたり、何かするようなものですから、そういうスペースを作るということなものでした。

それから、少子化問題につきまして、教育委員会にお尋ね申し上げます。

中学校での学習指導、少子化についてです。若いうちに結婚や出産について考えるための教育や自分の将来の家庭像や仕事について考える機会を与えるための教育も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 成田元一議員にお答えします。

教育等も必要ではないかという質問でしたが、やっています。まず、結婚・出産については保健の授業、それから理科でも出てきますが、それから中学校では毎年、中学2年・3年の生徒を対象に、病院に勤務された看護師・助産師の方が毎年来て、1時間から1時間半、性に対する悩み、それから出産、それから親がどんな苦勞をしてあなたを産んだのか、そういう話をしてくれて、学校の先生も感動しているらしいのですが、非常にいい話を聞かせてもらっているということで、単なる机上の授業ではなく、そういう専門の方が来て教えてくれている。

それから、今、自分の将来像、家族像とか、仕事についてというふうにありましたが、これは総合学習という時間があります。ご存知だとは思いますが。それで、地域とか、その学校によっていろんな内容を取り入れているわけですが、三川中学校ではご存知のとおり、中学2年では職場体験学習、前は5日間だったのですが、今は3日間。本当は授業やられた方がいいのではないかとと思うのですが、3日間、各企業にお願いをしながら、役場でも預かっています。それからあとは高校調べ、どんな高校があるかとか。それから、仕事調べ、どんな仕事があるか。そういうふうなことも総合学習の中に取り入れています。それからあとはマナーアップということで、荘内銀行の方が来て、挨拶の仕方とか、電話の受け取りとか、お辞儀の仕方、そういうものも中学生にやっております。

ということで、成田議員が心配するというのが、それをすべて身について実行されるかと

というのはその次の段階なのですが、学校教育としては、今ご心配の点というのは非常にきめ細かく指導しています。

ただ、私的な話に入りますが、今、成田議員の質問は例えば仕事とか、自分の将来の家族像、それから結婚などもあるかもしれませんが、これはやはり家庭教育。成田議員はもっと家庭というのを出してくれたら、みんな学校・学校ということで、学校の責任にしていますが、やはりこれは家庭の中での教育、そういうふうなものを日本の教育というのは意外と学校に全部お任せするわけです。ちょうど私の教え子ですが、1週間くらいドイツにホームステイしたときに、リビングで食事をした後、日本は全部自分の部屋に入るわけですが、「ちょっと待て、話をしよう。」と。中学3か高1の生徒です。「あなたは将来どんな仕事に就くのだ。」、それから「どんなことをやりたいのか。」ということをとくとくといろいろな形で論議する。日本だったら親父に聞いたら「自分で考えておけ。」というのが日本の親父かもしれませんが、やはり大人が一人の子どもではなく、一人の大人として真剣に向き合って話す、そういうふうなことも日本の教育には足りないのではないかということで、やはり日本の教育の現状、地域・学校、それから家庭で育てるといいながらも、すべて学校の責任に押し付けられる、変な言い方ですが、それが日本。それだけ日本の教育は素晴らしいと、すべて請け負ってやれるというのは日本の教育の素晴らしさかもしれませんが、やはりこの辺は、家庭教育のあり方というのも、今、日本のいろんな教育問題が起きていますが、そういうことも、もっと家庭を考えるべきではないか、それも一つの問題点と私は思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） どうもありがとうございます。

学力テストの件でございます。この件につきまして、保護者や地域住民に結果を説明することは認められているというようなことでございますが、こういうのをまた公表するという事は学校で競争が激しくなる。昭和の時代でしたか、学力テストがございました。あまりにも激しすぎて中止になったというふうに聞いておりますが、この点につきまして、もし結果を説明するように求められた場合はどういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

それから、道徳でございます。3月11日の大震災に対処した日本人の冷静沈着行動に対し、世界中の人々が感嘆したと称賛の声を寄せたことは、今なお記憶に新しいところでございます。ある外国人は「日本国民はアーミーか。」と叫んだそうです。軍隊でしか考えられないような規則正しさを日本国民が示して、外国人が「日本国民はアーミーか。」と言ったそうでございます。

被害者が順番を守り、列を作って少ない食べ物を平等に配布し、しかも、全員が感謝の意を表わしているニュースの映像がある外国に出たそうでございます。「我々はモラル、道徳の面ではまだまだ日本に遠く及ばない。被災した日本人に学ばなければならない。」との声が期せずして上がったといえます。

道徳心や倫理観がまだまだ日本人の心の中に、DNAとして立派に生きていることを私たちに実感させてくれました。それは日本の美しい自然や風土の中で培われた先天的な資質という意味もあったかもしれません。

しかし、大部分は教育の結果であろうと思います。道徳心や倫理観、大切にした先人の心の教育があって初めて、相手への思いやりや礼儀正さ、秩序を守る心などが育まれたのではないのでしょうか。町での道徳の教育方針についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） まず、全国学力テストですが、学力テストを公表するにあたっては、単なる数値のみの公表ではなく、分析結果、そしてその分析結果を踏まえてどう改善するか、これが一番問題なわけです。一般の人はすべて数値がいくらだった、秋田に比べてどうだったと。だから、私は1億総評論家的な感じで、もしそういう質問をする人がいたならば、私は問題を解いてほしいと思うのです。どんな問題に対処したか。それでもって、どんな点がいけなかったか。それだったら新聞等で出ている公表が身近に分かるかもしれませんが、すべて解けとは強制はできませんが、やはり単なる数字だけに踊らされるのではなく、その後の結果を踏まえて、これは保護者の方にもきちんと文書で示しています。

それから学校の先生方も、それを踏まえながら、こういうふうにもっていこうと。こういうふうな指導を取り入れようという形で努力しているということをご理解願いたいと思います。

それから、道徳教育の成果ですが、「アーミーか。」というふうな話がありました。やはり日本の子どもたちは、なんだかんだ言っても、秩序正しく行動する。これは海外に連れて行けば日本の子どもたちというのは非常に団体行動もきちんとしています。私も何度も連れて行きましたが、今、道徳の教科化といろいろ問題されている。それはいじめに端を発した、いじめのきっかけで道徳をもう少しさらにやらなければいけない、強化しなければいけない、あるいは評価しなければいけないというふうなこともありますが、先程、委員長の方からの答弁のとおり、今後、文科省のいろんな方針、方策を注視していきたいと思っています。以上です。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 時間もありませんのでございます。最後にしたいと思います。

小中学生のインターネット利用状況、このようなことは調査を行われているのか伺います。

それから、学校でのインターネット利用について、児童生徒に情報のモラルや指導、望ましい利用について指導に努めているのか、最後に「ネットいじめ」に対して友達同士にトラブルはあったかなかったか、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 小中学校にはパソコン教室がありますので、その中でいろいろと調べ学習とか、それから特に社会とか理科の調べ学習、それから文章をまとめるということで、当然、パソコンは使っておりますが、それでインターネットも使っておるわけですが、実際、学校の方でスマートフォン、それは原則的には持ち込まない、いらぬというような状況で指導をしているところでございます。

また、先程、「ネットいじめ」で教育長が答弁しましたが、「ネットいじめ」の書き込み

の事例があることからということでございますが、例えばランキングとかを作ってネットに書き込みをすとか、あるいはLINEがありますので、そのLINEに個人の悪口を書いて、それを回すとか、そのような事例が確かにあったというふうに聞いておりますが、実際問題、それは保護者とか、児童・生徒の方から、こういうことがありましたよということで学校にお話があって、即座に学校の方で動いて、今現在は2件とも解消されたと聞いております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で、1番 成田元一議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 3時15分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 3時35分)

次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）

1. 福祉灯油について	1. 県の補助事業活用の考えは。
2. 交通安全関連について	1. 県道「余目ー加茂線」猪子から天神堂間における防雪柵更新の考えは。 2. 県道「余目ー加茂線」東沼地内押しボタン信号機設置の考えは。 3. 長沼温泉口バス停留所に雨、風、風雪を防ぐ囲い設置の考えは。
3. 空き家問題について	1. 危険空き家について、関係者と丁寧な相談を通して問題解決をすすめる考えは。

私は平成26年第1回定例会、2014年3月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

質問の第1は、福祉灯油について伺います。

厚生労働省の毎月勤労統計調査で、最新の統計が2月5日に公表されました。昨年12月の現金給与額はボーナスを含め54万4,836円でした。15年前は70万9,384円であり、16万4,548円減額になっています。消費者物価指数は2010年、平均を100とすれば、昨年10月は101.7と上がっています。特に、食料は101.8と、平均以上に上がっています。灯油は130.8と突出しています。アベノミクスにより物価上昇と円安により、ほんの一握りの大資産家は所得を増やす一方で、圧倒的多くの国民の収入は減り、貧困と格差が本町においても所得減、年金削減、公共料金の引き上げ、食料品、その他の物価上昇などの影響で生活が苦しくなっており、寒い冬を乗り切るのが困難な人たちが多くいます。一人でもストーブは使わなければならない、そして収入に関係なく灯油代は同じであり、生活苦の世帯ほど負

担が重いのが現実であります。

地方自治の一番大切な役割は住民福祉の向上ではないでしょうか。山形県は生活困窮世帯を対象に、今年度、灯油購入の助成事業を立ち上げました。本町における生活困窮者の暮らしを守る防波堤の役割としての町政がますます求められているのではないのでしょうか。県の灯油補助事業の活用の考えを伺います。

第2は、交通安全について3点伺います。

1点目として、県道「余目ー加茂線」、猪子から天神堂間における防雪柵更新の考えを伺います。

2点目として、県道「余目ー加茂線」、東沼地内に押しボタン信号機の設置の考えを伺います。

3点目として、長沼温泉口バス停留所に雨、風、風雪を防ぐ囲い設置の考えを伺います。

第3は、空き家問題について1点、危険空き家について、関係者と丁寧な相談を通して問題解決をすすめる考えを伺います。以上であります。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁いたします。

はじめに、福祉灯油に関するご質問にお答えいたします。

県では灯油価格の高騰が続き、低所得者の高齢者世帯等の負担軽減を図るために、先月、灯油購入費助成事業を実施する旨の通知を各市町村に発したところであります。

町といたしましても、事業実施については多面的な観点から検討し、結果として県の当該補助事業の活用については、見合わせたところであります。

その主な理由といたしましては、例年に比して積雪量が山間部では平年値を上回っているものの、本町のような平野部では平年値を大きく下回っていたことや、灯油の消費も例年に比して2割程度減少していること、また、既に町社会福祉協議会では低所得世帯や80歳以上の一人暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦世帯に対して灯油券を配布していることなどによるものです。

今冬における本町の除雪車両の稼働時間は、過去10年間で、平成18年度に次ぎ2番目に少なく、昨年の15%程度の状況となっているなど、近年稀にみる暖冬となっており、諸般の状況を考慮し、このたびの県の事業活用を見合わせたところであります。

次に、交通安全関連について、1点目の余目加茂線に係る防雪柵更新についてであります。昨冬までの数年間は、記録的な大雪や低温に加え、相次ぐ寒波の到来などにより、本町におきましては、猛烈な地吹雪による吹き溜りが同時に発生したことから、県道や町道におきまして車両が立ち往生するなど、交通障害が頻発したところであります。特に、県道余目加茂線の猪子天神堂間については、西側に水田等の平坦地が広がり、季節風を遮断する建物等が何もないことから、通行止めなどの交通障害がたびたび発生しているものであります。

このような状況を踏まえ、県では吹き溜りによる通行止め等、交通障害の発生頻度が高い路線を中心とした基礎調査を進めながら、機械除雪のあり方も含めた除雪体制全般の見直しを進めていくとの方向性が示されましたので、本町といたしましては、当該路線における防

雪柵の増強や更新等について、引き続き県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

次に、県道「余目一加茂線」東沼地内の押しボタン信号機設置に関するご質問でございますが、一般県道東沼長沼余目線については、道路改築完了による交通量の増大に伴い、道路横断の安全確保を図るため、町道東沼2号線との交差点に信号機を設置するよう町内会から要望が出されていたところであります。

このことを受け、町といたしましては、その信号機設置について、山形県公安委員会に早期設置を要望してきたところでありますが、今後も引き続き、地域の実情を訴え、要望してまいりたいと考えております。

次に、長沼温泉口バス停留所についてでございますが、現在、町内に公共交通である庄内交通のバス停留所は15カ所設置されているところであり、通勤・通学などの利便に供しているところでありますが、風雨や風雪などを防ぐ設備の設置は比較的乗車数の多い5カ所にとどまり、それ以外は表示板のみの設置となっているところであります。

公共交通の利用促進並びに利用者の利便性確保の観点から、ご指摘の長沼温泉口バス停留所も含め、町全体のバス停留所について利用形態や設置状況等を十分調査し、施設整備が必要か判断してまいりたいと考えております。

次に、危険空き家に関するご質問でございますが、本町におきましては、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の責務を明確にするとともに、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的として「空き家等の適正管理に関する条例」を今議会に上程しているところであります。

この条例は、管理不全な空き家等の所有者等に対し、その状況に応じて、指導・助言及び勧告、さらに、命令、立ち入り調査、公表ができる規定となっておりますが、本町においては、この条例が施行された後においても、これまで同様、町内会等との連携により、所有者に対して適正管理の協力を求めるなど、相談も含め、丁寧に対応してまいりたいと考えているところであります。以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） では、再質問に入らせていただきます。

まず、第1点目の福祉灯油についてということで、今、町長からの答弁を聞きました。今年には雪が少ないということで、積雪量の関係で灯油の消費量が減っていること、それから除雪の関係で稼働台数も減っているという理由で、縷々お聞きしましたが、福祉灯油というのは1月の下旬に県内の、今、生活が大変になってくる福祉と生活を守っていこうという様々な団体が吉村知事に懇願してやっと通った。

2月3日ですが、知事が記者会見しているのです。そのときの内容を言いますと、「私から発表を一つさせていただきます。生活困窮世帯への灯油購入費助成事業であります。いわゆる福祉灯油といわれておりますが、そのことです。この冬は原油価格高騰の影響で灯油価格の高騰が続いております。2月に入りましたが、灯油の需要期は今後もしばらく続きますので、収入が少ない高齢者世帯や障害者世帯などの家計を圧迫することが懸念されます。民



生委員の方々からも高齢者の方が厚着をして寒さを我慢しておられるということなど、そういった影響を心配する声が寄せられております。このため、県では緊急対策としまして、市町村が生活困窮世帯を対象に冬期の灯油購入額を助成する事業に対して補助を実施することとしました。県民の皆さまが少しでも安心して暖かく暮らせるよう、この補助制度を設けましたので、各市町村でも趣旨を踏まえた対応をお願いしたいと思っております。」ということなのです。

これは本当に県の事業ということは、しばらくぶりに復活された事業なのです。確かに、雪が少なくて過ごしやすい冬になっていると思うのですが、やはり生活はだんだん大変になってきていると思うのです。特に、灯油代が高騰しているということで、今、灯油代がどのくらいの値段になっているかお聞きしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 灯油の価格でございますが、昨年11月21日も調べておりますが、昨日調べた灯油の価格につきましては、これは農協の価格でございます。配達の場合、現金の場合がリッターあたり100円、それから後で払う場合は103円。配達しないで直接農協にポリタンク等を持ってくれば、現金の場合リッターあたり95円、現金でなければ97円という状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も調べました。そのとおりです。本当に値上げされて、全国平均ですが、18リットルあたり、これは3月3日時点の全国平均の灯油価格が店頭販売で1,879円ということです。それだけ今、物価が上がっていると思うのです。それとともに、昨年は年金の削減が1%あって、それから年々様々な税が高くなっています。介護保険料や国保税含めて様々な税が上がってきて、生活する人達がものすごく追い詰められているという状況があります。特に、高齢者の一人暮らしの年金で生活する方々が一番大変だと思うのです。生活保護にも入れない、でも、少ない年金でもってやりくりしなければいけない。そういう方々は、中にはお風呂も週1回で我慢したり、それから部屋にいるときは灯油を減らさないように外着を着て過ごす方もおられます。そういう大変なところはいくら暖冬であっても変わらないと思うのです。だから県からの補助事業、三川町が活かす、教育の町、先程出ていましたが、そのように福祉の町としての三川ということが必要ではないかと思うのです。

そして、先程答弁ありましたが、社会福祉協議会の方から歳末助け合いということで灯油券が出たということですが、その内訳を教えてください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今ご質問ありましたとおり、社会福祉協議会では灯油券の配布を行っております。具体的に申し上げますと、対象が二つございますが、一つが80歳以上の一人暮らし高齢者世帯、それから高齢者夫婦世帯、夫婦とも80歳以上、高齢者世帯で家族全員が80歳以上というふうになります。そういう条件で、担当民生委員との協議の上、必要な世帯に対し、配分するというので、灯油券としましては4,000円分の灯油券というような考え方で、38件ございます。

それから低所得世帯に対しましては、1世帯あたり1万円ということで、5世帯、5万円でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） そのとおりです。私も先日お聞きしました内容です。今の金額に直すと、社会福祉協議会から20万2,000円が支出されているということなのです。社会福祉協議会自体は、それ自体で本当に生活困窮者に配られたということでは、それはとても弾みがつくことだと思います。町として、社会福祉協議会も様々な人から任意のお金をいただきながら成り立っている、そういうところであります。会長は町長だということはありませんが、でも、本当の意味で38世帯と、民生委員より推選があった低所得者の方と聞いています。5世帯、1万円の灯油券という形にしか普及されていない現状があると思うのです。

今、本当に生活に困っている人たち、24年度なのですが、一人暮らしの人が、65歳以上が162人となっています。高齢者の世帯が191世帯、間違いないですか、確認なのですが。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 24年度の事業報告書に記載ございますが、一人暮らし高齢者162人、高齢者夫婦のみの世帯191世帯ということで間違いございません。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 162人と、それから191世帯ということですね。先程、町長の答弁にありました県の助成が通知されたという内容なのです。

それで、県の方の具体的な通知内容はどのような内容になっているか教えてください、

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 先程、県知事の記者会見が2月3日にあったということでございますが、同日の文書でございます。2月3日付で県の健康福祉部長の方から、題名が「生活困窮世帯への灯油購入費助成事業について」ということで、全部読んだ方がよろしいですか。

「県では緊急対策として、別紙のとおり生活困窮世帯を対象に灯油購入費として市町村が支援する事業に対して補助を実施する予定としております。」と、そのような内容になってございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 全部読んでほしかったのですが、それで今、目的のところ、読んでいただいたのですが、事業内容のところ、「市町村が支援対象とする生活困窮世帯を対象とする。ただし、生活保護受給世帯については、暖房費が生活扶助の冬期加算において措置されていることから除外する。」、対象世帯の例、「住民税非課税世帯である高齢者世帯、障害者世帯、一人親世帯等」でございます。

それで、ここを読んでほしかったのです。補助金算定の考え方ということで1/2となっています。そして1世帯あたりの補助対象給付限度額が5,000円、市町村あたりの補助限度額が100万円となっています。補助対象費、対象世帯への支給（給付）、金品となっています。

交付対象となる事業期間が、平成25年12月1日から平成26年3月31日までとなっているのです。まだ3月31日きていないのです。期間的には間に合う状態にはあるのです。

お聞きしたいのですが、今、言った補助金算定の数字を述べましたが、これに基づけば、先程言った一人暮らし、高齢者、65歳の人数を言いましたが、どのようなことが考えられるでしょうか、そこをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ご質問のとおり、例えば平成19年・20年でも、国全体でやった時期があったわけですが、これについては灯油云々ではなく、原油高騰によりまして、いろんな産業が打撃を受けるのではないかということで手当したという経過がございます。

それで、県の要綱も出されておりますが、1団体あたり100万円という考え方につきましては、市町村に対して補助対象経費に1/2を乗じた額と、100万円を比較して少ない方の額を交付するというので、100万円がすんなり来るといような解釈ではないわけですが、ただ、どれくらい的人数が対象になるかというお話につきましては、平成19年・20年については、20年が177人、それから19年が130人という実績がございます。ただ、これにしましても年数が経っておりますので、実際、この事業をやったときに増えるのか、減るのか分かりませんが、ただいずれにしましても、対象者の絞り込みにつきましては、事務処理上、1ヵ月程度を要するものと判断をしておりました。

そのようなこともございまして、2月の初めにこのような呼びかけをされたということでございますが、どうしても厳冬であればいろいろ考えなければいけなかったなという思いをしておりますが、先程、町長の答弁にもございましたとおり、積雪量、積雪量も近辺を見ますと、昨年の44%の積雪量でございます。気温につきましても、かなり高めでありまして、今年の冬の冬日・真冬日、これも例年からみるとかなり日数が少なくなっております。

灯油の値動きをみましても、先程いろいろお話がありましたが、そんなに極端に高めでの動いている形はありますが、そんなに下がったり、上がったりという大きな値動きはなかったと。平成20年のときと比べましても、極端に高いような状況でもなかったですし、ですから、今、この事業を取り入れたにしても、3月の中旬以降の分が対象になると判断したものですから、既に需要期を過ぎていると。ただ、要綱等を見ますと、12月までの遡りもありますが、それにしても、証拠書類等の提示を求めながらという形になるでしょうから、支給するにしましても、受ける側も大変苦勞されるでしょうし、そういった取り巻く環境、それから事務处理的なもの、そういったいろんなものを勘案しまして、今回見合わせたということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） いろんな事務手続きは煩雑になって、それから受ける人も苦勞するといわれているのですが、その苦勞の中に一時でも、文字通り福祉灯油の暖かい券なりお金を受け取られるわけです。その方が生活する人にとっては、これからまた寒い冬を乗り切る弾みになる、一時の弾みになると私は思うのです。

それで、県内、35市町村ありますが、3月6日付の時点の実施数です。35市町村のある中で、12市町村が既に吉村知事の表明を受けて実施されている。そして3月31日の期限がありますが、その間に今もって14市町村が検討中、これも検討中が前向きの方で検討はされていると私聞いています。だから、県内の半数以上が吉村知事の意を受けて進められていると思うのです。

庄内においても、隣の庄内町、昨日決定しまして、灯油券1世帯5,000円が配られると。そして、もう少し離れた遊佐町についても5,000円です。遊佐町は去年も町独自で県の助成なくて、補助事業に取り組んでいます。その点について、町長、いかがでしょうか。町長の決断だと思いますが。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程、答弁をしたとおりでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 庄内の中でも多くの市町村がやっていると。残念な気がします。本当に今の三川町は、先程、県下一面積が小さい町であると。でも、やはり行政の中身、福祉や教育についても中身がいいのだ、小回りが利いてやっていける、そういう町だということをおもいに誇りに思っています。そういう中で、本当に県の方の助成金が出て、それを活かさないというのは、正直残念でなりません。これからどんどん生活が苦しくなっていく方向にあると思うのです。4月になれば消費税が控えています。さらに、生活が苦しくなって追い詰められていく。高齢者の人たちにとっては大変になってくると思うのです。

最後に、町として毎回私どもも毎年福祉灯油ということで、町の方に要望しています。町の中の条例まではいかないかもしれませんが、制度として独自に位置づけることは考えられないでしょうか、その点を一つお聞きして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中議員からは住民のいろいろな生活実態、そういった面で困窮世帯への支援というようなご提言が常にあるわけでありましたが、本町においては町の福祉、あるいは社会福祉協議会での地域福祉、特にこの部分については町民の方々の社会福祉協議会費で賄われるというのが非常に地域福祉においては県内の社会福祉協議会においては最も高福祉、しかしながら、町民からそれなりの負担をいただいて地域福祉の事業も進めているわけでありまして。

このようなことから、今回の国・県等の事業についての対応からすれば、それはすべてやればそれでいいのだということには私はならないのではないかと。それ以上に、町としての福祉施策、地域の福祉も含めた形で、より町民の暮らしを維持していく、例えば民生委員の皆さんの見守り、あるいは相談活動、福祉員である町内会長の皆さんからもいろいろな地域の実態に合わせた住民生活について、多くの方々から支えていただいているということをおもった場合においては、やはりその事業の町としての取り組みという部分については、その段階での判断というものが求められるというようなことでもありますので、そういった面については福祉灯油のみならず、もっと全体的なことでの視点での理解をいただきたいということで

の今回の町の対応にさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 福祉灯油については、私自身も、町全体の、今、町長が言われたように、そこの中身といいますか、そのところを先がけてもう少し自分でも働きかけが少しできなかったかなというのはあります。

いずれにしても、今度は福祉灯油実現できる方向で考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。第2番目は交通安全関係について伺います。

その1点目として、県道余目加茂線、猪子から天神堂間における防雪柵更新の考えについてなのですが、これは本当にここ1年間で同僚議員が3回質問されている頻度の高い質問です。私もなぜ今回取り上げたかという、毎回、町内会の座談会のときも、それから毎年、全町を見回っている方も、あそこは危険だよと。特に、児童が東郷小学校に通う猪子の1年生から6年生、それから3年生以上のすみよし東沼の子どもたち、青山からも1年生から6年生まで通っています。その子たちが、今年は雪が少ないと言えど、そこを歩いて行きます。小学校の低学年ほど、ちょうどよく3箇所ある農道につくとところに吹き飛ばされるのです。私自身もこの間、吹雪の日に実際、猪子から東郷小学校まで歩いてみました。やはり風がすごいです。その後、校長先生に会ってお話を聞いたのですが、やはり鶴岡と違って、あそここの風というのは尋常でないと。それが雪が伴って、先程、町長が言いましたが、本当に平らなところ、西の方からぱつと来る、そういうところだと。今、防雪柵、名前が旧式のもんです。吹き払い形式といいますか、下からずっと雪を飛ばす格好になって、この間の同僚議員の答弁の中にもありましたが、車と子どもが飛ばされてしまう、そういうところがいつも伴っているということなのです。だから、子どもたちの安全指導というか、吹雪があつて、風が強いときは旧柵の柵につかまって、みんなで下校なり、登校なり、しようとなっているということなのです。

これは、先程、県の方に新しい防雪柵を、今、更新中だということではありますが、前々の答弁、同僚議員の答弁も整理してみたのですが、毎回、更新を要望しているという形なのです。更新を要望しているのだけれども、どのくらい見通しがあるのか。結局、先程、見通しの中で前の答弁の中で課長がこういうふうに言っています。「平成24年度見直し策定方針が出され、県内相当数の県道で防雪柵の設置のなっている路線、特に小学校・中学校の通学路になっている箇所、通行規制で車両の通行が制限される路線を重点に、気象のデータをとるとか、いろいろな調査を実施し、更新順番を考えるので時間がかかるということだと思いますが、」という答弁なのですが、時間がかかるのは分かるのですが、いつになったら目途ができるのでしょうか。その目途というのがないと、いつまで経っても、今6年生になった子は6年間そこを歩いて学校に通っていたわけですが、しかも、防雪柵を新しい形に変えていきたいという答弁もありました。先程言った、名前が斜風対応タイプ、私が思うのは高速道路とか、東沼にあるような防雪柵と思うのですが、最新式の防雪柵を設置していこうと。そうならば、課長が言ってらっしゃいました子どもたち、歩行者にとって優しい防雪柵になるのではないのでしょうかというような表現で最後くくっていましたが、本当に防雪柵がいつ頃

設置されるか、その目途というか、それをもう一度お聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 主要地方道余目加茂線の防雪柵の関係でございます。こちらの方は、今、田中議員言われたとおり、吹き払い柵ということで、風の強さによって道路上の雪を飛ばすという形の防雪柵になってございます。県の方で、現在、先日も県の職員、それから国土交通省の職員、市町村の職員が一堂に会する技術関係の研修会がございましたが、その中でも吹き払い柵の防雪柵の部分は課題ということで、県の職員の事例発表がございました。

その発表の中では、吹き払いといった歩道の近くにある場合は歩行者に影響が大きいということで、それをどう改善するか、施設が、例えば老朽化して更新するまでの改善策ということで、ネット等、そういった風の強さを弱める部分もございますが、そういった部分を県の方では、庄内地方でも実験されておりましたが、内陸の方でも、県内同じ課題でございますので、そういったネットを張りながら風を弱める、そういった部分で、飛ばす雪の量は少なくなるわけですが、どれだけ効果があるのか、その辺を現在検証しているということで事例発表があったところでございました。

そういった部分、さらには先程話がありました、現在、横川横山線ということで、小尺地内の方に設置整備を進めている吹き止めタイプの防雪柵でございますが、これも風向きとかいろいろな部分ございますが、本町で、今、小尺に進めているのは斜風対応ということで、斜めの、例えば30度とか、板の方に斜めの風が入ってくる場合に効果の大きい斜風対応の吹き止め柵という形を入れております。国道7号のバイパスとか、そういったところに設置されている吹き止め柵、いろいろなタイプがございます。その地形等に応じて整備していくというふうになりますが、現在の防雪柵より吹き止めタイプは当然高額になりますし、現在の防雪柵の耐用年数等あるわけでございます。県の方でも現地の地吹雪の状況、それから通学路の状況を確認して、一番危険と判断される農道の進入路について、25年度の事業で、子どもたちが車道に飛ばされるのを防ぐための防護柵、紅白のパイプを設置しながら、最低限の安全策をとったところですし、転びにくいように、農道の進入路の斜面になっている部分にプラスチックの板を設置して、冬期間は安全に、転ばないようにということで、防護柵と覆工板的なもので安全を図るということで、県の方でも当面の安全策を現在整備して危険の回避に努めているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今の課長の話は、私も実際に猪子から歩いたときに、今、県の方で防雪柵以外に今できることということで、農道の方のところにプラスチックのものがきちんと2カ所、設置されて、それから子どもたちが道路に飛ばされないように、紅白の差込式のものあって、その話は庄内支庁の道路維持課に訪ねまして聞いたら、やったということなのです。

ただ、本当にその根本的な解決は防雪柵が更新されることだと思うのです。検証というのはそんなに時間がかかるものなのか、すごく私はそのところが分からないのです。いろ

いろな調査をしなければ分からないというのですが、本当にどのくらいの調査が、検証がどのくらいかかるものですか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 県内に防雪柵の設置について、本町における国県道の防雪柵だけでも、庄内空港立川線に1.8 km、余目加茂線で2.8 km、藤島由良線で0.2 km、一般県道の小浜猪子の方で0.8 kmということで、本町にある県道の防雪柵だけ5 kmを超えるような路線がございます。それぞれ歩道が設置されているような条件でございます。こういった中で、特に通学路という同じような条件の部分で、これ以外にも他の場所にもございます。そういった中で、優先的に施設の老朽化とか、それから子どもたちの学校に通学する際の風の強さとか、そういった部分を優先的に判断して県の方でも当然整備の優先順位を決めていかれると思っております。

しかしながら、県の事業でやるとしても、やはり防雪柵につきましては、メーターあたりの単価についても高額になりますので、国の交付金事業、社会資本整備交付金なり、雪寒事業ということで、国の支援の部分も6/10の交付金等の事業等での対応になるかと思いますが、やはり県内同じような条件で整備に向かう箇所はたくさんございますので、その中で優先的に本町の当該通学路の区間を整備してもらえるように、引き続きお願いするしかないというのが実情でございますし、現地の状況については、県の庄内支庁の職員の方も現地を確認して、まず最低限の農道の進入路の安全確保、それから今後の道路の除雪を含めた体制について、今後検討されて、早急に整備されるよう、引き続き本町としてはお願いしていくということでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） やはりはっきりいつかというのは分からないということでしたが、引き続き、ここは本当にこの問題が大変だと思います。子どもたちの安全を少しでも確保するために、引き続き要請をお願いしたいと思います。

次の、2点目の質問に移りたいと思います。

県道余目加茂線、東沼地内、押しボタン信号機設置ということで、先程、町内会からも要望が出たということです。これも昨年、私も12月に三本木の横断歩道のやつで、復元問題で質問して、公安委員会が許可を下りるというのは大変時間がかかること、難しいことだということの認識はありました。たまたま昨年の方はタイミングみたいなところがあったと思いますが、東沼の信号機設置について、先程答弁を聞いたのですが、これもどのくらいの時間を要するものなのかということをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 押しボタン信号機設置についてのご質問でございますが、町では町内会からの要望を受けまして、その要望をもとに、町としても設置について要望しているということで、山形県公安委員会に要望調書を提出しているところでございます。それを受けた山形県公安委員会では、その時点・時点での優先順位、そういったもので設置するかどうか、設置箇所を決定していくということから、何年経てば設置できる、そういったも

のではないというふうに理解しております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 見通しがなかなか難しいということだと思っておりますが、例えば、今、信号機という形で公安の方に要請しているということです。それが仮に、私が今出した押しボタン信号機となった場合に、もっと要望が早く取り入れられるということはないのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 本町では先程も申し上げましたとおり、県に要望調書を作成し、提出しているところでございますが、要望の内容としては、信号機という表現で出しているところでございまして、押しボタン信号機に変わった場合どうなるか、そういったことは、我々の立場で判断はできないものというふうに思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） なかなか町の方の判断は難しいということは分かるのですが、なにぶんにしても、ここも本当に田田大橋からまっすぐ車が来て、スピードが出て、子どもたちが通るときに本当に危険だということで、これも町内の方々、それから交通パトロールをやっている方が認識されているところなので、やはり早急にどうか願うしかないのかもしれませんが、引き続き要請をお願いしたいと思います。

次、交通関係の第3点目として、長沼温泉口バス停留所に囲いを設置、雨、風、風雪を防ぐ囲いを設置ということで、先程、答弁があつて、検討ということなのですが、バスの利用者数とか、バス停の箇所とか、いろいろ出ていますが、実際に長沼温泉口に20年近くと聞いていますか、かつて囲いがあつたと聞いたのですが、それはあつたのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご質問は長沼温泉口の囲いの件のようでございます。私が承知している範囲では、町等で設備をしたという記憶はございませんが、囲いの的なものはあつたような感じでみております。

ただ、他の横山地域にもバス停留所があつたところですが、老朽化し、取り壊したという状況があるようでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 長沼温泉口、すぐ酒田方向には押切バス停があつて、そして押切バス停までは長沼温泉口から2分くらいしかかからない、近いところにあるのは事実なのです。けれど、本当にあそこは、先程の天神堂の防雪柵ではないのですが、赤川からの風が強くて、吹雪のときは待つ、特に近くには豊秋団地があります。そこの人たちの、ここも高齢な一人暮らしの人、それから障害を持っている方もいらっしゃいます。その方が利用は少ないのだけれども、本当にバスを利用している。運転免許がないわけです。交通弱者といわれている人たちが利用していると。寒さを防ぐためにバスが遅れるときは10数分も遅れるときがある、そういう寒い中で、なんとか一時でもいいから囲いみたいなものがあればいいのではないかと、質問しているのですが、実際に囲いを設置する具体的な検討というのは



あるものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程、町長から答弁ありましたとおり、町全体では15箇所のバス停留所がございます。その中で表示板のみというのが10箇所ございます。乗車する方々の年齢等は把握できませんが、乗車数は庄内交通で補助金関係もございますので、逐次、何時に何名というような時間帯まで把握できるような格好になっているところがございます。そうした場合に、町内10箇所の未設置の箇所がございますので、風雪だけでなく、風雨に対しましても、当然、対策という部分については検討しなければならないのではないかとということで、先程、町長から答弁あったものと考えてございます。

したがって、町内の15箇所の内容について、再度検証しながら、また、以前の議会、一般質問でも他の場所にバス停留所の設置の要望もございましたので、併せまして全体の部分について検討し、設置の有無について、皆さまの方にご提示しながら進め方について検討をしてみたいということで考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） この問題も検討の方に入れてもらうということをお願いしたいと思います。

最後になりますが、空き家問題について、危険空き家について関係者と丁寧な相談を通して問題解決を進める考えはということで再質問させていただきます。

今回の議会で条例化を目指していますが、自治体が行っている助言や行政指導を条例として体系化することで、法的な根拠が明確となり、空き家対策を推進できると私も考えています。

柱などが腐り、隣家に倒れかかるおそれがある古い空き家や、屋根のトタン等飛散するおそれがある危険性が具体的な建物について、町民の生命、身体及び財産を保護する観点からも、町が積極的に関与していくべきだと私も考えます。

その上で、三川町の空き家対策、最終報告に載っていました。各地区別の空き家、空き地、管理状況について、平成24年9月末の記録となっていますが、空き家・空き地件数、全地区合わせて133戸とあります。私が住んでいる押切地区は67戸と断トツに多いのですが、その133戸の管理状況は適正管理79戸、管理不良25戸、倒壊危険11戸となっていますが、先程の133戸から管理数115戸を差し引きますと、18戸が管理状況となっていない、いわゆる未確認状態と説明されていますが、どうしてそのような状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 以前、議会の方にご説明申し上げた際に、空き家の現状といった部分でご説明申し上げた資料についてのご質問でございました。空き家件数133件、この内、まず各町内会長から挙げていただいた適正管理が79件でございます。管理不良25件、倒壊危険が11件というような内容でご報告いただきました。これに基づきまして、町でも具体的な箇所を調査しまして、このような内容で把握をしたところでございます。当然、

危険不良につきましては、程度によりまして、本当に危ないというものもございますれば、また、管理がまずいというものもございます。そうした意味では、24年9月末現在ではあります。その後、倒壊、もしくは片付けたという物件もございますので、その都度、こちらの方で把握をして、所有者等に勧めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今の課長の答弁は、18の状態がすべて把握されているということなのででしょうか。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程の答弁は11という表現をしましたが、11棟の状態について、行政の方では把握してございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私も危険家屋については、所有者がはっきり分かって、その上の対策ということが一番大事だと思うのです。何の様な事情でもって空き家となったかということで、その辺を明らかにしながら、先程、町長の答弁もありましたが、丁寧な対応で空き家問題を進めていってほしいと思います。以上でもって、私の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第2及び日程第3の以上2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第2及び日程第3の以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「請願審査委員会報告 請願第1号」、日程第3、「請願審査委員会報告 請願第2号」、以上2件を一括議題とします。

請願第1号「TPP（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める意見書提出を求める請願」、及び請願第2号「安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、報告書に従い報告いたします。

平成26年3月13日

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 梅 津 博 ㊟

## 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	平成26年 3月11日	T P P（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める意見書提出を求める請願	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	
2	平成26年 3月11日	安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	

審査の経過について若干説明申し上げます。

請願2件について、それぞれ請願者に出席を求め、審査を実施しました。それぞれ最初に請願者から請願趣旨の説明をいただき、質疑応答の後、委員により意見交換を行いました。

最初に、請願第1号「T P P（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める意見書提出を求める請願」においては、T P Pについて、現在、鋭意交渉中であり、経過を見守るべきである。また、現時点での交渉からの撤退は国益全体としてマイナスであるなどの意見が多くあり、採決の結果、継続審議の声も少数ありましたが、過半数が不採択と判断し、本委員会としては不採択の結論に至りました。

次に、請願第2号「安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願」においては、国の方針と相反する内容であり、意見書の提出は必要ない。また、今後の国会審議を見守るべきなどの意見が多くあり、採決の結果、継続審議の声も少数ありましたが、過半数が不採択と判断し、本委員会としては不採択の結論に至りました。以上であります。

議員諸兄のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決を行います。

請願審査委員会報告2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、請願第1号「T P P（環太平洋連携協定）交渉からの撤退を求める意見書提出を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 1 名 不起立 8 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、請願第2号「安心の医療・介護を求める意見書提出に関する請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 2 名 不起立 7 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午後 4時42分）

平成26年第1回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年3月19日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	鈴木進 会計管理者兼 会計課長
石川稔 総務課長	梅津直人 企画調整課長
遠藤淳士 町民課長	五十嵐泉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一 産業振興課長併 農業委員会事務局長 教育次長兼公民館長併	宮野淳一 建設環境課長
成田弘 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉 監査委員	青木桂 教育委員会委員長
庄司正廣 農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

山科亮哉 議会事務局長	高橋朋子 書記	五十嵐章浩 書記
-------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 9 日            3月19日（水）          午前9時30分開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(予算審査特別委員会委員長報告)                  |
| 日程第 2 | 議第13号    三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正<br>する条例の制定について           |
| 日程第 3 | 議第14号    三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定につ<br>いて                    |
| 日程第 4 | 議第15号    三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改<br>正する条例の制定について          |
| 日程第 5 | 議第16号    三川町税条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第 6 | 議第17号    三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて                   |
| 日程第 7 | 議第18号    三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて                   |
| 日程第 8 | 議第19号    三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委<br>員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第20号    三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部<br>を改正する条例の設定について        |
| 日程第10 | 議第21号    三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の<br>制定について                |
| 日程第11 | 三川町議会議員の派遣について  |

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

### 予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

平成26年3月11日午後3時23分から3時29分まで、14日午前9時30分から午後2時55分まで、17日午前9時30分から午後4時08分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月11日 9名 3月14日 9名 3月17日 9名

3. 欠席委員 3月11日 0名 3月14日 0名 3月17日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会委員長 農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第 7号 平成26年度三川町一般会計予算

議第 8号 平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第 9号 平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第10号 平成26年度三川町介護保険特別会計予算

議第11号 平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第12号 平成26年度三川町下水道事業特別会計予算

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 成田 元一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 梅津 博 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 志田 徳久 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告いたします。

平成26年3月19日

三川町議会議長 成田光雄 殿

○議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は、議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま上程されております議第7号から議第12号までの平成26年度予算に賛成の立場から討論いたします。

消費税が5%から8%へ上がる状況の中、歳入では町税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金等で確保し、歳出では在宅介護支援、社会福祉法人等支援、障害者自立支援、子育て支援、医療給付事業等で住民の安定した社会生活を保障するための予算となっています。

予防接種、健康増進事業、廃棄物処理に努め、住民が健康で良好な生活環境のもとで生活できるよう努めています。

基幹産業である農業部門においては、政府の政策転換で不確定な部分が予想される中、農業振興に努めた予算と思われま

す。商工費では、4月から消費税率のアップに対応し、プレミアム商品券の補助金の増額をしております。ただ、今後、受ける側と売れる対策等で協議・助言が必要と思われま

す。土木費においては、道路の補修、安全施設、側溝整備、きめ細かな除雪対策を見据える予算とみられます。川のある町として従来の河川緑地に加え、川に親しむ事業も始めます。住宅政策において、リフォーム支援、住宅取得支援等によりすみよい地域づくりに努めた予算となっています。

住民の生命・財産を守る消防費では、年次計画で整備・装備を行っており、26年度も自主防災組織の育成、消防三川分署の改築に向けた予算となっております。

教育の町を掲げる町として、児童・生徒の安全のため、校舎改修、住民の生涯学習の拠点施設三川公民館施設の一部改築計画もなされ、利用しやすい学習環境に努めた予算となっております。次世代を担う子どもたちのため、保育園・幼稚園の充実を含めた予算と受け止めます。

次に、国民健康保険特別会計では、住民が安心して医療が受けられるよう国庫負担金、補助金、一般会計からの繰入等で歳入を確保し、歳出においては後期高齢者支援、高額医療費への対応、疾病予防等が予算化されております。



後期高齢者医療特別会計においては、保険料、一般会計からの繰入等で歳入を確保し、後期高齢者医療広域連合での対応の予算となっております。

介護保険特別会計は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等で歳入を確保し、介護サービスでは在宅介護サービス、特定入所者介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等への介護給付の予算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、使用料、手数料、町債、一般会計からの繰入で歳入を確保し、施設の管理、元金償還に努める予算となっております。

下水道特別会計予算は、使用料、手数料、国庫支出金、一般会計からの繰入、町債等で歳入を確保し、下水道の管理、施設の負担金を出しながら、集落排水と同様に衛生的ですみよい暮らしのための予算となっております。

以上、述べたとおり、みんなで創り育む「いのち、自然、豊かさ」の実現に向けた平成26年度予算と評価し、賛成討論とします。議員諸兄の賛同を求めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、可決すべきものとして決定されております。

はじめに、議第7号「平成26年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「平成26年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第8号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第9号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第10号「平成26年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「平成26年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第11号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第12号「平成26年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「平成26年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第2、議第13号「三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第13号「三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、郵便貯金事業等が、日本郵政公社から新たに設置された株式会社ゆうちょ銀行に引き継がれ、その事業の根拠法が郵便貯金法に代わり銀行法となったことに伴い、本条例において用語等の改正が必要となったことから、今回、条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第13号「三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「三川町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第14号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第14号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、空き家やその敷地などの所有者の責務を明確にしながら、空き家等が管理不全な状態になることを防止するとともに、安全・安心の確保と生活環境の保全を目的に取り組むものであります。

具体的には、不適切な空き家やその敷地の所有者等に対して助言・指導及び勧告、並びに措置命令を行うとともに、その命令に従わない場合は、住所氏名等の公表を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 私から3点ほどお伺いいたします。

第2条の(3)でございます。今、都市部では所有者が分からないというような報道もなっておりますが、本町では所有者、これはみんな確認できているのかお聞きしたいと思います。

それから第8条の(命令)でございます。この命令には逐条解説の中に「行政処分として最も重い命令処分を行うことができるよう定めます」となっておりますが、「最も重い」ということはどのような重さであるのかお聞きしたいと思います。

それから第11条、「緊急を要する」ということですが、「緊急を要する」ということはどのような状態を緊急というのかお答え願いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 3点のご質問でございました。第1点目の所有者等の確認の関係でございますが、ここで申しております「所有者等」の定義としましては、空き家等の所有者、管理者、または占有者をいうというような表現をいたしてございます。内容につきましては、現況の状況について、今現在、空き家と思われる、もしくは空き地と思われる所有者、管理者等の確認をいたしてございます。

それから、「最も重い」という部分の表現でございますが、行政の部分では、これに記載してございまして、行政のできる範囲としましては、助言、指導、勧告という部分と命

令ということがいえるかと思っております。行政の命令という部分では、基本的な本条例の設定によりまして命令できるということができるとございまして、根拠法令をこの条例に頼っているものでございます。その中で、行政命令としての権限が付与されるというものでございます。

さらに、緊急という場合でございますが、具体的に案件・案件によって様々な状況が考えられるところでございますが、その内容によっては地震、もしくは風水害等で危険な状態にある、もしくは道路等に倒壊のおそれがあるというものについては、緊急を要するという部分で、立ち入り調査等ができるというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） これは9月1日から施行するというところでございます。今、聞きますと、所有者などはまだ確認中ということで、9月1日まで確認しながら物事を進めるということであるのでしょうか。

それから、「最も重い」という言葉ですので、今、説明を聞きましたが、どうなのかなというような説明でございました。

命令の方は、私、分かりますが、まず9月までどのような経過で確認するのか教えていただきたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 所有者等の確認でございますが、9月までというふうには考えてございません。当然、その以前に確認をし、それぞれ、例えば不適切な所有者に対して、もしくは全町民を対象に、こういった条例の部分ができたというお知らせ的なチラシ等も含めまして、その内容について周知をしてみたい。

また、空き家の所有者に対しては納税通知等にも含めまして、その連絡をしたいということで考えてございますので、まず周知については、空き家等の所有者について、それ以前に周知をしていくというような方向で考えておりますので、施行前にそういったできる手立てを実施してみたいと考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） この件については、先だつての全員協議会の中でもいろいろ検討された経緯がございますが、その中で、命令に従わない者をどうするのかというような質問の中に、答弁として酒田市の例が挙げられまして、公表ということの前に、事前の交渉で6割・7割は解決しているようだというふうなことがありました。ということは、逆にみますと、3割から4割は解決できていないということのようです。解決が難しい部分に対して、具体的にどのような対応をしていくのか、これがこの条文からは見えてきませんので、今の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 公表までに至る経過という部分では、案件・物件によってだいぶ違ってくるものではないかと考えてございます。そうした意味におきましては、一つひとつ助言、助言が終わったら指導、指導が終わったら勧告、さらには命令、公表という段

取りで進むものと、指導、さらには文書による指導と直接職員が出向いて指導するというもの、さらには勧告につきましても具体的に勧告していくというような、事例・事例によってだいぶ違ってくるものではないかと考えてございます。

そうした意味において、先の会議では酒田市の例を説明させていただいたところですが、鶴岡市でもそういった動きがございまして。

さらに、こういった助言・指導・勧告という部分については行政の一つの手続きの中での部分でございまして、それ以外に総合窓口的な部分を設けながら相談できる体制づくりも進めてまいりたいと考えております。

ただ、本条例で定めております内容については、行政が行おうとする内容について根拠の法令が必要だという意味で条例をお願いしているものでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 具体的な部分については個々の事例に対応した形という説明だったと思います。

さらに確認したいわけですが、こういった指導・勧告なりを、あるいは命令なりを、当然、役場の企画調整課の中で対応していくということだと思っておりますが、例えば交渉とか調整、専門家といいますか、弁護士等の専門家等の活用というのは念頭にあるのか、ないのか、その辺も確認したいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 今現在、どういうふうな形で機能できるかどうか非常に難しい判断も中にはあるかというふうに考えます。その際には、できる手段としていろいろな活用方法が考えられるところではございますが、今現在、そこまでの対応は考えてございません。

ただ、条例の第9条にもあるとおり、客観的な部分で必要があると認める場合の専門的な知識を有する部分での立ち入り調査については考えてございますが、総合的な相談窓口の中で弁護士、もしくは不動産業者の活用等も考えながら、今後進めてまいりたいと考えてございますが、今、1件1件の案件について具体的に弁護士等の係わりについては検討を行っていないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） この条例を一通り読みますと、第1条の中に、末尾になりますが、「町民の安全・安心の確保」、それから「生活環境の保全」ということを目的としております。こうした町民の安全・安心の確保といえは防災という捉え方になろうと思っておりますし、生活環境と、この二つ、防災と生活環境について両者を併記した条例ではないのかなと受け止めております。いろいろずっと特定の様々な行為、規制などを設けながら、その防災と生活環境の保護、それを法律によってその利益を守っていこうとする、一言で言えば、一つの保護法的な利益という捉え方をしております。

そうした観点からすると、第2条の（1）には「常時無人の状態」のものを空き家としてみていますが、そうした町民の防災、生活環境の保護法益からみますと、単なる空き家のみ

ならず、不特定多数の住民の皆さんに影響を及ぼすことも事案として出てくるのではないかと思います。そうした場合に老朽化した家屋というものは、この条文の中に入っておりませんが、防災、それから生活環境の利益を守る条例として、どうして老朽家屋というものが入ってこないのか、まずその説明を求めたいと思います。

それから、先程も答弁の中にございましたが、あくまでも行政がアプローチしていくものは、所有者という立場になろうかと思いますが、先程、その所有者の掌握については、納税通知書等々をみながら、その把握に努めていくような答弁のように受け止めましたが、その事例によっては非常に所有者がなかなかつかみにくいものも出てくるかと予想されます。

しかしながら、不動産そのものについてはあくまでも固定資産税は賦課されていると思いますので、町の税務課におきましては、やはり納税する納税人の名前はしっかり把握していると思いますが、空き家条例を管轄する所管の課としては、所有者を調べるときに税務課からその情報を得ることは可能なかどうか。私は地方税法22条という壁にぶつかるのではないと思うのですが、それは役場の中で、そうした情報の掌握はできますか、まず2点伺います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 老朽空き家が入っていないという第1点目のご質問でございますが、あくまでも防災、もしくは安全・安心の確保、または生活環境という部分の中では、所有者が権利とともに義務が発生するという考え方から、老朽な空き家という一つの基準をどこに定めるという基準が人それぞれ客観的な部分というのは非常に判断しにくいわけでございます。

また、老朽空き家でも管理が行き届いておれば、またこれは不適切な状態にあるといえるものではないものというふうに判断するものでございまして、老朽家屋というような規定を省いたところでございます。したがって、老朽でない空き家も実態を調査しますと、その家屋に近づけない、敷地の中に入られないような状態のものもございまして。そうした意味では、老朽家屋という表現が非常に表現としては難しいのではないかとということで、今回、空き家の内容、さらには管理不全な状態という表現をさせていただいたところでございます。

なお、2点目の納税の把握について、税法第22条というような内容でございましたが、具体的には町民課長の方からお願いしたいと思いますが、内部の調整の中では調査等ができるというようなことで確認をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 税務情報についての開示制限についてのご質問がありましたが、たとえ税務情報といたしましても、法令等に基づく情報開示を求められた場合については、行政機関内での開示に対応するという方針になってございますので、今回の条例制定によって空き家に関する所有者、もしくは納税管理者という方々についての情報提供につきましては、なんら支障がないという判断をいたしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） もう一つは第8条の件、先程も出ましたが、「必要な措置を講ずる」

と謳ってございます。当事者が必要な措置内容について、一応、合意した上で、自分が実際にそれを実行できない、行動に移せないという場合に、これを行政と一つの委託契約を結んで、その実現を図ろうとする、その実現を依頼するような、そうしたことは可能なのでしょうか、お聞きします。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 不適切な空き家に係わりまして、状況としては非常に多種多様な案件があるかと思っております。特に、既に聞いております内容としまして、生活困窮のために解体等ができないというような方々等もいらっしゃると思っております。

行政との委託契約に基づいて、行政がそれを取り壊すという部分についての考えは、今現在、そういった部分での検討事項には上がっておりますが、具体的に進めるということは考えてございません。

ただ、今後、いろいろな案件の中で、より解決する方策としていろいろな部分が挙げられるのではないかと。特に、全国的には資産等を全部寄附した場合に、町がそれを処分するというような事例も中には見受けられますし、まず、実態の状況、各個人の内容についてまではまだ調査もできておりませんし、そういった部分で、先程の助言、指導、勧告というような順を追った段階でいろいろなケースが発生してくると考えられるところでございまして、そうした場合においてどういう解決策ができるのか、その辺を十分検討しながら、本条例がより良い住民の生活の安全、また、生活環境の保持に尽くせるような形で今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） いろいろとこれからのことでありますので、その経過を踏まえてという話で、ほとんど総括しております。やはりこの件につきましては、国レベルでの対応というのが非常にどうなるかが問題であって、一自治体だけの取り組みでは解決できる問題ではないと私も認識しております。国が税法改正、それから法令改正等々、その進捗によりまして我が三川町の空き家条例がいろいろと直すべきところが発生した場合には、逐次それに応じて改正していくという気構えでしょうか、確認しておきます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 国の空き家関係の関係法令の整備に含めた形での本町の対応についてでございますが、国では昨年からいろいろ検討をさせていただいているという情報は新聞紙上等、さらには情報等で多少入ってきておりますが、具体的にどのような内容で進めるのかという情報が県を通じましても情報を得ることができていない状況にあります。

本町では、本来、できれば12月中にこういった条例を設定したいと考えておりましたが、先の通常国会に関係法令が出るという情報もございましたが、結果的に出ていない状況でありますし、今後、国の法令関係が整備され、本町の条例と不釣り合いの部分、整合性がとれない部分については、当然、条例の改正等に対して積極的に進めてまいらなければならないと考えております。特に、所有者が非常に大きな痛手を受けます建物等を解体した場合に、税額が上がるというような部分が叫ばれておりまして、そういった部分では、こちらの方に

所有者等がないという建物については、非常に対応の困難さが今現在でも想定されますし、近隣の市町村の状況を聞いてもそういった部分が出ておるように聞いてございます。そうした意味では、早めに国からの法令整備をしていただくという部分については、それ以上ないことでありますし、もし、具体的に本町の条例で違う部分、さらにはいろいろな方面で情報を今現在得られていない状況にもありますので、そういった内容がより具体的に出た段階で十分検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第14号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第15号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第15号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正により、障害程度区分認定審査会が障害支援区分認定審査会に改正されたことに伴い、本条例における委員の名称についても同様に改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今、提案理由で述べられておりました委員の名称、これのみならず、程度区分から支援区分に移る、そうした言葉の意味、内容等についてお聞きしなければダメかなと思います。どの辺がどういうふうになっていくのかお聞きしたいと思います。

そして、現在、本町においても身体・知的・精神、それぞれの障害をお持ちの方々、400数十名いらっしゃいますが、そうした障害の程度にどの程度、この名称の区分によって何らかの影響があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 2点のご質問ですが、1点目の「程度区分」から「支援



区分」に変わるということで、こういった変更かということでございますが、一つが認定調査項目等の見直しでございます。これまでの認定調査項目、全国的にかなりの数量があるわけですが、そういったもので現実に合わせて不都合がなかったかというフォローアップを国でされたところでございます。そのようなことも踏まえまして、調査項目の追加、それからものによっては統合、ものによっては削除という作業が今回進められました。

それから判断基準の見直しということで、障害者のより頻回な状況、できない状況であるとか、そういったものの判断の仕方、そういったものも見直しを加えられました。

それから選択肢の統一、変更、それから特記事項の拡充ということで、なかなか客観性のないものにつきましては特記事項ということで書いているところでございますが、調査項目以外のさらなる詳細な内容について記述するような形になっております。

それから今回、認定調査項目の見直しを実現するというところで、新たな判定式、コンピュータ判定式の構築が図られております。当初予算、あるいは3月の補正におきましても予算を計上させていただいたところでございますが、1次判定につきましてはコンピュータでの判定になっております。それで、コンピュータ判定、1次判定での評価する項目の見直しということで、現行は調査項目106項目の内、86項目であり、残りの20項目については2次判定で評価している、それが現行でございますが、改正後につきましては、調査項目、1次判定におきまして調査項目が80項目、それから医師意見書の一部、麻痺等24項目ございますが、これはコンピュータ判定に組み込んだということで、コンピュータ判定に組み込んだというのは客観性を高める、そういうことでございます。それで、2次判定の引き上げ要因を組み込んだ1次判定方式を構築している、そのようなことでございます。

それから、先程ご質問ありましたとおり、本町におきましては、身体・知的・精神、そういったものを合わせますと大体400人程度おります。そうした中で、障害者の半数以上が高齢者となっているという現状でございます。それで、高齢者等につきましては、障害福祉サービスの利用よりも、むしろ介護保険のサービスを使っているのが現状でございます。特に、身体障害者におきましては、高齢者が大体8割程度いるということで、この400人の障害者の大体1割程度が障害認定審査会の審査対象となりながら、障害福祉の介護給付を受けているという状況でございます。

特に、認定審査会で認定されて、それから障害者に対してサービス等の利用計画の作成、これを現在は義務づけられているところでございますが、現在、障害の介護給付を受けている40名くらいの方々に、すべての方がサービスの利用計画を作成されているわけではないということで、平成24年から3年間、24年度・25年度・26年度、この3ヵ年をかけて、すべてサービス等利用計画を作成して整備しなさいと、そのようなことで義務づけられていると。全体的には障害者福祉に対して拡充が図られる行為であると、そのように思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 認定項目の見直し等々出ましたし、また、調査票の記述の内容等、非常に精査していく、そうした段階を踏んでいくというふうに理解いたしました。実質、認

定調査員をはじめ、それから我が三川町の審査会の委員の皆さん方の判断基準等に係わる変更された部分、そうした部分についての周知徹底、これをどのように図っていくのか、そしてその委員のスキルアップをどのように図っていくのか、今後の進め方について伺いたいと思います。

それから、実質、障害者の自立支援の給付費については、平成26年度の予算においては7,500万円ほど予算的に計上されておりますが、こうした区分の見直しも、より正確性をもったコンピュータ判断も然り、それから2次判定も然り、正確性をもった判定にしていくことによって、本町の支援給付費の推測、これをどのように捉えているかお聞きします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 最初の認定審査会における今後のスキルアップと申しますか、内容が変わったことによるスキルアップ等につきましては、既にこの法律については障害者総合支援法ということで、平成25年4月1日から施行なっているわけでございます。それで、ご案内のとおり、平成25年4月1日から施行されるもの、それから今回の障害者の支援審査会のように来月4月1日から施行されるものということで、それぞれこれまでいろんな国からの情報等流れてきておりますので、それで、本町では認定審査会につきましては25年度におきましては4回、審査会を開催いたしております。26年度におきましても5回予定しているところでございますが、そういった場も利用しながら、周知なりもこれまでも図ってきたところでありますし、また、審査会の委員そのものも自分の責務と申しますか、そういう立場の中でそれぞれ研鑽を積まれていると思います。

それから2点目の予算の関係でございますが、障害者自立支援事業ということで、この中で特に障害者の介護給付に係わる部分の予算でございますが、今回の変更等も加味しながら積み上げたところでございますので、何ら大きく変更するとか、そのようなことではございません。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論ありませんか

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第15号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第5、議第16号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第16号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、入湯税につきまして、平成2年11月の温泉施設開設当初、日帰り入浴客に係る税率を75円としていたものを、その後、自主財源確保の対策から、平成17年4月に90円、平成19年4月からは100円に引き上げてきたところであります。今般、温泉施設整備に関する起債償還が順調に推移している状況や、管理運営事業者の経営状況等を考慮し、設定当初の75円に引き下げいたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。  
○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。  
○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論ありませんか

(なしの声あり)

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。  
○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。  
○議 長（成田光雄議員） これから議第16号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。  
○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時27分)  
○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時45分)  
○議 長（成田光雄議員） 日程第6、議第17号「三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第17号「三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第3次一括法の公布により、社会教育法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、これまで社会教育法で定められておりました社会教育委員の委嘱基準が削除され、市町村の条例で定めることとされたことから、文部科学省令で定める基準を参酌し、本町における委嘱基準を新たに規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 今回、社会教育委員の条件といたしますか、それが詳しく設定されたと理解しております。この条例の全文を見ますと、後段の方に公民館運営審議会というものがありまして、兼任することができるとなっております。その内容については第3条と同じ内容になっておりますので、たぶん今現在も兼任されているのかなと思いますが、その実態をお知らせ願いたいと思います。

また、第3条の中の条文の中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とありますが、こういった方々がこれに該当するのか、また、現在こういった方が務めていらっしゃるのか、この件についてお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） お答えいたします。実態としては社会教育委員、それから公民館運営審議会委員兼ねて設置されておるところでございます。

2点目のどういう方々がということで、全体的にお話いたしますと、学校の代表ということで、小学校の校長先生、そして社会教育関係ということで公民館の主事協の会長、あるいは芸文協の会長、さらに、家庭教育ということでPTAの連合会長、あるいは三川町子ども会育成会連絡協議会会長などから委員を務めていただいております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今回の委員の委嘱であります、当三川町の条例では、今回、ここに学識経験のある者から委嘱するとありますが、ものによっては識見を有する者、あるいは知識経験のある者というような条例の作り方になっております。前は学識経験を、識見を有する者と改めたものがあつたと思われませんが、こういう場合の学識経験という使い方、他の条例との整合性を伺います。

○議 長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 考え方として二つあるわけですが、一つは23年度に審議会の委員をしたときに、こういうふうに学識経験というふうに使ったということ、そして町長が述べておりますが、あくまでも文科省の省令を参考にして作りなさいということになっておりますので、それを参考にして、23年度と同じような形で学識経験ということを使わせてもらいました。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今は国の条例を参考にしたということですが、やはり三川は三川の独自の条例、今回、作ることでできたわけでありまして、他の条例で、先程言ったように、学識経験を識見を有する者、あるいは知識経験のある者というようなやり方で、町はやっておりますので、ずっとものによってこういう使い方をするのか、私の前の委員会の入ったときの経験から、学識経験というのは相応しくなく、識見を有する者と改めた委員会もあつたような気がいたします。

そういうことから、統一性をもっていくのか、その辺の見解を、条例すべてにおける見解です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 学識経験者、また、識見を有する者、この使い分けの関係でございますが、確かに、私も以前、「学識経験者」という選出区分の名称を「識見を有する者」というふうに変更された時期があったというのは記憶しているところでございます。

ただ、今回の社会教育条例に関しましての改正につきましては、まずは上部機関、国の機関であります文科省の基準を参考にしたということでございますので、文科省自体での考え方もあろうかと思えます。やはり社会教育を進める上での委員の名称なものですから、今回、文科省の基準を用いた。これについては意味あるものと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今までお話を伺いまして、すべてこの条例の制定については国、文科省の基準を参酌したという説明でございました。いろいろな委員の委嘱に関して、どこが委嘱する立場にあるのでしょうか。これが謳ってなくてよろしいのかどうか。国の社会教育条例に基づきますと、しっかりと教育委員会が委嘱すると謳っておりますが、これを入れなくてよろしいという考え方はですか。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 三川町社会教育条例ということで、当然、町の裁量というのはあるとは思いますが、それとは違って、社会教育に関しましては国の方で社会教育委員ということで応分に法律のところでありましたので、それに則って、今回、作成したわけですが、これに基づいて町の教育委員会の方で委嘱しているということでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 町の教育委員会が委嘱するというのは町民分かりますか。

○議長（成田光雄議員） 成田教育次長。

○説明員（成田 弘教育次長） 社会教育ということであれば、すべてが分かるというのは断じきれませんが、応分に多くの方には理解していただいていると私は思っております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第17号「三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町社会教育条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、議第18号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例

の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第18号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、子育て支援策の一環として展開しております医療費の公費負担制度について、今般の消費税の引き上げや公共料金の改定並びに診療報酬等の見直しなどによる生活費の増嵩が推察されることから、子育て支援策の一層の拡充を図るべく改正いたすものであります。

その内容といたしましては、所得税課税世帯の外来診療時及び入院時の一部負担を廃止し、本町の乳幼児並びに児童・生徒に係る医療費の全額公費負担により、完全無料化するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいま説明ありましたとおり、子育て支援策の拡大というふうを受け止めます。全面的に賛成するものであります。確認を行いたいと思います。

県でも医療費の支援というものも打ち出しておりますし、県内の動き、あるいは周辺の市町村の動き、それはどうなっているのか、その状況について伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） まず、県から26年度におきまして、子育て支援医療の拡充を制度化するという通知が2月13日付でまいったところがございます。今までは対象を就学前までの児童に限定しておりましたところを、小学3年生まで拡充するという方針のようでございます。この制度改正につきましては今年7月からの実施ということで事務連絡がまいっておったところがございます。

これ以上に、県内の助成といいますと、いち早く中学生までを福祉医療の対象に範囲を広げている市町村が数多く県内に存在しておりますところがございます。特に、内陸部の市町村におきましては、完全無料化という状況がここ近年拡大しているという状況でございます。庄内におきましても、遊佐町につきましては24年度から完全無料化というふう聞いておりますし、鶴岡市も今年7月から本町と同じような制度改正を行うと。また、酒田市も前年度から、また、庄内町も今回、本町と歩調を合わせたような形で制度改正を行うというふう聞き及んでいるところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） この分野で、先を走っていた三川町というふうに自負しておりますが、今回、県の動きもありながら、あるいは国自体もこういった情勢の中での検討というものもあるようでございますが、子育て支援策をどんどん打ち出してきたということで、こういった言い方はおかしいですが、行政間の競争といいますか、そういったものも激化しているというふうに思います。お聞きしたいのは、今、完全無料化というところまで辿り着いた

といいますか、きたわけでございますが、今後の方針というものを若干お聞きしたいと思  
います。当然、町独自の施策ということで、一般財源からの支出になるわけでございますし、  
過般、審査いたしました予算の中でも、昨年より 240 万円ほど増額しております。非常に大  
きな決断だと思っておりますが、今度の方針について伺いたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の医療費の支援ということに関しましては、本町の今までの支  
援策においては、やはり単独でいろいろな面での子育て支援というのを行ってきたわけであ  
りますが、とりわけ医療という部分においては鶴岡地区医師会からいろいろな面で協力をい  
ただいているというような経過の中において、鶴岡市とのある程度歩調を合わせた形でのい  
ろんな支援策を行わなければならないというようなことで検討してきた経緯がございます。  
これからの子育て支援の一環としての医療費の負担軽減ということからいたしますと、全国  
的には高校生まで、あるいは自治体によっては大学卒業の 22 歳までという自治体も出てき  
ているというようなことから、本来の子育て支援のあり方というのは、今、梅津議員がおっ  
しゃられるように、自治体間での子育て支援とか、いろいろな政策的な部分での競争という  
部分もあるかもしれませんが、本町といたしましては、今までも子育て支援というのは年次  
的に充実させてきたわけでありますので、今後、今の少子化に対しての支援策というのはど  
うあるべきかということは、また違った視点からも検討すべき時期にきているのかなと受け  
止めているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論ありませんか

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第 18 号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の  
制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 18 号「三川町医療給付条  
例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第 8、議第 19 号「三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事  
業計画委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第 19 号「三川町高齢者保健福祉計画及  
び介護保険事業計画委員会条例の一部を改正する条例」の制定につきまして、提案理由をご  
説明申し上げます。

本案につきましては、三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会の委員委嘱

区分の見直しに伴い、条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいます、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 今の条例でございますが、委員の構成の整備でございます。この中に町議会議員のこれが見直されております。それに対して、委員は16名以内ということになっておりますが、改正後、（1）から（6）ですが、今までの町議会の委員のことに對して（1）から（6）の間に構成するのをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 委員の構成につきましてはご案内のとおり、議会の要請によりまして、議会側の委員が任期満了になった時点で組織から外すことということで外した経緯がございます。

条例上は16名の組織になっておりますが、現時点におきましては14名でございます。1名外れますので、13名という形になるわけでございますが、これまでも申し上げましたとおり、平成27年からは第6期の介護保険事業計画に移行するというので、平成26年度が策定年と。そういったことで、この委員会につきましては大変重要な役割を果たすということで、委員の構成につきましても4月1日から新たになりますので、そうしたことで、委員の構成については再度検討してまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第19号「三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第9、議第20号「三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第20号「三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。



本案につきましては、「地方税法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたくご提案するものであります。

その内容といたしましては、地方税法の改正に伴い、本町下水道事業の負担金及び分担金に係る延滞金等についても改正する必要性が生じたことから、国の規定、並びに本町税条例にならない改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第20号「三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第10、議第21号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第21号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税関係法令、並びに道路法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その内容といたしましては、消費税率の改正に伴い、1ヵ月未満の占用に係る占用料に乗じる値を改めるとともに、国有林野事業が一般会計化されたことに伴い、国の行う事業に関する例外規定等が改められたことから、国の規定に併せて条文の整備をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論ありませんか

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから議第21号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（成田光雄議員） 日程第11、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

- 議 長（成田光雄議員） 本件は地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって、平成26年第1回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前11時15分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成26年3月19日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番